

令和 7 年度 国の施策に対する

重点提案・要望

令和 6 年 6 月

千 葉 県

目 次

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

- (1) 災害から県民を守る「防災県」の確立 1
 - ① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化
 - ② 電力の安定供給に向けた取組
 - ③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大及び事務の電子化推進
 - ④ 地震・津波対策に係る防災力の強化
 - ⑤ 能登半島地震を踏まえた対応
 - ⑥ 市町村の消防広域化に対する財政支援の強化
 - ⑦ 地域防災力の中核となる消防団の活性化
 - ⑧ 国民保護対策の推進

2 防災基盤の整備

- (1) 災害に強い社会資本の整備 13
 - ① 道路ネットワークの機能強化等
 - ② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進
 - ③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進
 - ④ 水門操作に係る安全性の確保の推進
 - ⑤ 土砂災害防止法に基づく基礎調査費の確保及び地方負担軽減
 - ⑥ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進
 - ⑦ 災害に強い水道施設の整備を促進するための支援の拡充

3 暮らしの安全・安心の確保

- (1) 治安基盤の強化 27
- (2) 交通安全県ちばの確立 29
 - ① 通学路の安全・安心の確保及び地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理等
 - ② 通学における児童・生徒の安全確保に向けた取組とスクールバスの運行に対する支援の強化
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保 33
 - ① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に
関する早急な対処及び国による万全の財政措置
 - ② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理
 - ③ 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に
関する対応

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

- (1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・
防災力等の強化に向けた支援の拡充 38
- (2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実 40
- (3) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進 43
- (4) 物流における安定した輸送力の確保 46

(5) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展	47
(6) 成田国際空港の鉄道アクセスの充実	54
(7) 観光立県の推進	57
① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の取込に対する支援	
② 外国人旅行者及びMICEの誘致推進	

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援	61
① 持続的な農林水産業に向けた支援策の充実	
② 飼料用米等への支援継続と産地交付金の拡充	
③ 農業の担い手及び担い手組織に対する支援予算の拡充と事業の改善	
④ 漁場環境変化への対策強化	
⑤ 有害鳥獣等の対策強化	
(2) 水産資源の適切な管理	71
① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向けた支援等の強化	
② サンマ・マサバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保	
(3) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援	75
(4) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化	76
(5) 地域の実情を踏まえた土地利用の最適化	77

3 社会資本の充実とまちづくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進	78
(2) 北千葉道路の早期整備	80
(3) 新湾岸道路の計画の早期具体化	82
(4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化	83
(5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実	84
・ 東京外かく環状道路の建設推進	
・ 京葉道路の渋滞対策の推進	
・ 東京湾岸道路の整備推進	
・ 国道51号等の直轄国道の整備推進	
・ 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網等の整備促進	
・ 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等	
(6) 富津館山道路の早期4車線化	88
(7) 東京湾アクアラインの更なる効果発揮	89
(8) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及びJR京葉線の輸送力増強	91
(9) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実	93
(10) 地域公共交通の維持・確保	95
(11) ホームドアの整備による転落防止対策の促進	97
(12) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進	99
(13) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進	101
(14) 利根川及び江戸川の治水対策の推進	103
(15) 社会資本の適正な維持管理	105
① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進	
② 河川・海岸管理施設の維持管理・更新の推進	
(16) 九十九里浜における侵食対策の推進	108
(17) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充	110
(18) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充	112

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

- (1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進 114
- (2) 医療体制の充実 117
- (3) 効率的な医療提供体制の構築に向けた次期地域医療構想の適切な見直し
. 119
- (4) 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保 121
- (5) 訪日外国人等への医療提供に係る支援 122
- (6) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立
. 123

2 高齢者福祉の充実

- (1) 介護人材の確保・定着対策の推進 125

Ⅳ 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

- (1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保
. 129
- (2) こどもの医療費助成制度の創設 132
- (3) 児童虐待防止体制の充実 133
- (4) こどもの貧困対策の推進 136

2 教育施策の充実

- (1) 学校教育の充実のための教職員等の体制強化 138
- (2) 学校における専門スタッフ・外部人材の充実 140
- (3) 多様な教育ニーズに対応した支援の充実 143
- (4) 「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援 145
- (5) 学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化
. 147
- (6) 義務教育における学校給食費への財政支援 149
- (7) 私立学校の運営等に対する支援策の充実 150
- (8) 部活動の地域移行に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援
. 153
- (9) 高等学校等就学支援金制度の拡充 155

Ⅴ 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現

- (1) 女性活躍を推進する取組の充実・強化 156
- (2) 我が国の活力向上に向けた外国人政策の推進及び多文化共生社会の実現
のための支援の拡充 161
- (3) 性的マイノリティに関する全国的な実態把握及びL G B T理解増進法に
基づく「基本計画」等の早期策定 164
- (4) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進 165

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 166
- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用 . . . 170
- (3) PCB廃棄物の適正処理の推進 172
- (4) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進 175
- (5) ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策 177

◎ 施策横断的な取組

1 デジタル社会の推進

- (1) デジタル施策の推進 179
- (2) 自治体の情報システムの標準化・共通化 180
- (3) 治安基盤の強化 182
- (4) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・
防災力等の強化に向けた支援の拡充 182
- (5) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実 182
- (6) 有害鳥獣等の対策強化 182
- (7) 「GIGAスクール構想」実現に向けた取組への支援 183

2 カーボンニュートラルに向けた取組の推進

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 184
- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用
. 185
- (3) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・
防災力等の強化に向けた支援の拡充 186
- (4) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展 186
- (5) 漁場環境変化への対策強化 186
- (6) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進 . . . 186

3 行財政基盤の強化

- (1) 地方税財政の充実・強化 187
- (2) 地方分権の推進 189

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化

提案・要望先 内閣府、国土交通省
千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 電力供給網の予防保全を図るため、危険木の事前伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 猛烈な台風等による風害等の被害が甚大化する中、風害対策に必要となる科学的知見に基づいた被害想定を行うため、調査研究の充実・強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風では、記録的な暴風により、住民生活に甚大な被害が生じた。今後も、気候変動の影響等に伴い、台風などの災害の激甚化の傾向が続くことが危惧され、大規模停電などの被害への対応が喫緊の課題となっている。
- 大規模停電を予防するためには、樹木の事前伐採（予防伐採）の推進等が効果的であり、本県でも、電力事業者と協定を締結した上で、予防伐採について検討を進めているところであるが、役割及び費用負担の在り方が定まっておらず、電力事業者等の関係者間での調整に苦慮している。
- 風害対策の必要性は、令和元年房総半島台風等災害対応検証会議においても、委員（外部有識者）から指摘されているところであるが、科学的知見を踏まえた対策を講じるため、風害の被害想定に関する基礎的な調査研究が必要である。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

② 電力の安定供給に向けた取組

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 商工労働部、環境生活部、防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ② 電力の安定供給に向けた取組

【具体的な提案・要望内容】

- 1 電力の安定供給は国民生活や経済活動にとって重要であることから、電力需給ひっ迫の事態が生じないように、国が責任をもって、常に安定的な電力供給を確保できるよう対策を講じること。
- 2 電力需給ひっ迫のおそれが生じたときは、国として電力事業者と緊密に連携し、国民や企業等があらかじめ対応策を講じることが可能となるよう早期の段階で適切な情報提供を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国から、令和4年3月に「電力需給ひっ迫警報」、同年6月には「電力需給ひっ迫注意報」が発令される事態になったほか、夏季や冬季における節電の要請が出されるなど、電力の安定供給に課題が生じた。
その後、令和5年度は、休止した火力発電所を再稼働したこと等により、電力需給ひっ迫の事態を回避したが、依然として東京エリアでは、トラブルによる停止のリスクが高い、運転開始後40年以上経過した老朽火力発電所が供給力全体の約1割を占めていることを踏まえ、今後も、国民生活や経済活動に重大な支障が生じないように、国は責任をもって、十分な発電設備を確保することや、発電設備の休止予定等を従来以上に管理することなど、対策を講じる必要がある。
- 本県では、国から節電の協力を求める電力需給ひっ迫注意報が発令された場合には、国の情報を基に、市町村をはじめ関係団体に節電の協力依頼を周知するとともに、県民や事業者に対してホームページやSNSを通じて広報を実施してきた。
しかしながら、国からの情報提供では、発電所の稼働・停止状況や天気予報等を踏まえた電力需給の見通し、ひっ迫を回避するため具体的にどの程度の節電をすればよいのか、などについて、十分な説明がなされておらず、県民や事業者が、ひっ迫状況を正確に把握し、的確な対応策を講じることが難しい状況にある。
県民や事業者が電力需給のひっ迫が見込まれる場合の準備を円滑にできるよう、国が中心となって、迅速、かつ、的確でわかりやすい情報提供を行うこと。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大及び事務の電子化推進

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

③ 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し・支給対象の拡大及び事務の電子化推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一市町村でも適用対象となる場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災市町村が支援の対象となるよう見直すこと。
- 2 被災者生活再建支援制度については、損害割合 30%以上の半壊が支給対象となっているが、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とするとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。
- 3 国及び関係機関において、申請・審査・支給に至る一連の事務の電子化を推進すること。

【直面している課題・背景】

1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について

- 現行の被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）では、その適用範囲は、市町村又は都道府県単位で一定数以上の被害があった場合とされている。そのため、同じ災害で同じような住宅被害を受けた世帯でも、居住する市町村によって支援に不均衡が生じうる。
- 平成 25 年 9 月の竜巻被害においては、同一災害による一連の被害でありながら、全壊世帯が 10 世帯以上であった埼玉県越谷市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が 1 世帯であった野田市では支援法が適用されなかった。
- さらに、令和 5 年台風第 13 号の接近に伴う大雨では、県内に広範な被害が生じたが、支援法は 2 市町のみ適用だったため、県では県内全域で県独自制度を実施し、被災者支援を行った。県制度が実施されなかった場合は、県内でも支援の不均衡が生じる可能性があった。
- 近年は、毎年のように豪雨や台風による浸水や土砂災害などの様々な被害が発生しており、今後、広範囲にわたる災害によって離れた地域に全壊被害が発生する可能性が高まっている。一部地域が適用対象となった場合は、

全ての被害区域が支援の対象となるよう適用要件を見直す必要がある。

2 被災者生活再建支援制度の支給対象の拡大及び財政支援について

○ 令和2年12月4日に支援法が改正され、半壊（損害割合20%以上40%未満）のうち、30%台の中規模半壊まで支給対象が拡大されたが、半壊は住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものであり、損害割合20%台も含め、全ての半壊世帯を支援する必要がある。

また、令和元年房総半島台風等の一連の災害では、全県で6,963棟と多数の半壊被害が発生し、県では、災害救助法による応急修理と県独自の補修制度により支援を実施しているところであり、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とする必要がある。

3 被災者生活再建支援制度事務の電子化について

○ 被災者生活再建支援金については、被災者が申請書類を市町村窓口へ提出、県を経由し、（公財）都道府県センターが審査し被災者への支給を行うが、書面の郵送により事務を処理していることから、被災者が事務の進捗状況を容易に把握できない、支給までに時間を要するなどの問題が生じている。

そこで、マイナポータル及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が推進するクラウド型被災者支援システムなどを活用し、被災者、市町村、県、都道府県センター間の事務の電子化を図り、被災者の利便性向上と手続きの迅速化を進める必要がある。

【千葉県における支援法の適用状況】

- ・東日本大震災（県全域）
- ・平成25年台風第26号（茂原市）
- ・令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害（県全域）
- ・令和5年台風第13号による災害（茂原市・長南町）

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

④ 地震・津波対策に係る防災力の強化

提案・要望先 内閣府、国土交通省、文部科学省
千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ④ 地震・津波対策に係る防災力の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国が責任をもって S-net の観測データを活用した市町村ごとの津波高、津波到達時間、津波浸水域等の詳細な津波予測情報を配信すること。
- 2 「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域内の津波避難施設や避難路の整備など緊急に実施しなければならない事業について、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と同等に国の補助率のかさ上げなど具体的な財政上の措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災による大規模な津波災害を受けて、国は海溝域で発生する地震や津波をリアルタイム、かつ、直接検知し、精度の高い情報を早期に提供する目的で日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を整備した。
本県では、S-net の観測データを基に詳細な津波情報を予測する「千葉県津波浸水予測システム」を整備運用している。
しかし、日本海溝、相模トラフで巨大地震がひとたび発生すれば、津波による被害は、本県にとどまるものではなく、地域で統一的な基準による予測情報を共有し、連携して対策にあたる必要があるため、国において浸水予測システムを開発し、予測情報の配信を行うことを要望する。
- 国は、国難級の災害として「首都直下地震」「南海トラフ地震」「日本海溝・千島海溝地震」を想定し、それぞれ特別措置法を制定し対策を促進するとともに、関係都道府県に対しては、地震防災対策の迅速な推進を求めている。
うち、「日本海溝・千島海溝地震」については、令和4年度、特別措置法の改正により、特別強化地域の指定が行われ、避難施設や避難路の整備に対し、南海トラフ地震と同レベルの財政支援措置が行われることとなったが、本県においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震の双方とも、特別強化地域に該当する地域は少ない。
一方、本県では、相模トラフ沿いの地震により大きな被害があると見込まれ、本県全域が、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域に指定されているが、同区域に対しては国の財政支援はないところであり、今後の地震、津波対策を進めるため、財政措置の強化を要望する。

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

⑤ 能登半島地震を踏まえた対応

提案・要望先 内閣府

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ⑤ 能登半島地震を踏まえた対応【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 災害時に孤立のおそれがある地域における避難所の備蓄の強化や、通信手段・物資輸送手段の確保等の孤立集落対策に必要な費用に対する財政支援措置を講じること。
- 2 大規模災害時に避難の長期化が見込まれる場合の広域的な避難が円滑に実施できるよう、広域避難のスキームづくりに取り組むこと。

【直面している課題・背景】

- 令和6年能登半島地震においては、道路の寸断等により孤立集落が発生し、救助や物資供給に支障が生じたほか、電気・水道の途絶により避難の長期化や避難所の衛生環境の悪化などの状況が生じた。
- 半島という共通する地理的特性を有する本県としても、同様の状況を想定して、孤立のおそれがある地域に関する調査を実施したところであり、これら地域における避難環境の整備や通信の確保対策などに取り組む必要があるが、対象箇所が相当数に及び多額の費用を要するため、財政支援が必要である。
- また、災害時、被災市町村において良好な避難環境の確保が困難な場合等には、能登半島地震と同様に県域を越えた避難が必要となる場合が想定されることから、国において、避難先・避難経路・避難手段の確保などの広域避難のスキームづくりに取り組むことを要望する。

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

⑥ 市町村の消防広域化に対する財政支援の強化

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

⑥ 市町村の消防広域化に対する財政支援の強化

【具体的な提案・要望内容】

消防体制の強化を図るため、消防広域化に取り組む市町村に対し、必要な財政支援を行うこと。

また、普通交付税不交付団体へも、インセンティブとなる効果的な財政支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 人口減少が進む社会の中で、大規模化する災害や高齢化に伴う救急需要の増大などに対応しうる消防力を確保するためには、消防の広域化が非常に有効な手段である。
- しかし、小規模な消防本部では、広域化による消防力の維持強化が喫緊の課題である一方で、比較的規模が大きい消防本部においては差し迫った議題とされておらず、消防本部の規模や財政力の差による温度差が著しい。広域化の実現には、小規模消防本部以外の消防本部に訴えるインセンティブが必要である。
- 現在消防庁では、広域化を行う団体に対し消防署所の増改築費や消防車両整備に財政支援を行っているが、いずれも広域化に伴って行うものに限られており、支援対象は限定的である。また、本県には7団体の地方交付税不交付団体※があり、現行の財政支援はほとんど交付税措置であることから、本県の広域化の進展のためには、交付税以外の財政支援が必要である。

※ 市川市、成田市、市原市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、芝山町 (R5)

(枠付きは広域化対象市町村、下線は広域化対象市町村に隣接する市町村)

【参考】

1 国の指針に基づく広域化対象市町村の考え方

原則指定	特定小規模消防本部	消防吏員数50人以下	栄町
可能な限り 指定	準特定小規模消防本部	消防吏員数100人以下	富津市、 富里市
	小規模消防本部	管轄人口10万人未満	銚子市ほか 10市町※

※旭市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、匝瑳市、横芝光町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町（下線は一部事務組合）

2 本県における消防広域化の検討状況

印旛地域において令和3年11月に消防広域化に係る印旛地域関係部課長・消防長会議を設置し、検討中。

参加団体（計9市町6消防本部、下線は小規模消防本部）

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、成田市消防本部、四街道市消防本部、富里市消防本部、栄町消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、印西地区消防組合消防本部

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

⑦ 地域防災力の中核となる消防団の活性化

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ⑦ 地域防災力の中核となる消防団の活性化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地域防災の要である消防団活動の活性化に向けて、若年層における消防団活動への理解促進とイメージアップが喫緊の課題であることから、若年層に対する情報発信を効果的に行うこと。
- 2 消防団が保有する車両総重量3.5トン以上の消防自動車を、普通免許で運転可能な3.5トン未満の消防自動車に更新するための経費を補助対象に加えること。

【直面している課題・背景】

1 若年層における消防団活動への理解促進及びイメージアップについて

- 消防団員の減少に歯止めがかからず、特に若年層の加入者は著しく減少しており、若年層の参加促進が急務である。
- 団員減は全国的に深刻であり、国では「消防団員の処遇等に関する検討会」の令和3年度の最終報告で、団活性化のため、操法訓練などの過度な負担の改善と、消防団の活動の重要性ややりがいを広く伝え、イメージアップを図ることが重要であると指摘した。
- 本県では、県内全消防団員を対象としたアンケート調査を実施し、消防団活動の実態把握や訓練等における消防団員の負担軽減策の検討を行ったほか、若者向けSNS広告や各種イベント開催を通じて消防団への加入促進を図っているが、消防団活動にはネガティブなイメージは未だ根強く、それが入団を阻む一因ともなっているため、国においてメディアを活用して、消防団の良いイメージを広く訴えるPRを求めたい。

2 3.5トン未満の消防自動車への更新経費に対する財政支援

- 消防自動車については、準中型自動車免許の創設と改正道路交通法の施行に伴い、平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した者は車両総重量3.5トン以上の車両は運転出来なくなった。
- 国ではその措置として消防団員が準中型自動車免許の取得経費に対し特別交付税措置を実施したが、消防団活動のために準中型免許が求め

られることが団員に与える負担は大きく、保有する消防車両が3.5トン以上である団にとっては、団加入の阻害要因となりうる現状がある。

【参考】

①消防団設備整備費補助金について

- ・令和2年度交付実績 20団体（補助総額：31,597千円）
- ・令和3年度交付実績 5団体（補助総額：1,590千円）
- ・令和4年度交付実績 7団体（補助総額：6,424千円）
- ・令和5年度交付決定額 7団体（補助総額：19,950千円）

②準中型自動車免許について（令和5年4月1日現在）

- ・各種自動車免許を保有している団員数：21,420人
- ・うち、普通免許（平成29年3月12日の改正道路交通法施行以降に取得）を保有している団員数：1,001人※改正後普通免許保有率：約4.67%
- ・準中型自動車免許取得に係る助成制度は12市町で実施
東金市、勝浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、鋸南町

③消防団車両について（令和5年4月1日現在）

- ・消防団車両総数：1,725台
- ・うち、3.5トン以上の車両数：648台
※3.5トン以上の車両割合：約37.6%

I 危機管理体制の構築と安全の確保

1 危機管理体制の構築

(1) 災害から県民を守る「防災県」の確立

⑧ 国民保護対策の推進

提案・要望先 内閣官房、総務省
千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】 ⑧ 国民保護対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際情勢が緊迫する中、国民保護対策に係る事業を円滑に推進するため、訓練の重要性や状況に応じた避難行動について国民や事業者の理解が深まるよう、国として普及啓発及び広報の充実・強化を図ること。
- 2 武力攻撃に対する対応能力向上を図るため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の改修などにより情報伝達の更なる迅速化を図るとともに、武力攻撃等の類型ごとの基本的な被害想定の手引きなど、実効的な訓練の実施に向けた支援を行うこと。
- 3 緊急一時避難施設を含めた避難施設について、施設管理者の同意を得やすいよう、国として施設利用時における損害補償を制度化し、関係機関への働きかけを強化するとともに、地下シェルターの整備も含めた実効性のある避難施設のあり方について示すこと。

【直面している課題・背景】

- ウクライナ紛争の長期化や北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など国際情勢は緊迫化しており、様々な事態を想定した訓練の実施や避難施設の指定など国民保護の体制の強化が喫緊の課題となっている。
- 国民保護対策を円滑に推進するためには、国民や事業者の自発的な協力が重要であることから、国と地方公共団体が連携し、平時より訓練の重要性や状況に応じた避難行動について、国民や事業者の理解が深まるよう積極的に普及啓発を行い、国民保護に対する意識醸成を図る必要がある。
- 国は、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達時間を一層早めるため、ミサイル発射情報の送信の迅速化等を内容としたシステム改修を進めているが、本システムは国民の避難行動時間を確保するうえで非常に重要なシステムであることから、迅速、かつ、適切な情報伝達が行えるようシステムの改修等を継続的に検討していくことが必要である。
- 本県では、爆破テロや化学物質散布などの想定のもと、訓練を実施しているところであるが、武力攻撃を想定した訓練の実施に当たり、基本的な

被害想定がないためその企画に苦慮している。県独自で類型ごとに応じた武力攻撃の被害想定を作成することは困難であるため、国による支援が必要である。

- 武力攻撃事態等において、住民の避難及び避難住民等の救援を的確、かつ、迅速に実施するため国民保護法第148条に基づき、県では、令和6年3月25日現在、避難施設として2,352箇所、このうちミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減するための緊急一時避難施設については、地下施設63箇所を含む1,754箇所を指定しているところ。避難施設の人口カバー率は、緊急一時避難施設全体で約113.1%であるが、地下施設については約1.2%に留まっており、更に指定を推進していく必要がある。

そのうえで、CBRNEなど、より過酷な攻撃を想定した地下シェルターを含む避難施設については、求められる仕様や機能等が示されていない状況であるため、国において調査・検討を進めるとともに、整備方針を示す必要がある。

【参考】 避難施設のうち緊急一時避難施設の指定状況（令和6年3月25日現在）

	全体	
		うち地下施設
施設数	1,754	63
指定面積（千㎡）	4,953	52
収容人数（千人）	6,003	63
人口カバー率（%）	113.1	1.2

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

① 道路ネットワークの機能強化等

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ① 道路ネットワークの機能強化等

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏中央連絡自動車道や北千葉道路などの幹線道路ネットワークについては、ミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化を図り、シームレスな速達性・多重性を確保すること。また、高規格道路の代替機能を発揮する一般道路によるダブルネットワークの強化を推進すること。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に必要な道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等の推進を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても必要な予算・財源を確保すること。また、令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるために必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 4 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。

【直面している課題・背景】

- 令和5年台風13号や令和6年能登半島地震では、高規格道路は救援・救護活動の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところであり、近年の激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、被災後速やかに機能する強靱で信頼性の高い道路ネットワークが必要である。

しかし、圏央道や北千葉道路などの高規格道路については、未開通区間があるとともに、開通済み区間も一部で暫定2車線での供用となっている。

また、房総半島を有する千葉県において、茂原・一宮・大原道路などの外房地域の骨格を形成する高規格道路については、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ早期に計画を具体化し、計画的に事業を推進する必要がある。

さらには、高規格道路の代替機能を発揮する国道127号などの直轄国道についても、防災上の課題の解消に取り組む必要がある。

- 地方道においても、これまで以上に、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、強靱化対策に取り組んでいるところであるが、対策期間完了後も継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害への対応や、避難に繋がる迅速な情報提供や災害発生時の機敏な初期対応など、防災・減災、国土強靱化への取り組みに向け、地方整備局等の体制の充実・強化や資機材の確保が必要である。

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

提案・要望先 国土交通省、農林水産省
千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】

② 河川・海岸等における津波・高潮・耐震・水害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 津波・高潮・耐震・水害対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの施設の早急な整備が必要であり、多大な事業費を要することから、必要な予算を確保すること。
- 2 近年、激甚化する水災害に対応するため、河川、海岸における治水対策、下水道をはじめとする内水氾濫対策の強化など、水害対策をより一層推進させるために必要な予算を継続的に確保すること。
- 3 災害ハザードエリアからの移転の支援について、近年の頻発化・激甚化する災害を踏まえ、災害のおそれのある区域からの移転制度について、既存の制度では対象外となる小規模の移転を可能とする制度の拡充について研究すること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を踏まえて順次整備を進めているところである。また、これに併せて各種施設の耐震対策にも取り組んでいる。
- 港湾・海岸・河川・漁港等では、復興事業終了後においても堤防の被覆化や防潮堤の整備、水門・陸閘の自動化や遠隔化、九十九里沿岸以外の津波対策など、多くの事業がある。
- 防護水準が津波より高潮高波が上回る東京湾内湾の県管理河川のうち、既設護岸高さが計画高潮位に対応した堤防高さを下回る4河川においては、近年の気候変動や、既往最大潮位を更新した平成30年の大阪湾の高潮被害等を踏まえると、施設整備を早急に実施する必要がある。
- 近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨などが頻繁に発生しており、本県でも、令和元年10月25日の大雨や、令和5年9月の台風第13号の

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ③ 千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区の水門、排水機場及び護岸は建設から50年以上が経過し、老朽化が著しく、耐震性の確保も必要であるため、大規模で高度な技術を要する水門、排水機場及び護岸の改修について、国において整備を推進すること。

また、県が実施する水門、排水機場及び護岸の整備に必要な予算を十分確保すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉港海岸船橋地区では、背後地の都市化が進展し企業の立地及び人口の集積化が顕著、かつ、公的重要施設の立地も図られているところだが、ゼロメートル地帯を抱えているため、高潮から人命や財産を防護する海岸保全施設の重要性が非常に高い地区となっている。
- しかしながら、多くの海岸保全施設が昭和40年代に築造され老朽化や地盤沈下が著しいことから、地元では、地域住民による促進協議会が立ち上げられ、シンポジウムの開催や国への要望活動が活発に行われており、早期の耐震性の確保や施設改修を求めている。
- そのような中、令和4年度から大規模で高度な技術が必要となる水門、排水機場及び護岸の改修が国により事業化され、地元からは早期整備が求められている。
- 高潮対策事業に当たっては、県施工区間の整備も直轄事業区間と同時に進めていくため、その予算の確保が必要である。

【参考】千葉港海岸船橋地区 直轄事業化箇所図



※ 赤文字 直轄事業化区間

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

④ 水門操作に係る安全性の確保の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ④ 水門操作に係る安全性の確保の推進

【具体的な提案・要望内容】

津波被害を最小限に抑えるため、津波発生時に迅速、かつ、確実に水門を閉鎖し背後地の浸水被害を防止するとともに、水門操作員の安全を確保するため、既設の水門の自動閉鎖や遠隔操作等の改良を速やかに行う必要があることから、国として海岸保全施設と同様に河川の既設水門の改良について、交付金措置などの財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災において、水門の閉鎖作業に携わった消防団員等が相次いで津波に巻き込まれ尊い命を落とした。

また、国は、「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」を平成23年6月24日に施行し、「海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖などの改良」を規定したところである。

県では、復興事業を活用し、東日本大震災の被災地域にある河川、海岸に設置されている水門等の自動化や遠隔監視等の改良を実施した。

しかし、復興事業区間外の水門等の改良を推進するための国の財政支援は、海岸保全施設に限られており、津波の遡上区間にある河川の既設水門等の改良を進めるには多大な費用を要することから、財政支援が必要である。

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

⑤ 土砂災害防止法に基づく基礎調査費の確保及び地方負担軽減

提案・要望先 総務省、国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

⑤ 土砂災害防止法に基づく基礎調査費の確保及び地方負担軽減

【具体的な提案・要望内容】

都道府県が実施する土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査や、指定完了後の2巡目以降の基礎調査については、土砂災害防止法の円滑、かつ、着実な実施が確保されるよう、国費率のかさ上げや起債充当を認めるなど、地方負担の軽減を図ること。

【直面している課題・背景】

- 土砂災害防止法に基づき、県が地形や土地の利用状況などを調査する「基礎調査」を実施し、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域を、土砂災害警戒区域等として指定している。
- 令和3年5月末までに11,006箇所 of 区域指定を完了させたところだが、国が令和2年8月に改訂した基本指針に基づき、危険箇所の再選定を行ったところ、新たに10,744箇所の危険箇所（基礎調査予定箇所）の基礎調査が必要となった。これらの箇所について、令和3年度から令和7年度までの5年間で区域指定を完了させることとしている。
- また、全ての区域指定完了後は、引き続き、2巡目以降の基礎調査を5年に1回の頻度で実施することとされており、基礎調査に係る地方負担の軽減が必要である。現行では、県の負担が3分の2と大きく、起債も充てられないことから、国費率の引上げと起債の充当による財政支援が必要である。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

⑥ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 ⑥ 医療機関等の防災力の強化と耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 発災前に土嚢を設置するなど、被害軽減策を講じる必要性が生じた場合、設置した土嚢の撤去等の原状復帰を含め、その際に活用できる補助制度を創設すること。また、医療施設等災害復旧費補助の対象について、分娩を取り扱う有床診療所などにも拡充すること。
- 2 災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し衛星電話の設置を促進するため、「医療施設非常用通信設備整備事業」の対象医療機関を拡充すること。
- 3 災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度について、補助基準額、対象面積及び基準単価を引き上げるとともに、Is値0.6未満の病院を広く対象とするなどの拡充を図ること。
- 4 災害拠点病院以外の医療機関についても十分な備蓄が確保できるよう、備蓄倉庫の設置に活用できる補助制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 1 土嚢設置補助の創設及び医療施設等災害復旧費補助の対象拡充について
 - 本県の医療機関は令和元年度に生じた台風15号等により、甚大な被害を被った。一方、発災前に土嚢を設置したことなどにより、被害が軽減できた医療機関があった。
 - 医療施設災害復旧費の補助対象については、例えば周産期医療分野では周産期母子医療センターのみに限定されているなど、甚大な被害を受けた医療機関であっても補助を受けることが出来ない状況にある。
- 2 医療施設非常用通信設備整備事業の対象拡充について
 - 災害時においては複数の通信手段を確保しておくことが求められるが、医療機関における衛星電話保有状況は一般病院で57/521病院と低い状況であり、設置を促進するため、現在救命救急センター、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院に限られている対象医療機関の拡充が求められる。

3 医療施設等耐震整備事業の拡充について

- 本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、令和5年9月時点で県内病院の耐震化率 I s 値 0.6 以上は、約 80%にとどまっている。
- 現在の「医療施設等耐震整備事業」では、補助対象が I s 値 0.4 未満の二次救急医療施設、I s 値 0.3 未満の病院などに限られていることから、耐震性が不十分とされる I s 値 0.6 未満であるにもかかわらず、整備事業の対象とならない医療機関があり、耐震化が進んでいない。
- なお、過去事業である「医療施設耐震化臨時特例交付金」では、I s 値 0.6 未満の二次救急病院も対象としており、二次救急病院の耐震化が進んでいた。
- 令和5年度に基準額が増額されたものの、事業者からは耐震化に係る費用と基準額が見合っていないとの意見もあり、これも整備が進まない要因の1つとなっている。

4 備蓄倉庫設置補助の創設について

- 非常用自家発電設備や給水設備については、「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」があり、災害拠点病院以外の医療機関を対象とした設備整備補助事業が創設されている。
- 一方、備蓄倉庫の設置について、災害拠点病院に関しては、「災害拠点病院施設設備事業」及び「災害時拠点強靱化緊急促進事業」等の補助事業があるが、その他の医療機関については対象になっていない。

【参考：医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	医療提供体制施設整備交付金 (医療施設等耐震整備事業)	医療施設耐震化臨時特例交付金 (平成27年度に終了)
対象	①補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター等 ②I s 値0.4未満の二次救急医療施設 ③I s 値0.3未満の病院	耐震性が不十分であると証明された建物又はI s 値0.6未満の建物 ①災害拠点病院・救命救急センター ②二次救急病院
補助実績 (件)	H26:1 (②)、H27:1 (③)、H28:1 (②) H29:0、H30:0、R1:0、R2:2 (①、③) R3:2 (②、③)、R4:1 (③) ※公立は対象外	H25:5、H26:6、H27:2 (すべて②) ※公立も対象
基準面積 及び単価 ・補助率	①2,300㎡×47,500円/㎡ (※) (※) 補強が必要と認められるもの ②、③2,300㎡×225,500円/㎡ 補助率はいずれも1/2 ※既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合、調整率0.95を乗じる	①8,635㎡×276,000円/㎡ 補助率0.7 ②8,635㎡×165,000円/㎡ 補助率0.33~0.6 ※病床削減等の補助要件あり

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

2 防災基盤の整備

(1) 災害に強い社会資本の整備

⑦ 災害に強い水道施設の整備を促進するための支援の拡充

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部、企業局



【提案・要望事項名】

⑦ 災害に強い水道施設の整備を促進するための支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

1 水道施設の耐震化に関する支援の拡充

- (1) 防災・安全交付金における水道施設の耐震化に係る事業について、同交付金の「下水道総合地震対策事業」と同等の交付率となるよう、交付率の引上げを行うこと。また、資本単価や水道料金に係る基準を引き下げる等、採択要件の緩和を図ること。
- (2) 同交付金の「水管橋耐震化等事業」について、補助対象として配水本管を加えること。
- (3) 同交付金の「老朽管更新事業」について、平成29年度以後に実施された新規事業についても対象とすること。
- (4) 能登半島地震を受け、半島地域の水道施設の耐震化をより一層加速するため、水道施設の耐震化に係る補助事業について、半島振興対策実施地域に対する補助率のかさ上げ等の優遇措置をとること。

2 水道施設の停電対策・浸水対策に関する支援の拡充

- (1) 水道施設における停電対策・浸水対策を強化するための補助制度である「水道施設機能維持整備費」事業について、補助率の引上げを行うこと。
- (2) 同事業について、小規模な施設を対象に加えることや、資本単価を引き下げること等、採択要件の緩和を図ること。

3 災害に強い水道施設の整備に必要な予算の確保

水道施設の耐震化や停電・浸水対策等を確実に進めるため、要望額に対して満額交付できるよう、必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

1 水道施設の耐震化に関する支援の拡充

- 令和6年能登半島地震では石川県能登地域等において大規模な断水被害が発生したところであり、水道施設の耐震化の重要性が再確認された。災害時においても県民に水を安定して届けるために水道施設の耐震化を早急に進めていく必要がある。
- 本県における水道施設の耐震化率は、基幹管路については全国平均を

上回っているが、浄水施設及び配水池については全国平均を下回っている。また、県内46事業で耐震化率に大きな差があり、かつ、全国平均を下回る事業が多数存在する状況にある。

- 水道施設の耐震化に係る交付金制度である生活基盤施設耐震化等交付金は水道行政の移管に伴い、防災・安全交付金へ移行された。同交付金の下水道総合地震対策事業では公共下水道及び流域下水道について、交付率は1/2とされている。一方で、現行の生活基盤施設耐震化等交付金の水道施設の耐震化に係る事業の交付率は1/3又は1/4とされており、下水道事業よりも低い交付率となっていることから、上下水道一体の施設整備を進めるため、交付率を下水道事業と同等まで引き上げる必要がある。
- 防災・安全交付金の採択要件について、資本単価においては水道事業では90円/m³以上、水道用水供給事業では70円/m³以上とされているほか、水道料金や企業債残高等においても要件が定められており、効率的な水道事業経営を努める事業者が採択要件により補助対象とならないため、採択要件を緩和する必要がある。
- 水管橋耐震化等事業は、補助対象が布設後40年以上経過し、他の管路によりバックアップができない導水管、送水管に係る更新事業及び水管橋の補強、改築とされ、配水本管は対象外とされている。
配水本管も本事業の補助対象とし、基幹管路の耐震化を進める必要がある。
- 本県においては、バックアップができない配水本管の水管橋は19箇所あり、このうち布設後40年以上経過した10箇所について、整備を進める必要がある。
- 老朽管更新事業は、平成28年度以前に採択された事業計画に基づく事業を対象としているが、こうした時限措置を撤廃して継続的な補助事業とすることにより、老朽化した管路の耐震化を確実に進める必要がある。
- 能登半島地震では、道路の亀裂や土砂崩れなどで交通が寸断され、多くの集落が孤立状態となった。半島地域においては風水害や地震等により地域が孤立するケースがあるなど、災害に対して脆弱であり、事前の備えとして耐震化を強力に進める必要がある。

2 水道施設における停電対策・浸水対策に関する支援の拡充

- 令和元年に発生した房総半島台風等においては、広域的な停電による大規模な断水被害が発生したところである。
県内水道事業体の非常用自家発電設備の整備状況は、可搬式の発電機で対応可能な場合や地形的な要因で設置できない場合等を除くと73.3%（令和5年11月時点）、浸水対策の実施状況は43.3%（令和5年5月時点）に留まっており、早急な対策強化が必要な状況となっている。
- 水道施設機能維持整備費における停電・浸水対策の補助率について、対策工事には多額の費用を要することから、事業体の負担を軽減するためには、補助率を引き上げる必要がある。
また、房総半島台風による被害が集中した本県南部に設置されている小規模な浄水場（断水影響戸数2千戸未満）への整備が補助対象外とされているほか、資本単価が水道事業においては90円/m³未満、水道用水供給

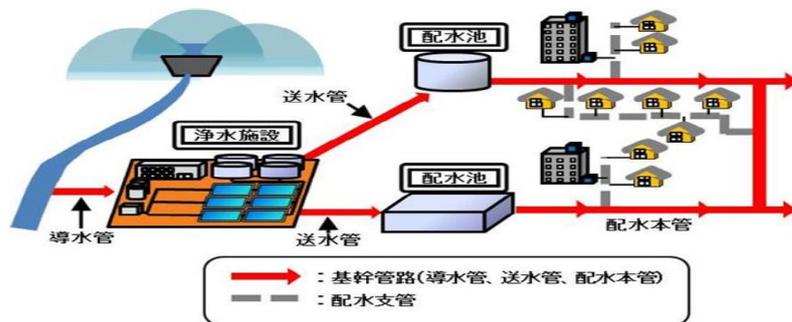
事業においては70円/m³未満の事業体は、影響戸数が2千戸以上の施設であっても一律に不採択となってしまう。

3 災害に強い水道施設の整備に必要な予算の確保

- 水道施設の耐震化や停電・浸水対策等を確実に実施し、災害時においても安定的に水を供給できる体制づくりのために本事業は不可欠であることから、要望額に対して満額交付できるよう、その予算の確保が必要となる。

【参考】

○基幹管路と配水支管の定義



○県内の水道施設の耐震化率（令和5年3月時点）

	基幹管路※ ¹	浄水施設	配水池
県平均	62.3%	42.4%	55.6%
全国平均	42.3%	43.4%	63.5%
全国平均未満の事業数 (県内46事業中の割合)	13 (28.2%)	29 (63.0%)	27 (58.7%)

※1 基幹管路については耐震適合率

○県内の配水本管の水管橋箇所数(令和5年3月時点)

	箇所数	バックアップ無	左記のうち 40年以上経過	国補助対象	
				現行	要望後
導・送水管	150	124	27	○	○
配水本管	111	19	10	×	○
配水支管	761	192	58	×	×

○自家発電設備の整備状況（令和5年11月時点）

全施設 ^{※1} ①+②	設置済施設 ^{※2} ①	未設置施設 ^{※3} ②			設置率
		国庫補助 対象	国庫補助 対象外	計	
356	261	23	72	95	73.3%

※1 自然流下方式、バックアップ可能、可搬式で対応可能、設置スペースがない施設等を除く

※2 非常用自家発電設備を有するが能力不足（1日平均給水量未満）である施設は含まない

※3 非常用自家発電設備を有するが能力不足（1日平均給水量未満）である施設を含む

○浸水対策の実施状況（令和5年5月時点）

浸水想定区域 ^{※1} に位置している 施設数	浸水対策を 要する施設 ^{※2} ①+②	浸水対策の有無				整備率
		あり ①	なし			
			国庫補助 対象	国庫補助 対象外	計 ②	
50	30	13	12	5	17	43.3%

※1 浸水想定区域：内水（内側の土地にある水）及び外水（河川の水）が氾濫した場合を想定し、各自治体で作成したハザードマップ等において設定された区域

※2 他の施設からのバックアップが可能な施設を除く

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 暮らしの安全・安心の確保

(1) 治安基盤の強化

提案・要望先 警察庁 総務省

千葉県担当部局 県警本部



【提案・要望事項名】 治安基盤の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 SMS機能付きデータ通信専用SIM提供事業者による契約時の本人確認の義務付けを制度化すること
- 2 ランサムウェア等の脅威やネットワーク機器等の適切な保守管理の重要性について、一層の啓発を行うこと
- 3 警察の総合的な検挙対策の推進に向けた、主要幹線道路等への捜査支援システム及び防犯カメラを拡充すること。
- 4 国や地方公共団体から、施設管理者等に対し、より高度な防犯対策の拡充支援をすること。

【直面している課題・背景】

- SMS（ショートメッセージサービス）機能付きデータ通信専用SIMは、契約時に本人確認の義務付けがないことから、架空請求詐欺メールやフィッシングに悪用され、金銭を騙し取られるなどの被害が発生している。

SMSは、携帯電話に標準装備されている機能であり容易に利用できるほか、安全性に関しても、SMSが電話番号に紐付いていて送信されるものであるため、SMSを確認できる者は携帯電話を現に所持している者に限られ、他者による偽装は困難となる利点があることから、広く普及が進んでいる。

そのため、厳格な本人確認がなされていないと、第三者をかたることは可能であり、SMS認証が信頼性のある本人確認の方法たり得るには、契約する際に公的な身分証を用いた本人確認が徹底されていることが前提となっている。

音声通信機能を有さないSMS機能付きデータ通信専用SIMは、本人確認の義務付けの対象外となっていることから、他者による偽装が容易であり、犯行に利用されやすいことから、本人確認の義務付けを制度化することが必要である。

- 社会のデジタル化が急速に進展している中、企業や団体を標的にネットワーク機器の不備を突いた「ランサムウェア」によるサイバー犯罪が多発して

いる。近年、VPN機器をはじめとした企業ネットワーク等のぜい弱性を狙って侵入するなど、企業や各種団体等を標的とした手口に変化している。

そのため、サイバー攻撃による被害に遭わないためには、サイバー犯罪の脅威及びネットワーク機器等の適切な保守管理の重要性を広く認識してもらおうよう、より一層の啓発が必要である。

- 刑法犯の認知件数は、一昨年末から増加傾向が続いており、関東等各地では、特に「自動車盗」及び「金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）の窃盗」の被害の増加が顕著に見られ、中でも太陽光発電施設からの銅線やグレーチングなどの金属盗難被害が急増しており、危機的状況である。

- 検挙対策においては、関係都道府県警察が連携し検挙に取り組み、抑止については、地方自治体や関係団体が広報等の取組を継続しているところであるが、進化する犯行ツール等を駆使した犯行グループらが次々に窃盗を敢行している状況が続いている中、これらの犯罪に迅速、かつ、的確に対応するため、治安基盤の強化が必須であり、各地域の実情に応じた特段の措置を講じる必要がある。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 暮らしの安全・安心の確保

(2) 交通安全県ちばの確立

① 通学路の安全・安心の確保及び地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理等

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

① 通学路の安全・安心の確保及び地域の活力向上のための道路整備や適正な維持管理等

【具体的な提案・要望内容】

- 1 通学路をはじめとして誰もが安全に安心して通行できるように歩道整備や交差点改良、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車走行環境の改善等の交通安全対策について、引き続き必要な予算の確保を図ること。
- 2 交通渋滞の緩和、国際輸送の拠点などへのアクセス向上、救急医療機関への移動時間の短縮等、地域の活力向上、課題解決に必要な道路整備について、予算の確保を図ること。
- 3 予防保全を含む道路の老朽化対策に必要な予算を確保するとともに、効果的・効率的な点検を実施するため、引き続き、点検に関する新技術の開発などを推進すること。

【直面している課題・背景】

- 令和3年6月に八街市で発生した児童の交通事故を受け、通学路の安全確保のため、これまでガードレールの設置や路面のカラー舗装など速やかに実施できる対策は完了したところであるが、引き続き、用地取得が必要な歩道整備などの対策を進める必要がある。

また、令和4年の県の交通事故死者数は、65歳以上の高齢者が約5割を占めていることなど交通事故の発生状況を踏まえ、交通安全対策を進める必要がある。

- 県民生活の利便性向上を図り、県内経済の活性化や観光振興につなげるため、県では、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの県内各地域にアクセスする道路や、地域に密着した道路の整備を進めているところである。

都市部や観光地における交通渋滞の緩和、成田空港や千葉港等へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮などが喫緊の課題となっていることから、地方道を含めた必要な道路を整備することなどにより、生産性向上や経済の好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要である。

○ 予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、必要な予算を確保する必要がある。

また、定期点検の効率化・高度化、質の向上を図るためには、引き続き、新技術の導入に必要な点検支援技術性能カタログや技術基準類の整備を迅速に進めるとともに、コスト縮減となるような新技術の研究開発の促進が必要である。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 暮らしの安全・安心の確保

(2) 交通安全県ちばの確立

② 通学における児童・生徒の安全確保に向けた取組とスクールバスの運行に対する支援の強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

② 通学における児童・生徒の安全確保に向けた取組とスクールバスの運行に対する支援の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 スクールバスへの助成について、児童生徒の通学時における安全確保を目的とした運行も補助対象とすること。
- 2 また、遠距離通学児童生徒のための助成について、補助率を引き上げること。更に、対象要件である小学校4 km、中学校6 kmの通学距離を緩和し、補助開始から5年間と定められている補助対象期間を廃止すること。
- 3 通学路における児童・生徒の安全を見守る人材を確保するため、警備員等を活用する経費を補助対象として加えるとともに、補助率の引上げを図ること。

【直面している課題・背景】

1、2 スクールバスの運行に対する支援の強化について

- 令和3年6月に八街市において発生した児童の交通事故を受け、関係機関が一体となって全県的に通学路の安全確保に取り組んでいる。県、市町村、警察が連携し対策必要箇所への対応を進めているが、道路の改良、拡幅などの施設整備には時間を要することから、早急に児童生徒の安全を確保するために、通学時における児童生徒の見守り及びスクールバスの運行が必要である。
- 人口減少・過疎化により学校の統廃合が進むとともに、通学をめぐる事情も変化する中、国は「通学路における交通安全の確保の徹底について(周知)」(令和5年6月28日文部科学省)において、「通学手段の在り方も含め、各地域の実情に合わせて通学時における児童生徒の安全について定期的な検討」することが重要であるとしている。
- 遠距離通学の緩和に加えて、安全確保の手段としてスクールバスを導入する自治体もあるが、現行のスクールバス運行についての補助制度は、へき地等や学校の統合等による遠距離通学児童生徒(統合等により遠距離

通学（小学校4 km、中学校6 km）となった児童生徒が対象）のためのバス購入費・通学費（運行委託等）への支援に限られている。

- 児童生徒が安全に通学するため、スクールバスの必要性は高まっており、補助率の引上げや要件の緩和、補助対象期間の廃止など、補助制度の拡充が必要である。

3 通学路における児童・生徒の安全を見守る人材の確保について

- 国は、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、スクールガードリーダーが行う見守り活動に対する謝金、スクールガード（ボランティア）の見守り活動に使用する用具代、保険料を補助して地方自治体の取組を支援している（補助率1/3）。
- 通学時における児童生徒の見守りについては、現状、PTA、地域人材などが対応しているが、地域によっては、高齢化や共働き世帯の増加により、人員の確保や地域の協力を得ることが困難な場合もあるため、警備員等の専門人材を活用せざるを得ない状況にある。

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 暮らしの安全・安心の確保

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置

提案・要望先 環境省

千葉県担当部局 防災危機管理部



【提案・要望事項名】

- ① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置

【具体的な提案・要望内容】

- 1 除染等の措置により生じた除去土壌の処分については、国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基準を早急に策定するとともに、同法の基本方針で示す最終処分場の確保等を責任を持って行うこと。
- 2 また、策定された基準に従い自治体が行う処分に係る費用については、国が負担すること。

【直面している課題・背景】

- 「放射性物質汚染対処特措法」では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国が必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。しかしながら、処分の基準が未だ策定されず、各自治体が大量の除去土壌を一時保管せざるを得ない状況となっている。
- また、同法の基本方針で、国が責任を持って行うとされている最終処分場の確保等は実現していない。
- 処分基準に従い、除去土壌を一時保管している自治体が行う処分に係る費用については、国が負担する必要がある。

【参考1：国の除去土壌処分基準の検討状況】

平成29年9月から「除去土壌の処分に関する検討チーム」により、埋立の処分方法について検討されている。平成30年夏から茨城県東海村及び栃木県那須町で、令和3年度から宮城県丸森町で埋立処分の実証事業が行われ、それらの結果を踏まえ、処分基準及びガイドラインを作成するとされている。

また、国は、東京都新宿区、茨城県つくば市、埼玉県所沢市にて実証事業を新たに実施予定であり、令和4年12月には近隣住民を対象とした説明会を開催した。

【参考2：県内の除去土壌（98,627m³、1,668箇所）の保管状況】

（R5.3末現在）

	保管量	箇所数		保管量	箇所数
松戸市	5,997 m ³	293	我孫子市	13,592 m ³	173
野田市	5,484 m ³	24	鎌ヶ谷市	566 m ³	13
佐倉市	1,668 m ³	23	印西市	7,993 m ³	276
柏市	46,447 m ³	613	白井市	663 m ³	24
流山市	16,216 m ³	229			

※ 各施設内や、市が設置した仮置き場などに、保管されている。

※ 県保管分（約7,000m³）は、各施設の所在市の保管量に含まれている。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 暮らしの安全・安心の確保

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

提案・要望先 環境省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部



【提案・要望事項名】② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村等が保管している指定廃棄物を、国の責任において、安全・安心、かつ、速やかに処理を行うこと。なお、指定廃棄物の保管費用等は、国が引き続き、責任をもって負担すること。
- 2 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 指定廃棄物について

- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任において、収集・運搬・保管及び処分を行うこととされている。
- 国は、指定廃棄物を県内1か所に集約して処理することとし、平成27年4月に長期管理施設の詳細調査候補地を提示したが、約9年を経過したものの具体的な進展がなく、本県においても排出自治体等による一時保管が継続している。[県内の保管量は、約3,716.6トン(令和5年12月末時点)]
- また、長期管理施設の設置に向けた今後の具体的なスケジュールが示されず、一時保管の解消への道筋が見通せないことから、一時保管施設の周辺住民等の強い不安が続いている。

2 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について

- 放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できるとされている。
- しかし、現状では、放射能に対する処分場周辺住民の不安等により、依然として処分が困難な状況であり、排出自治体等による保管が継続している。
- また、放射性物質濃度の低減により8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物についても、同様に、処分先の確保が困難なことから、指定解除による処分が進捗しないことも懸念される。
- そのため、国は、安全性や処理方法について、住民や最終処分場設置者の理解を得られるように説明や啓発を行うなど、処分に向けた対策を講ずる必要がある。

I 危機管理体制の構築と安全の確保

3 暮らしの安全・安心の確保

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

③ 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する対応

提案・要望先 経済産業省、農林水産省、国土交通省

千葉県担当部局 防災危機管理部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】 ③ 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する対応

【具体的な提案・要望内容】

令和5年8月24日から開始されたALPS処理水の海洋放出に対し、次の対応をとること。

- 1 地域や業種それぞれの関係者等の懸念の声を直接聞き、対策の実施状況を確認の上、支援漏れを生じさせないように、随時追加・見直しを行うこと。
- 2 業種別の損害賠償の実施に当たっては、実態に即した適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導していくこと。
- 3 処理水の安全性を確保し、国内外に対して、科学的根拠に基づいた、透明性が高く分かりやすい情報を積極的に発信するとともに、引き続き輸入規制を実施している国・地域には、規制の撤廃を強く要請すること。
- 4 農林水産物の生産、加工、流通及び消費の各段階における対策について、実態を踏まえ、必要に応じて機動的に予算を確保するなど、支援を継続すること。
- 5 また、観光面においては、処理水が海洋放出されたことにより生じうる間接的影響について適切な対応策を講じるとともに、原発事故発生時と同様に、本県についても隣県への対策と同等の内容とすること。

【直面している課題・背景】

廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、その作業の過程で発生した汚染水を浄化処理したALPS処理水を保管しており、令和5年8月24日から海洋放出による処分が実施されている。

本県においては、同原発の事故の際に風評被害を受けた銚子市の漁業関係者を中心に強い懸念があり、県では、国に対して責任を持った対応を行うよう要望してきた。

1 対策の実施状況を確認、漏れがないよう随時追加・見直しを行うこと

- 国では、海洋放出の実施に備えて、販路拡大や漁業者支援等の影響を受ける業種への支援メニューを800億円基金で用意していたところ。

令和5年8月の海洋放出により、中国や香港で輸入規制が強化されたことから、新たに影響を受けた産業（北海道のホタテ等）に対して、一時買取・保管や販路拡大等207億円の追加支援を行った。

今後も、あらゆる機会を通じて、地域や業種における懸念の声を直接聞き、実施状況を確認の上、必要に応じた追加・見直しも行いながら、支援漏れが

生じないように、対策を進めていく必要がある。

2 適切な損害賠償が行われるよう東電を指導すること

- 海洋放出によって生じた影響に対し、東京電力は、令和4年12月に公表した賠償基準に基づき各業種に賠償を行っていくこととしているが、業界団体等の声を十分反映させるとともに、今後も適宜見直しを行い、実態に即した適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導していく必要がある。

3 国内外へ情報発信し、また輸入規制の撤廃を要請すること

- 国では、モニタリングを通じて、海洋放出の影響を常に確認し、安全性を担保するとともに、国内外に透明性が高くわかりやすい情報を積極的に発信し、理解を求める必要がある。
- 令和5年8月の海洋放出により、一部の国が輸入規制を強化し（中国、香港、マカオ、ロシア）、これらの国に輸出を行っていた水産業者等に影響が出た。国は、輸入手続上の不合理な対応などについて、中国政府等に対し、即時に撤廃するよう強く求める必要がある。

4 農林水産物の生産、流通及び消費の各段階における対策の継続

- 国はALPS処理水の海洋放出に伴う風評対策として、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等を講じるとしている。
- これまでに、本県農林水産業では、輸出向けの需要が高いアワビ価格の低下や銚子地区のナマコ漁の操業見合せなどの影響が出ている。現在のところ、国内では冷静な対応がなされているが、海洋放出は長期にわたることから、国に対して実態を踏まえた対策の実施を引き続き要望する必要がある。

5 観光面の間接的影響への適切な対策を講じるとともに隣県と同等の扱いとすること

- 観光面においては、本県は、観光庁の令和6年度事業である「ブルーツーリズム推進支援事業」の補助対象外となっているが、処理水放出との因果関係が明らかにはなっていないものの、観光庁「宿泊統計調査」上は、一部の沿岸地域においては、令和5年の宿泊客数が令和4年実績を下回る結果が見られるなどの状況にあるため、速やかに隣県への対策と同等の取扱いとしていただきたい。
- また、今後、数十年にわたり処理水が放出され、将来的に本県への間接的影響が生じるおそれがあるため、国において正確な情報提供を行うなど適切な風評被害防止策を講じること。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・防災力等の強化に向けた支援の拡充

提案・要望先 経済産業省、厚生労働省、環境省
千葉県担当部局 商工労働部、防災危機管理部



【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・防災力等の強化に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立に向け、各社が取り組む研究開発・設備投資や、コンビナートの強みを生かした企業間連携の取組を促すための必要、かつ、十分な支援策を講じること。
- 2 低炭素水素等の供給・利用を促進するため、水素等供給拠点整備に係る事業性調査からインフラ整備までの一貫した支援と既存原燃料と低炭素水素等との価格差に着目した支援については、予算規模を拡充の上、継続的な財政措置を図ること。
- 3 「次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、石油産業以外の産業における生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 4 コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、IoT や AI 等の新技術の導入促進に努めること。

【直面している課題・背景】

- 我が国経済を支える日本最大の素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの立地企業は、激化する国際競争力への対応に加え、2050年のカーボンニュートラルに向けて、様々な研究開発、実証実験に取り組んでいるが、それらを実行するためには多額の費用が求められる。
- 特に代替技術が少なく脱炭素化への転換が困難となる鉄鋼、化学産業等が取り組む研究開発、実証実験への必要、かつ、十分な措置が必要である。
- また、県では、コンビナートのカーボンニュートラル化を実現するため、官民挙げての協議会を立ち上げ、コンビナートの強みを生かした企業間連携を推進するなど、取組を強化している。

- 特にコンビナートのカーボンニュートラル化を推進するためには、燃焼時に **CO2** を排出しない水素・アンモニアの利活用が大変、重要となる。
国においては、令和6年度予算において、水素等の拠点整備に向けた事業性調査の支援を行っているが、本年度の事業性調査終了後の **FEED** 支援、拠点整備支援、価格差支援についても、来年度以降、切れ目なく、支援の充実・強化を図ることが必要である。
- 「次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業」における支援は製油所を中心とした内容となっているが、コンビナートには多様な業種が立地していることから、鉄鋼、石油化学産業等その他の業種の企業が取り組む、設備増強や生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組に対しても、支援の充実が必要である。
- さらに、コンビナートの事業所における事故件数が増加傾向にある中、長年培った経験や知見を有する人材の不足により技術承継が不十分となっており、高度な知識などが要求される保安・防災対策を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。コンビナートの立地企業が取り組む人材育成における研修プログラムの開発等の支援に加え、引き続きドローンによる設備点検、**AI** による配管状況の画像診断などの保安の高度化に向けた取組が必要である。

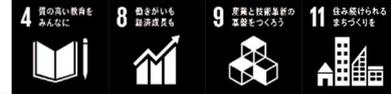
II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(2) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 政府が目指す「賃金と物価の好循環」が確実に実現するよう、企業の生産性向上や適切な価格転嫁等の支援を切れ目なく実施すること。
また、原材料価格の高騰や円安の影響などにより、一部の中小企業では依然として厳しい状況にあることを踏まえ、原材料価格の安定、事業者への支援策等について、引き続き対策を講じること。
- 2 デジタル技術の導入、革新的サービス開発等に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できるよう予算規模を拡充すること。
また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を検討する中小企業への支援の充実に向け、多岐に渡る課題の解決に必要となる高度なIT専門家等の育成を強力に進めること。
- 3 中小企業等の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。
- 4 被災した中小企業等の早期の事業再建に向け、被災企業への補助事業が迅速に開始できるよう、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を含めた方策を検討していただきたい。
- 5 無利子・無担保融資の返済に加え、長期化する物価高や人手不足の影響などにより、中小企業は依然として厳しい状況にあることから、伴走支援型特別保証制度と同程度の効果がある資金繰り支援を行うこと。
- 6 中小企業等の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の消失は、地域経済における重要な課題であり、事業承継支援の取組をさらに強化するため、国の事業承継・引継ぎ支援センターにおけるエリアコーディネーターや相談員を増員し、伴走支援体制を拡充・強化すること。

【直面している課題・背景】

1 企業の生産性向上や価格転嫁などの支援

- コロナ後の社会経済活動の活発化に伴い、景気は社会全体としてはゆるやかに持ち直しつつあるものの、未だ原材料・エネルギー価格の高騰や人材不足などの課題に直面しており、国においては、「デフレ完全脱却のための

総合経済対策」を令和5年11月に閣議決定し、中小企業の賃上げの環境整備や、人手不足への対応を進めている。

- 国民1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移している。2024年春闘は、従業員300人未満の企業における賃上げ率が、平成4（1992）年度以来の伸びとなる4.75%を記録（大企業含めた全体は5.20%）し、約30年ぶりの高い賃上げが実現されたものの、いわゆるコストアップインフレや人手不足等を背景とする賃上げと思われ、需要の拡大や生産体制の拡充、利益向上、賃金上昇という経済の好循環による賃上げとはほど遠いものと考えられる。2025年以降も持続的な賃上げが実現しなければ、デフレから脱却したとは言えない。
- また、原材料価格の高騰に加え、急激な円安の進行などにより、輸入企業を始めとした県内企業は大きな影響を受けていることから、エネルギー価格の高騰を抑制する取組やコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境の整備、経営に影響を受けている中小企業等への支援策なども引き続き講じる必要がある。

2 生産性向上に向けた支援策の継続及びDXの推進に向けた支援について

- 中小企業は、本県経済の重要な担い手として、地域経済と雇用を支える存在である。しかし、昨今の物価高騰や人手不足の深刻化等により、厳しい状況が続いており、地域経済を支える中小企業等への事業の継続に向けた支援が必要となっている。

そのため、中小企業等の生産性向上に資する取組である、ITツール導入を支援する「IT導入補助金」や、設備投資を促進する「ものづくり補助金」について、今後も切れ目のない措置を講ずるとともに、県内経済を支える高い技術力を有する中小企業等がより多く支援を受けられるよう予算額を増やすことが望ましい。

- 中小企業におけるDXの推進とその実現は、生産性の向上、業務効率化、経営基盤の強化など様々な効果が期待されるが、未だデジタル化未着手の中小企業も数多く存在する。

本県では、デジタル導入の初期段階の企業に対する導入事例をわかりやすく伝えるセミナーや、専門家による個別相談を実施するなど、各企業のデジタル化の段階に応じた支援に取り組んでいる。

しかし、中小企業に対する幅広、かつ、中長期的な支援を確実に進めるためには、高度な知識を有してコンサルティングができるIT専門家等が必要であるが、我が国全体でそのような人材は不足している。このため、人材育成について、国において強力的に進めていただきたい。

3 中小企業等の受注機会の増大について

- 地域経済の発展のためには、中小企業等に対する官公需の果たす役割は大きい。国の官公需契約比率は地方公共団体に比べ依然として低いことから、今後も同比率の引上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を一層推進していく必要がある。

4 被災した中小企業等への支援の迅速化

- 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨では、本県経済を支える中小企業等においても大きな被害が発生し、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしたため、県では、国の地域企業再建支援事業

(自治体連携型補助金)を活用して、被災中小企業等に対する事業再建の支援を令和2年2月に行ったが、中小企業等が被災してから補助事業の開始までに時間を要した。

- 本年1月の能登半島地震では、多くの中小企業等が被災して企業の生産・事業活動に多大な影響が生じているところであるが、中小企業の復旧のための支援については、経済団体から簡素化や迅速化の要望があがっている。

近年、全国的に自然災害が頻発していることも踏まえ、被災企業への補助事業が迅速に開始できるよう、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を含めた方策を検討していただきたい。

5 資金繰り支援について

- 令和2年の実質無利子・無担保融資や令和3年の伴走支援型特別保証制度による金融支援の実施後も、コロナの長期化や物価高などの影響により積み上がった債務の返済負担の軽減や事業再構築などの前向きな取組を促進するため、令和5年1月に伴走支援型特別保証制度が拡充され、本県でも、同制度に対応した感染症・物価高等対応伴走支援資金を制度化した。

感染症・物価高等対応伴走支援資金は、創設以来、中小企業の借換需要などにより本県制度において最も活用されている資金であるが、国は、社会経済活動の正常化が進みつつあることを受けて、伴走支援型特別保証制度を令和6年6月末で終了し、コロナ前の資金繰り支援の水準に戻すこととした。

しかしながら、経済回復の効果が中小企業の全てに及んでいる状況ではなく、物価高が長期化する中、エネルギーコストや人件費の高騰、人手不足など中小企業にとって厳しい状況が続いていることから、物価高騰に対応した伴走支援型特別保証制度と同程度の効果をもたらす資金繰り支援により、今後も引き続き中小企業の前向きな取組を支援していく必要がある。

6 事業承継支援の取組の強化

- 中小企業等の経営者の高齢化が進む中、本県では地域一体となって専門家による経営者の直接訪問などのプッシュ型支援に取り組んだ結果、経営者の意識は改善傾向にあり、県内企業の後継者不在率が5割を下回るなどの結果に結び付いている。今後は後継者への円滑な事業承継に向けたサポートが重要である。

このサポートに関する相談件数が本県では年々増えており、事業承継・引継ぎ支援センターの業務量も比例して増えているにも関わらず、それに見合った国の予算措置や人員配置が遅れている状況である。このため、本県の負担によりエリアコーディネーターを増員して対応しているところであるが、国においても必要な人員配置の見直しを図っていただきたい。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(3) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進

提案・要望先 厚生労働省、経済産業省、内閣府
千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】 人材の確保・定着・育成の積極的な推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「新しい資本主義」の実現に向け、国が「三位一体の労働市場改革」として進める「リ・スキリングによる能力向上」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」等について、特に中小企業・小規模事業者も適切に対応できるよう、必要な支援を行うとともに、産業構造の変化等に伴う雇用のミスマッチを解消するための取組を強化すること。
- 2 若者、女性、高齢者、障害者等誰もが意欲と能力を最大限に発揮できるよう、職場環境の整備やテレワークなどの多様な働き方の推進、人材の確保・定着等に係る助成金等の支援の充実を図ること。
- 3 障害者雇用の理解促進、障害者の定着や企業における環境整備支援等を一層充実させるため、障害者就業・生活支援センターの就労支援体制を強化するなど、企業及び障害者双方への支援のさらなる充実を図ること。

【直面している課題・背景】

1 「新しい資本主義」の実現に向けた中小企業者への支援について

- 企業においては、コロナ禍からの経済活動の回復に伴い顕在化してきた人手不足の問題が深刻さを増しており、働き手がないという理由で経営難に陥り倒産に至るケースも見受けられる。
- このような状況において、企業が持続的に成長していくためには、人材育成やリ・スキリングにより、限りある労働力の生産性を高めることが不可欠である。また、職務給（ジョブ型人事）の導入により、一人ひとりのスキルに応じた報酬の実現を図るとともに、これに伴う労働力の移動の円滑化を進めていくことも必要である。
- 国では、こうした取組を進めるため、支援制度の充実に努めているものの、中小企業や小規模事業者においては、金銭的余裕や時間的余裕がないといった理由から対応が進まないことが危惧される。
- このため、補助金等の支援制度が創設されていない職務給（ジョブ型人事）の導入に対しては、新たな支援制度を創設していただきたい。また、時間的

余裕がない中小企業等を支えるため、専門家によるプッシュ型の支援を行うなどの後押しをしていただきたい。

- 人手不足が深刻化する中では、そうした改革と併せて、DXやGXの推進に伴う労働需要の変化や、産業や職種における需給バランスの偏りなどにより顕在化している雇用のミスマッチの問題に、これまで以上に取り組んでいくことが重要である。
- このため、若者をはじめ求職者が必要とされる職種に就くことができるよう、国において、その解消に向けた省庁横断的な対策を講じるなど、取組を強化していく必要がある。

2 人材の確保・定着について

- 人材の確保・定着のためには、若者、女性、高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できるよう、企業において働きやすい職場環境づくりを一層推進していくことが必要であり、国の各種助成金については、これまで一定の充実が図られてきたところである。
- しかしながら、例えば、両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)においては、育児休業者の周囲の従業員が業務を代替する場合の手当支給に対する助成上限は月10万円となっているが、一人の従業員が行っていた業務を社内でカバーするための助成額として必ずしも十分とは言えず、現実に中小企業では、代替として新規雇用をするよりも複数の従業員が業務代替により対応するケースが多いことから、その支援の充実を求める声もある。
- 国においては、こうした事業主の取組に対する各種助成金等について、助成額の上限や助成率の引上げ等を進め、手厚い支援により、広く企業の取組を促していくべきである。

3 障害者雇用に向けた支援

- 令和5年6月1日現在、県内民間企業における障害者の実雇用率は2.38%と法定雇用率2.3%を上回り、法定雇用率達成企業の割合は52.6%となった。しかしながら、法定雇用率未達成企業のうち約6割に当たる829社では障害者を1人も雇用していない状況である。
- また、県内の障害者については、新規求職申込及び就職件数が年々増加している中、特に精神障害者が5割以上を占めているが、他の障害種別に比べて定着率が低い状況である。
- さらに、民間企業の法定雇用率は、令和6年4月から2.5%へ、令和8年7月から2.7%へと段階的に引き上げられる。これにより、新たに障害者の雇用義務の対象となる企業や、引上げ後の法定雇用率を満たさなくなる企業の増加が見込まれ、企業においては、これまで以上に障害者を雇用することが求められている。
- こうしたなか、支援対象となる企業や障害者は年々増加しているが、国が配置している県内の障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者の人数は増えていない。
- 県では、上記センターの就業支援担当者とは別に、障害者の職域開拓等の助言を行う専門の支援員の増員や、精神障害者の雇用促進のための研修内容

等の充実などにより、雇用促進に向けた取組を進めているが、障害者の就労促進に当たっては、障害特性や本人の希望等を踏まえたよりきめ細やかな支援を充実させる必要がある。

このため、障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者を増員することなどにより、体制を強化すべきである。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(4) 物流における安定した輸送力の確保

提案・要望先 内閣府・経済産業省・国土交通省
千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】 物流における安定した輸送力の確保【新規】

【具体的な提案・要望】

物流産業を魅力ある職場とし、懸念される輸送力不足への対応策として、国が示した令和5年6月の「物流改革に向けた政策パッケージ」や令和5年11月の「物流革新緊急パッケージ」の取組を着実に実施するとともに、その効果について検証すること。

【直面している課題・背景】

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足やカーボンニュートラルへの対応など様々な課題がある。そのような中、物流産業を魅力ある職場とするため、「トラックドライバーの働き方改革に関する法律」が令和6（2024）年4月から適用されたが、同時に時間外の上限が制限された。
- この結果、何も対策を講じなければ、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しており、令和6（2024）年度には14%、令和12（2030）年度には34%の輸送力不足の可能性が示されている。
- 本年2月に民間の調査会社が行った2024年問題に関する企業の意識調査では、「物流コストの上昇」や「人件費の増加」などのマイナスの影響があり、求める支援策は、補助金や助成金などの「金銭的支援」と「人材育成・確保支援」の回答が多数を占めた。
- また、2024年問題の施策として掲げられている、荷待ち・荷役時間の削減や適正運賃での取引、価格転嫁の円滑化などの取組は個々の事業者の努力だけでは難しいという声もあり、本県の運送事業者や関係団体からは、運送業界に対して幅広い支援を充実するよう要望もあがっている。
- このため県では、人材不足に対して企業が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上や設備投資のための補助金や、適切な価格転嫁について様々な機会を通じて働きかけを行っている。
- また、民間においても、成田空港での荷待ち時間を改善するため、空港会社や関係事業者による協議会を設置し、具体的な改善策を打ち出していくなどの取組をしている。
- 輸送力不足の解消に向けて、非効率的な商慣行の見直しや即効性のある設備投資の促進など、政策パッケージに基づく施策を着実に実施するとともに、施策の効果についても検証し、フォローアップにつなげていく必要がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(5) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展

提案・要望先 法務省、国土交通省、総務省、財務省、
農林水産省、文部科学省、経済産業省
千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展

【具体的な提案・要望内容】

1 空港の更なる機能強化を生かした国際競争力の強化

経済のグローバル化や空港間競争が激化する中で、更なる機能強化を生かした産業拠点の形成は、我が国が持続的な成長・発展を遂げていくうえで不可欠であることから、本県と連携しながら、国においても主体的に取り組むこと。

2 50万回の年間発着容量を活用した空港のハブ機能の強化

(1) 国際線ネットワークの充実・強化

我が国の空の表玄関である成田国際空港がグローバルハブ空港としての役割をより一層発揮できるよう、国際線ネットワークの充実・強化に取り組むこと。

(2) SAF（持続可能な航空燃料）の安定供給

SAFについて、空港の国際線ネットワークを充実・強化していく上で必要となる量を確保するため、その供給体制の整備に万全を期すこと。

3 年間発着容量50万回を見据えた対応

(1) 空港の利便性の向上

更なる機能強化を生かし、成長著しいアジア等世界の成長力を我が国に取り込み、その効果を空港周辺地域はもとより県内外にしっかりと波及させるため、以下の事項について、取組を更に加速させること。

① 空港から県内外への交通アクセスを更に充実させるため、首都圏中央連絡自動車道（大栄・横芝間）を確実に開通させるとともに、空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについて、事業化に向け、必要な協力と助言を行うこと。

② 北千葉道路については、直轄施行区間の早期整備を図るとともに、県施行区間の整備に必要な予算を確保すること。また、銚子連絡道路等の整備に必要な予算についても確保すること。

③ 空港利用者の利便性・快適性の向上のため、施設面の改善や人員の増員などにより、出入国審査手続等（C I Q）の更なる迅速化を図ること。

(2) 地域と空港の発展が好循環する地域づくり

更なる機能強化策の実施に理解を示した地域に対し、国もしっかり寄り添いながら、以下の事項について、真摯に対応すること。

① 「新しい成田空港」構想中間とりまとめや再開された構想検討会での議論を踏まえた、空港へのアクセスや地域づくりについて、成田国際空港株式会社が、国、関係自治体、関係事業者等の参画を得た検討を早期に進めるよう、国としても協力すること。

② 成田財特法を活用した空港周辺地域の公共施設やその他の施設の計画的な整備を推進するため、必要な予算の確保を図ること。

(3) 航空業界の人手不足への対応

更なる機能強化を支える人材の育成・確保に向けて、成田国際空港株式会社や航空会社等が行う採用活動を支援するとともに、国としても、計画的に取り組むこと。

4 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応

平成30年3月の国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社間での合意に基づき、以下の事項について、国の責任において確実に対応すること。

(1) 更なる機能強化に合わせた空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、合意内容の着実な履行に配慮すること。

(2) 更なる機能強化に当たっては、適切に地域住民への情報提供を行う等、住民の理解と協力を得ながら進められるよう配慮すること。

(3) 周辺対策交付金制度については、地元市町の意見も踏まえながら、活用状況等を検証し、必要な見直しを行うことで、より空港周辺地域の発展に資するものとする。

(4) 環境対策・地域共生策等の充実を図るため、財源確保策として、成田国際空港株式会社から国への配当を地域へ還元する仕組みをつくるなど、あらゆる方策を講じること。

5 空港の安全・安心

(1) 航空機の運航に係る安全対策の強化

滑走路上の安全対策の徹底に加え、航空機の運航全般に関してあらゆる安全対策を強化し、事故防止に取り組むこと。

また、事案が発生した場合には、関係自治体等への速やかな情報共有を徹底すること。

(2) 航空機からの落下物防止対策の強化

航空機からの落下物防止対策について、地域住民の不安を解消するため、万全を期すこと。

また、事案が発生した場合には、関係自治体等への速やかな情報共有を徹底すること。

(3) 災害時における空港アクセスの強靱化

空港が有する災害に強い内陸空港としての強みを生かせるよう、国において空港にアクセスする鉄道、道路の強靱化に取り組むこと。

なお、風水害や大地震等、従来の想定を超える自然災害が増加していることから、今後の空港づくりに当たっては、こうした災害時における対応を強化すること。

【直面している課題・背景】

1 空港の更なる機能強化を生かした国際競争力の強化

- 本県では、更なる機能強化に合わせ、空港周辺地域の産業振興を図るため、土地利用規制の緩和に向けて取り組み、地域未来投資促進法の弾力的な活用により、農地を含む土地を物流施設等の事業用地として例外的に選定できることとなった。現在、空港を核とした国際的な産業拠点の形成に向けて取り組んでいるところであるが、空港を生かした我が国の産業競争力の強化のためには県の取組だけでは限界がある。
- 更なる機能強化は国策であり、我が国の国際競争力強化に直結する、大きな成長戦略である。アジアの競合空港では、空港本体はもとより、空港周辺地域における産業集積をはじめとした開発が国主導で行われている。
- 我が国では、「筑波研究学園都市」のように、国が中心となって開発を推進してきた、国家プロジェクトとも言うべき都市計画事業があった。
- こうしたアジアの競合空港や国内の事例に鑑み、我が国の国際競争力を強化するため、機能強化により更なる発展が見込まれる空港を最大限に生かした産業拠点の形成に、政府全体として主体的に取り組むことが求められる。

2 50万回の年間発着容量を活用した、空港のハブ機能の強化

(1) 国際線ネットワークの充実・強化

- 現在、更なる機能強化が進められているが、アジアの競合空港においても機能強化が実施・計画されており、空港の規模や旅客輸送能力、取扱貨物量などは機能強化後の空港を上回っている。
- 羽田空港の発着容量が限られている中、我が国が、アジアの競合空港との競争を勝ち抜いていくためには、機能強化による新たな20万回の年間発着容量を最大限に生かしていく必要があり、トランジットを含む航空需要に対応できるよう国際線ネットワークの充実・強化を図ることが求められる。とりわけ、中国便をはじめとするアジア便のみならず北米便を充実・強化するなど、世界各都市と結ぶ路線の新設・拡充に積極的に取り組む必要がある。

(2) SAF（持続可能な航空燃料）の導入・普及促進

- 国土交通省は、2030年時点のSAFの使用量について、「本邦エアラインによる燃料使用量の10%をSAFに置き換える」という目標を設定している。また、経済産業省は、2030年に日本の空港で国内外の航空会社に供給する航空燃料の10%をSAFとするよう、石油元売り会社に義務付ける方針を示している。
- 空港におけるSAFの安定供給は、アジアにおける地位向上や安定的な

国際航空ネットワークの構築につながり、空港を核とした地域づくりを進めていく上で重要な課題となる。

- 県では、令和5年度に、県内でのSAFサプライチェーン構築の可能性について調査し、関係法令上の課題整理や県内事業者の参加意欲等を確認したところである。その結果を踏まえ、令和6年度は、原料の調達からSAF製造・供給までの実証事業について助成することとし、SAFの導入・普及を促進することとしている。
- 加速的に進む世界的な動きに遅れることなく、関係する官民が連携して進めていくためには、国が積極的にイニシアティブを取って対応することが重要である。

3 年間発着容量50万回を見据えた対応

(1) 空港の利便性の向上

- 機能強化により一層増加する人とモノの流れをスムーズにし、周辺地域を広く活性化させ、さらには防災力の強化のためにも、事業中の首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの早期整備が重要である。
- 現在、成田国際空港株式会社とともに、空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについては、地域活性化インターチェンジとして国や東日本高速道路株式会社の協力を得ながら、設置位置や構造などの検討を行っている。
- 新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた国際線旅客数は、令和5年4月の水際対策の撤廃等により、令和5年は2,500万人まで回復（令和元年比68%）しており、空港の入国審査待ち時間は長時間化している。今後、ますます旅客数が回復・増加してくるものと考えられるため、審査待ち時間がこれ以上長時間化しないよう、円滑な出入国審査手続等(CIQ)が求められる。

(2) 地域と空港の発展が好循環する地域づくり

- 令和4年10月から有識者・成田国際空港株式会社・国・県を含む関係自治体が参加する、「新しい成田空港」構想検討会において、旅客ターミナルや貨物施設、空港アクセス、地域づくりについて検討が行われ、令和5年3月の中間とりまとめにおいて、個別テーマごとの課題や目指す姿の実現に向けた方向性、あわせて、新旅客ターミナルや新貨物地区の位置が示された。
- 空港がその機能を最大限に発揮して、空港と地域が一体的に発展していくためには、空港へのアクセスや地域づくりについて、成田国際空港株式会社において、今年2月に再開された検討会の場などで、国、県、関係市町等の参画を得て、引き続き議論する必要がある。
- なお、空港周辺地域の公共施設やその他の施設の計画的な整備を推進するため、県や市町に対して、関連事業の補助金のかさ上げを行う成田財特法については、令和4年12月に成田国際空港周辺地域整備計画の一部変更を行ったところであるが、同法を活用した計画的な公共施設の整備を図っていくため、必要な予算の確保を図る必要がある。

(3) 航空業界の人手不足への対応

- 更なる機能強化により年間発着容量が50万回に増加することで、空港内従業員数は約7万人(+2.7万人)必要になる。空港が持続的に成長を遂げていくためには、更なる機能強化を支える人材の確保等のソフト面の強化も不可欠であることから、国としても、将来の航空業界を支える人材の育成・確保に向けて計画的に取り組むことが重要である。
- また、航空業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う航空便の運休や減便で人員の削減や離職が進んだ。現在は水際対策の撤廃や経済活動の再開により、航空需要が回復傾向にあるが、業界の先行きへの懸念から流出した人材が戻らない状況となっている。
- こうした状況に対応するため、国では、飛行機の誘導など空港での地上業務にあたる職員を確保するため、「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」を設立し、令和5年6月に中間とりまとめとして、「空港業務の持続的な発展に向けたビジョン」を公表したほか、成田国際空港株式会社においても、航空関連企業の合同企業説明会や業務見学会の開催など、人材確保に取り組んでいるところである。
- 今後も回復が見込まれる航空需要に早急に対応するため、不足する職種を把握したうえで、人材確保・育成及び処遇改善、業務効率化を引き続き支援していく必要があるほか、航空業界のイメージ回復や外国人材の活用など、抜本的な対策を行う必要がある。

4 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項への対応

- 平成30年3月の空港の更なる機能強化策の実施についての四者合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等(騒音区域等の設定、騒音対策等、周辺対策交付金、航空機落下物対策、地域振興)が実施されることになった。
- 更なる機能強化は、我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した事業であるため、四者間での合意に基づき、国の責任において、環境対策等に確実に対応する必要がある。
- また、四者で合意したといえども、事業実施のための様々な調査や用地取得など、空港周辺地域の住民の理解と協力が引き続き必要なことから、住民に対して、適切な情報提供等を遺漏なく行う必要がある。
- 周辺対策交付金について、令和2年度より、年間発着容量50万回に基づき算定された交付金の引上げや、用途の柔軟化に対応した新制度による交付が開始されている。同交付金は、空港周辺地域の発展に必要不可欠であるが、特別交付金については、事業終了後に交付決定がなされるうえ、申請額に対して満額の交付措置が必ずしもなされるわけではないなど課題もあるため、引き続き、空港周辺市町の意見を踏まえながら、交付金のあり方を検討することが重要である。
- 環境対策・地域共生策等の充実を図るためには、周辺対策交付金のほか、成田国際空港株式会社から国への配当を原資にするといった、地域へ還元する仕組みを設けるなど、今後の財源確保に向けた取組が必要である。

5 空港の安全・安心

(1) 航空機の運航に係る安全対策の強化

- 今年1月2日に羽田空港の滑走路上で発生した航空機衝突事故では、海上保安庁職員5名が殉職し、さらに旅客機の乗員・乗客についても、全員生存したものの、一步間違えれば多くの被害者を出してもおかしくない大惨事であった。
- この航空機衝突事故を踏まえ、国では滑走路における航空機等の衝突防止のための更なる安全・安心対策の検討を進めている。
- 本県には、羽田空港を離発着する航空機のほか、首都圏空港の一翼を担う空港があり、日々、多くの航空機が本県上空を飛行している。さらに、令和10年度末に予定されているC滑走路の新設等により、航空機の離着陸がこれまで以上に増加することとなる。
- 空港は内陸部にあり、仮に飛行中に航空機事故が発生した場合、その被害は空港周辺に加え、飛行経路下の住民の人命や財産に被害が及ぶことから、滑走路上はもとより、航空機の運航全般に関してあらゆる安全対策の策定は急務である。
- さらに、航空機事故のような非常時には、迅速に情報提供をすることが重要であり、空港周辺や飛行ルート下の住民の不安を解消するため、速やかに関係自治体に情報共有を図る必要がある。

(2) 航空機からの落下物防止対策の強化

- 航空機落下物については、国において平成31年に未然防止対策が強化されたところであるが、令和4年2月、空港内であったが、部品欠落事故が発生し、欠落部品も大きく、一步間違えば人命に関わるものであった。また、その後も大きな部品の欠落事故が立て続けに発生しており、看過することのできない事項と捉えている。
- 空港周辺の住民は、落下物の不安を抱えており、さらに令和10年度末には、更なる機能強化策の実施により、滑走路が延伸・新設され、運用時間も拡大、年間発着容量も50万回に増加することから、不安解消のために落下物防止対策に万全を期す必要がある。
- また、事案が発生した場合には、空港周辺の住民の不安を解消するためにも、速やかに関係自治体に情報共有を図る必要がある。

(3) 災害時における空港アクセスの強靱化

- 令和元年房総半島台風の際には、空港の滑走路の運用が正常である一方、空港から県内や首都圏方面へ向かう鉄道の運休や高速道路の通行止めによりアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が発生した。
- これを受け、令和元年東日本台風やその後の大雨の際には、滞留者を発生させない方策として航空機の着陸禁止措置を実施した結果、滞留者は抑えることができた。
- しかしながら、災害時においても利用者が安全に目的地にたどり着けるよう対処することが、我が国の国際拠点空港としての責務であり、可能な限り着陸禁止措置を採ることは避けるべきであるため、圏央道の早期整備

をはじめ、道路や鉄道等、アクセスの強靱化について、国が積極的に取り組むことが不可欠である。

- また、令和2年1月には、航空法の変更許可が行われ、更なる機能強化に係る空港整備が進むが、従来の想定を超える自然災害が発生していることから、こうした状況を踏まえ、空港周辺を含めた空港づくりを行う必要がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(6) 成田国際空港の鉄道アクセスの充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 成田国際空港の鉄道アクセスの充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 成田国際空港について、将来の空港需要の拡大に対応した発着回数50万回化に向けて、更なる機能強化への取組が進められており、県内外に空港機能の充実の効果を及ぼすためには、これに対応した鉄道整備・アクセスの改善が不可欠であることから、鉄道アクセスの充実に係る関係機関・事業者との検討を計画的に進めること。
- 2 成田空港と新東京駅を直結する都心直結線の調査・検討について、関係者が協議する場を早期に設置すること。

【直面している課題・背景】

- 令和4年7月に、運輸総合研究所より成田空港の鉄道アクセス輸送力向上に係る提言が示されており、令和4年度から実施されている「『新しい成田空港』構想検討会」の中でも、年間発着数50万回に達するとされる2029年を見据え、関係者間で鉄道アクセスに関する課題等が共有された。
- 今回の提言では、年間発着数50万回時には、現行の鉄道施設のままでは、鉄道需要に対応しきれないため、空港周辺の単線区間の解消や空港駅ホームの拡充など、周辺部や空港内における抜本的な鉄道施設整備が必要になるとされている。
- なお、輸送力強化により、空港関連の就業人口拡大に対応する列車の増便等が可能となることから、周辺地域の通勤利便性の向上にも資することが見込まれる。
- また、提言の中では言及されていないが、国において、成田空港と東京都心を結ぶ鉄道アクセスを世界トップクラスの水準に引き上げるために、成田スカイアクセス等を既存ストックとして最大限活用する都心直結線の調査が、従来から進められている。
- この都心直結線は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日 交通政策審議会答申）において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークとして、その意義が認められるとともに、都心部での大深度地下における施工を考慮した事業性が見極めや事業主体や事業スキーム等についての課題も示されている。

- 複数の都県を跨ぐ都心直結線について、このような課題に対応していくためには、今後、国の主導により、関係地方公共団体や鉄道事業者を含む関係者で協議していく場の設置が求められる。

【参考1】成田空港の鉄道アクセス輸送力向上に係る提言について

- (1) 今後の航空需要及び鉄道需要の増大に対応するため、まずは現行の鉄道施設において、長編成化や運行本数の増加による輸送力向上を図ることが必要である。
- (2) 年間発着回数 50 万回時に向けては、現行の鉄道施設による輸送力向上には限界があり、空港周辺の単線区間の解消、都心側の輸送力向上及び空港内の鉄道施設整備を時間軸も含めて整合的に推進することにより、鉄道アクセスの輸送力向上を図ることが必要である。
- (3) 空港周辺の単線区間については、その解消を図るための実現可能な線増案として、北側線増又は南側線増による 4 案が考えられる。4 案については、いずれの案にも技術的な実現可能性はあると考えられる。一方、これらの線増案については、構造形式や施工方法等を含む計画の詳細が未確定であることや新設線建設にかかる工期や概算工事費は一定の想定の下での試算であり、技術面以外についても、需要予測の深度化や収支分析、費用便益分析等を実施するとともに、時間軸や事業主体のあり方、費用負担のあり方を含めて関係者間において検討していく必要がある。
- (4) 都心側の輸送力向上方策については、NAA、鉄道事業者等の関係者間において、既存ストックをできる限り活用する方策を検討することが必要である。
- (5) 空港内鉄道施設については、「新しい成田空港」構想による旅客ターミナルの再構築等も見据え、空港駅ホームの拡充や鉄道線路の複線化について、NAA を中心に、時間軸や負担のあり方も含めて検討を深度化することが必要である。その際、空港駅については、“日本の空の玄関にふさわしい空港駅”としての役割・機能を検討することが必要である。
- (6) 鉄道施設の整備は、完成供用までに長期間を要し、課題が切迫してからの検討では遅きに失することに留意が必要である。今後、NAA が中心となって鉄道アクセス改善の全体像を描くとともに、鉄道事業者や関係自治体、国を含むステークホルダーの参画を得て、改善方策の実現に向けた更なる検討が進められることを期待する。

2022 年 7 月 29 日公表「日本の空の玄関・成田空港の鉄道アクセス改善に向けて」
より抜粋

【参考2】 空港周辺の単線区間解消のための線増案について

		単線	複線
北側線増	線増イメージ	<p>【N1】JR単線・京成複線</p>	<p>【N2】JR複線・京成複線</p>
	新設線延長	京成線：約1.6 km JR線：約5.8 km	京成線：約1.6 km JR線：約7.5 km
南側線増	線増イメージ	<p>【S1】JR単線・京成複線</p>	<p>【S2】JR複線・京成複線</p>
	新設線延長	京成線：約7.2 km JR線：新設区間なし	京成線：約7.2 km JR線：約1.7 km

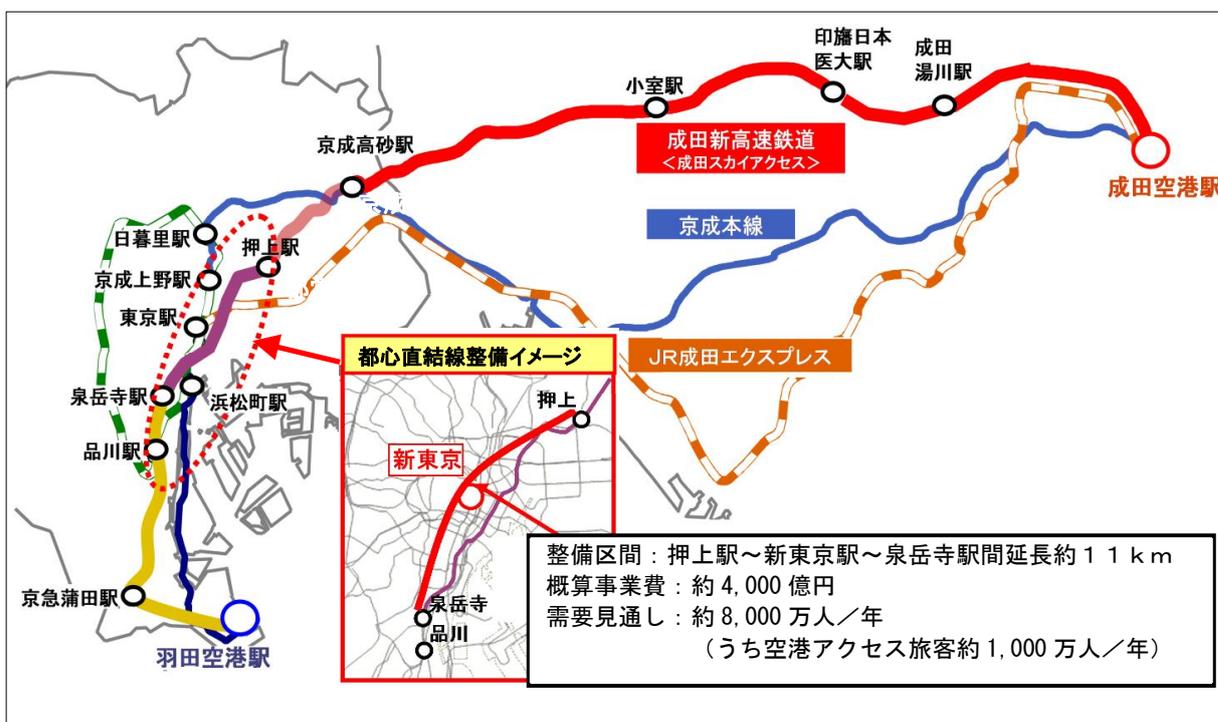
凡例

- : JR線 (既設)
- : JR線 (新設)
- : JR線 (改修)
- : 京成線 (既設)
- : 京成線 (新設)
- : 京成線 (改修)
- : 新幹線路盤使用部 (既設)
- : JR線取付部 (既設)

34

2023年1月18日実施「第4回『新しい成田空港』構想検討会説明資料」より抜粋

【参考3】 都心直結線について



Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(7) 観光立県の推進

① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の取込に対する支援

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

① 観光立県の実現に向けた国内観光需要の取込に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

1 本県の観光関連産業は、令和元年房総半島台風と、それに続く新型コロナウイルス感染症の影響、令和5年台風第13号の大雨による被害などにより、長期にわたり厳しい状況に置かれてきた。

このような中、「全国旅行支援」等の需要喚起策が実施されたが、県内全域にその効果が十分に波及する前に終了しており、地域によって回復状況に差が生じている。

そこで、観光産業の回復を確実なものとするため、再度、効果的な観光需要喚起策を実施すること。

2 また、感染症収束後、観光・宿泊業における人手不足や観光DXを推進するための設備投資費用やDX人材の不足などの課題が顕在化している。

そこで、国において、外国人材の活用に向けた支援などの人材確保対策を講じるとともに、観光DXに取り組む観光・宿泊事業者への補助制度を拡充すること。

また、令和5年度をもって終了した観光地の再生・高付加価値化の推進に対する支援を再開すること。

【直面している課題・背景】

1 観光需要喚起策の再度の実施について

○ 本県の観光・宿泊業は、令和元年房総半島台風による大規模な被害からの復興途上において、約3年間の長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外からの観光客の大幅な減少に見舞われた。

さらに追い打ちをかけるように、令和5年台風13号の大雨による被害などもあり、地域によっては、十分な観光受入体制を整えられない状況にあった。

○ こうした状況下で、「全国旅行支援」等の需要喚起策が実施されたが、受入体制が整えられなかった地域では、その効果が十分に得られず、回復状況に差が生じている。

このため、長期にわたり大きな打撃を受けてきた本県の観光関連産業が全県的、かつ、安定的に回復し、ひいては持続的な発展につながるよう、再度、国において効果的な観光需要喚起策を実施する必要がある。

2 国による支援の拡充・再開について

- 県全体としては観光需要が回復基調にある中で、観光・宿泊業における従前からの課題が顕在化している。

観光・宿泊業は、収益性が低く、業務内容と比較して低賃金で、現場を支える人材の求職者が少ないという構造的な課題に加え、感染症の影響等により離職した人材の復職が十分でないことから、他業種と比較しても人材不足感が特に高くなっている。

このため、外国人材の活用に向け、事業者が外国人材を雇用する際に必要な在留資格制度や雇用手続きに関する情報や、事業者と外国人求職者との採用機会の確保（マッチング）などが必要である。

また、観光・宿泊施設等の生産性向上・経営改善のためには、デジタル技術の効果的な活用など観光DXの推進が求められているが、これに対応する国の補助事業である「観光地・観光産業における人材不足対策事業」は、宿泊事業者のみが対象であり、観光事業者は、活用できない仕組みとなっている。また、観光DXのための設備投資等の経費は高額となるにもかかわらず、当該補助事業の補助額の上限が500万円となっており、補助額として不十分である。

さらに、観光DX推進のための専門人材も不足している。

- これらの課題に対応するため、観光・宿泊業における人材不足解消に向けて、国において、外国人材の活用に向けた支援など効果的な人材確保対策を行うこと。

また、観光DXを推進するため、上記の国の補助事業について、観光事業者も補助対象とし、また、上限額の引上げを行うなど事業費を拡充し、積極的な設備投資支援を行うとともに、DX推進のためのデジタル人材の確保・育成支援を行うこと。

- さらに、観光産業における設備投資の負担は多大であることに鑑みて、令和5年度予算で行っていた宿泊施設や観光施設の改修・廃屋の撤去等に活用可能な「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の再開を求める。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

1 経済の活性化

(7) 観光立県の推進

② 外国人旅行者及びMICEの誘致推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 商工労働部



【提案・要望事項名】

② 外国人旅行者及びMICEの誘致推進

【具体的な提案・要望内容】

1 インバウンド需要の更なる拡大が期待される中、その需要を確実に取り込むとともに地域へ波及させるため、国が提供する海外市場における消費者の旅行動向の情報や分析結果等について、情報の鮮度や量をさらに充実させること。また、インバウンド受入環境の整備に対する支援を強化し、かつ、安定的に実施すること。

2 併せて、MICE開催都市・施設におけるサステナビリティの向上に資する国の支援を充実させること。特に、サステナビリティに関するMICE関連事業者の人材育成、資源を再利用したワークショップや地産地消の食事を楽しむスローフード体験といった、持続可能性に配慮したメニューの開発などの支援を拡充すること。

また、施設の通信環境の整備に係る国庫補助事業について、複数年度にわたる事業も補助対象とするなど、より利用しやすい制度にすること。

【直面している課題・背景】

1 外国人旅行者誘致について

- 水際対策の緩和・撤廃等や新型コロナウイルス感染症の5類移行等により、令和6年3月には、訪日外国人客数が単月として初めて300万人を超えるなど、訪日外国人旅行者数は急回復し、今後も更なる拡大が期待される。
- 本県も外国人旅行者の誘致促進に精力的に取り組んできたところであるが、空港周辺や都市部地域を除くと外国人旅行者は未だ少ない状況である。
- 今後も更なる拡大が見込まれるインバウンド需要を県内全域に取り込んでいくためには、各海外市場の最新の消費者の旅行動向やニーズ等を的確に捉え、効果的、かつ、効率的にプロモーションを展開していくことがより一層重要となるため、国が持つビッグデータや日本政府観光局(JNTO)海外事務所等が有する現地の旅行業界関係者等とのネットワークを通じた海外市場における情報について、鮮度や量をより充実させること。
- また、国においては、インバウンド受入環境整備に向けた支援を一層拡充させること。

特に、公共交通機関等における多言語対応や無料 Wi-Fi サービス等に活用可能な「公共交通利用環境の革新等」事業については、年度により、予算額

に大きなばらつきがあり、事業者の計画的な事業実施に資するよう令和7年度事業費について十分な予算規模を確保いただきたい。

2 MICEの誘致推進について

- MICE主催者のサステナビリティに関する関心が高まっており、開催地選定の際に重要な要素とされることから、MICE開催都市・施設におけるサステナビリティの取組が誘致に大きく影響している。

国は、MICE関連事業者の人材育成について、自治体、コンベンションビューロー、観光・MICE関連事業者の担当者を対象に、サステナビリティに関する内容のセミナーを実施しているが、関連事業者向けの実践的な内容が少なく不十分である。また、MICE参加者を対象としたサステナビリティに関するメニュー開発を支援する事業は実施していない。

- ハイブリッド会議方式や会議資料のペーパーレス化などにより、大容量通信に対応できる環境整備が必要になってきている。

施設の通信環境の整備については、国は、R6年度予算事業で、コンベンション施設における通信環境強化のための施設整備に対する補助事業を開始しているが、コンベンション施設の営業を続けながら工事を行うのは施設の規模によっては難しいことから、複数年度にわたる事業も対象とする必要がある。

【参考】

○年度別訪日外客数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年比
1月	2,295,668	2,501,409	2,689,339	2,661,022	46,522	17,766	1,497,472	55.7%
2月	2,035,771	2,509,297	2,604,322	1,085,147	7,355	16,719	1,475,455	56.7%
3月	2,205,664	2,607,956	2,760,136	193,658	12,276	66,121	1,817,616	65.9%
4月	2,578,970	2,900,718	2,926,685	2,917	10,853	139,548	1,949,236	66.6%
5月	2,294,717	2,675,052	2,773,091	1,663	10,035	147,046	1,899,176	68.5%
6月	2,346,442	2,704,631	2,880,041	2,565	9,251	120,430	2,073,441	72.0%
7月	2,681,518	2,832,040	2,991,189	3,782	51,055	144,578	2,320,694	77.6%
8月	2,477,428	2,578,021	2,520,134	8,658	25,916	169,902	2,157,190	85.6%
9月	2,280,406	2,159,595	2,272,883	13,684	17,720	206,641	2,184,442	96.1%
10月	2,595,148	2,640,610	2,496,568	27,386	22,113	498,646	2,516,623	100.8%
11月	2,378,079	2,450,751	2,441,274	56,673	20,682	934,599	2,440,800	100.0%
12月	2,521,262	2,631,776	2,526,387	58,673	12,084	1,370,114	2,734,000	108.2%
年計	28,691,073	31,191,856	31,882,049	4,115,828	245,862	3,832,110	25,066,100	78.6%

出典：日本政府観光局令和6年1月17日発表資料

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

① 持続的な農林水産業に向けた支援策の充実

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】① 持続的な農林水産業に向けた支援策の充実【新規】

【具体的な提案・要望内容】

不安定な国際情勢や円安等の影響により、燃油、飼料、肥料等の安定供給に問題があることから、以下の対策を講ずること。

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策（セーフティネット構築事業）、漁業経営セーフティネット構築事業を継続するとともに、配合飼料価格安定制度の安定的な運用のため、必要な予算を確保すること。
- 2 配合飼料価格安定制度の補てんが配合飼料価格の上昇及び高止まりに対しても実施されるよう制度の見直しを行うこと。
- 3 輸入飼料から国産飼料への転換に向け支援施策の拡充強化を図ること。
- 4 燃油、飼料、肥料等については、安定的な供給体制を確保すること。
- 5 農業水利施設の省エネルギー化推進対策に係る支援を継続するとともに、営農の継続と産地の維持、農産物の安定供給を図るため、必要な予算を確保すること。
- 6 生産コストに基づいた、再生産可能な適切な価格形成が行えるように環境整備を進めること。

【直面している課題・背景】

- セーフティネットは安定的な経営に不可欠なものであることから、基金が枯渇しないよう必要な予算を確保する必要がある。
- 令和5年度に国は、畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に「新たな特例」を設けて、生産者に補填金を交付する対策事業を講じたが、事業は第3四半期までで終了した。
配合飼料価格の上昇及び高止まりは畜産経営に及ぼす影響が大きいことから、抜本的な制度の見直しの必要がある。
- 畜産農家が安定した経営を続けるためには、輸入に過度に依存した体質から脱却し、海外の影響を受けにくい自給飼料生産拡大などを支援し、国産飼料への転換を進めていく必要がある。
- 燃油、飼料、肥料等は、依然として大部分を輸入に依存しており、国際情勢の影響を受けやすく、経営を維持していくためには安定的な供給体制を確保する必要がある。

- エネルギー価格の先行きが不透明であることから、安定的な農業経営に深刻な影響を与えるおそれがあるため、土地改良区等の農業水利施設の省エネルギー化を一層加速させることなどにより、営農の継続と産地の維持、および農産物の安定供給への対策を図る必要がある。
- 農林水産物の価格については、市場における取引により決定されるため、コストを十分に反映しきれないため、再生産可能な環境を整備する必要がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

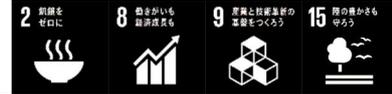
2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

② 飼料用米等への支援継続と産地交付金の拡充

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】② 飼料用米等への支援継続と産地交付金の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業者が、将来にわたって計画的に飼料用米をはじめとする新規需要米等の生産に安心して取り組めるよう、助成水準を維持するとともに支援制度の恒久化を行うこと。
- 2 産地交付金について、都道府県の転換実績に応じた配分とすること。

【直面している課題・背景】

1 助成水準の維持と支援制度の恒久化について

- 食生活の変化や人口減少等に伴い、米の消費が減少傾向にある中、農地、農村を維持し、食料の安全保障を確保するためには、稲作農家が安定的に収入を得られる環境を整えることが重要である。

需要に応じた生産に向け、排水不良の湿田が多い本県では、これまで国の充実した助成金を活用しながら飼料用米等への転換を中心に取り組んできた。

このような中、国におかれては、飼料用米の一般品種への支援について、令和6年産～8年産にかけて交付単価を段階的に引き下げることとしている。本県としても多収品種による転換の取組を推進しているが、令和5年産に一般品種で飼料用米を生産した農業者は全体の51%を占めており、今回の単価の引下げが農業経営に大きな影響を及ぼすとともに、今後、需要があり、より定着性の高い作物への転換を躊躇する農業者もみられるなど、作付転換の助成制度に対する農家の信頼が失われかねない状況である。

- これら農業者の不安を払拭し、新たな転換作物や飼料用米等の生産に安心して取り組めるようにするために、転換作物ごとの助成水準（戦略作物助成や産地交付金の国追加配分単価）の維持と支援制度の恒久化が必要である。
- また、令和3年度に新設された都道府県連携型助成については、主食用米からの転換拡大の大きな後押しとなることから、農業者等からも今後の継続を望む声が多い。

2 産地交付金について

- 産地交付金については、都道府県への配分ルールが明確でなく、本県への配分額（令和3～5年度 518,436 千円、6年度 517,585 千円）は、水田面積に比して少ない状況にある。

過去、本県においては、麦・大豆等の畑作物の生産に向かない湿田が多く、主食用米からの転換が進まなかったことから、配分額が低く設定されていたと考えられるが、近年は、飼料用米を中心に転換実績が上がっているところであり、今後、本県において、より定着性のある収益性の高い作物への転換拡大を促進するためにも、本県に対する交付金の拡充を求める。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

③ 農業の担い手及び担い手組織に対する支援予算の拡充と事業の改善

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

③ 農業の担い手及び担い手組織に対する支援予算の拡充と事業の改善

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地域の農業を支える主要な担い手等が必要とする農業施設や機械の整備支援事業に対する予算の拡充を図ること。
- 2 配分基準ポイントについて、ポイント獲得の均衡が図られるよう、経営面積の目標基準を全ての品目で拡大率へ統一するなど、見直しを図ること。

【直面している課題・背景】

- 本県では、耕地面積の約4割を畑が占め、さつまいもやにんじん、だいこんなど露地野菜の生産が盛んであり、農業産出額も多いことから、露地野菜を重要な品目と位置付け、振興を図っている。
 こうした露地野菜を主体とする担い手等からは、農業施設・機械等の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金や担い手確保・経営強化支援事業に対し、毎年多くの活用希望が寄せられている。一方で、近年の本県における本事業の採択数は少なく、農地利用効率化等支援交付金では、令和6年度0件、担い手確保・経営強化支援事業では、令和4年度0件、令和5年度1件であった。
 これは、配分基準ポイントの算出に当たり、現行制度では経営面積を拡大するほど大きく加点される仕組みとなっており、機械導入により経営面積の拡大が図りやすい水稻などでは高得点を取りやすい反面、露地野菜では経営面積の拡大目標を高く定めることが水稻と比較して困難なため、ポイントが獲得できないからであると考えられる。施設園芸及び果樹作では、経営面積の拡大実数でなく、拡大率に読み替えてポイント付けすることとなっているため、この考え方を全ての品目に適用することで、ポイント獲得の均衡を図られたい。
- また、農地利用効率化等支援交付金では、融資主体支援タイプで集約型農業経営優先枠が設定されているが、本優先枠で高得点を取りやすい項目は1ha当たりの付加価値額となっており、高付加価値で販売可能な園芸施設品目の経営体で有利となりやすく、やはり露地野菜を主体とする担い手等が不利な条件となっている。
- 国民の食を支える指定野菜の多くが露地栽培を主体とする品目であることから、こうした指定野菜を安定的に供給するためにも、露地野菜の担い手等が本事業に採択されやすくなるような制度の見直しが必要。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

④ 漁場環境変化への対策強化

提案・要望先 農林水産省、国土交通省、環境省
千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】④ 漁場環境変化への対策強化

【具体的な提案・要望内容】

漁場環境変化による漁業への影響軽減に向け、次の取組を実施すること

- 1 本県沿岸沖合域では、海水温の上昇等により、漁獲の対象となる魚種が変化していることから、漁法や漁獲対象種の複合化・転換等の対策を進めること。
- 2 本県沿岸域では藻場の消失範囲が急速に拡大していることから、簡易で効率的な食害魚駆除手法に関する研究や社会的な関心を高めるための働きかけを進めること。
- 3 東京湾では貧酸素水塊による水生生物の生息環境の悪化やクロダイによる養殖ノリへの食害等が深刻であることから、漁業被害軽減のための研究や浅場造成等に引き続き取り組むこと。
- 4 漁業者等による環境・生態系保全活動をさらに進めるため、「水産多面的機能発揮対策事業」について、十分な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

1 漁法や漁獲対象種の複合化・転換等の対策について

- 本県沿岸沖合域では、地球温暖化に伴う海水温上昇や、黒潮大蛇行の長期化により、マサバやサンマなどの漁獲量が低迷する一方で、トラフグやタチウオなどの漁獲量が増加している。国は海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会を設置し、対応の方向性を取りまとめたが、環境変化の影響が大きくなっていることから対策を急ぐ必要がある。

2 効率的な食害魚駆除手法について

- 本県沿岸域では、海水温上昇に起因した食害魚による藻場消失が拡大している。藻場は、アワビやイセエビなどの漁場であり、多くの生物の産卵や幼稚魚の成育の場として重要な役割を果たしている。そこで、食害魚の駆除を強化するため、効率的な方法の開発や駆除に係る費用の確保、民間企業やNPO法人等からの協力を取り付ける必要がある。

3 漁業被害軽減のための研究や浅場造成等について

- 東京湾では、春から秋にかけて貧酸素水塊の形成が常態化・長期化し、青潮も毎年発生するなど、水生生物の生息に大きな影響を及ぼしている。
また、海水温の上昇は、クロダイの活性低下を阻害し、養殖ノリの食害を深刻化させている。国は、関係省庁及び地方公共団体等と連携して、海域環境の改善に向けた取組や、漁業被害を軽減するための技術開発を推進している。

4 水産多面的機能発揮対策事業について

- 本県沿岸域では、水産多面的機能発揮対策事業を活用して、漁業者を含む地域の活動グループが干潟や藻場の保全活動に取り組んでおり、近年は藻場の保全活動に取り組むグループ数が増加している。しかしながら、本県向けの国予算は県内の活動グループが要望している額の約6割しか配分されず、十分に活動できない状況となっている。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

⑤ 有害鳥獣等の対策強化

提案・要望先 環境省、農林水産省
千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部



【提案・要望事項名】⑤ 有害鳥獣等の対策強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、市町村の対策協議会が進める防護柵設置等に必要な予算を確保すること。
- 2 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ICTを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 4 自衛隊OB等に対して鳥獣被害防止活動への参加を促すなど、鳥獣被害対策の従事者を確保するための支援を充実させること。
- 5 外来生物の侵入防止と早期防除を図るため、以下の対策を強化すること。
 - (1) 特定外来生物について国による防除や自治体への財政的支援等の強化
 - (2) 特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な防除手法の開発と普及
 - (3) 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設
 - (4) 外来生物の輸入・持込みの規制を検討すること
- 6 特定外来生物キョンを根絶するため国が主体的に取り組むこと及びキョンを狩猟獣化すること。

【直面している課題・背景】

1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

- 本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。

しかしながら、野生鳥獣による令和4年度の農作物の被害金額は、約2億7千万円と依然として深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その44%を占めている。

- 近年、被害金額は減少傾向にあるものの、被害地域が拡大しつつあることや、被害金額が増加している獣種も見受けられることから、市町村からの事業実施要望は依然として強い状況である。
- また、令和5年度における県からの当初要望額に対する国の交付金の充足率は78%であり、依然として必要額は措置されていない。
- また、国予算については、令和5年度当初予算の9,603百万円に対し、令和6年度概算決定額は9,900百万円と、僅かな増額に止まっていることから、有害鳥獣被害対策の重要性に鑑み、要望に対して十分な予算が確保されることが必要である。

2 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

- イノシシを始めとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかにされていない。効果的な捕獲を行うには、より詳細な生態等の解明が必要である。
- 特に農業被害の多くを占めるイノシシの生息数推計方法は確立されておらず、精度の高い生息数推計方法が開発・確立されれば、生息密度の高い地域での集中した捕獲が可能となるなど、捕獲効率の向上が期待できる。

3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

- 有害鳥獣の個体数の管理や農作物等の被害防止を適切に実施するためには、既存の手法・技術だけでは難しくなっていることから、以下のような新たな技術の開発が待たれている。
 - ・ 常緑樹林が多い本県においても、空中から有害鳥獣の監視が可能となるよう、樹木などの障害物に影響を受けないドローン機材の開発。
 - ・ ICTを活用した、より安価で高性能なわなの通報システムや遠隔捕獲機器、センサーカメラ等の開発。
 - ・ 化学的防除技術の研究・開発。
 - ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

4 鳥獣被害対策の従事者を確保するための支援の充実について

- 捕獲従事者及び農業従事者の減少や高齢化により、鳥獣被害防止対策が十分に実施できない状況が生じている。
- 国では、「鳥獣被害対策推進会議」を設置し、被害防止施策の総合的、一体的、かつ、効果的な推進を図ることとしている。また、県においても、自衛隊OBへのパンフレットの配付などの取組を行っているところである。
- 鳥獣被害防止対策の従事者の確保のため、引き続き、自衛隊OB等に狩猟や鳥獣被害対策に対する理解を深めてもらい鳥獣被害防止活動への参加を促すための広報・普及活動を充実させるほか、他の都道府県で実施された自衛隊による鳥獣被害対策等も参考に、効果的な支援対策を検討いただきたい。
- 県では、猟に出ていない狩猟免許所持者や狩猟に興味のある方を有害

鳥獣捕獲の従事者として育てるための新たな事業を立ち上げたところであり、国においても、鳥獣対策の担い手の裾野を一層広げるための取組を進めていただきたい。

5 外来生物への対策の強化について

- 特定外来生物の防除は、定着前は国が、定着したものは都道府県及び市町村が担うこととなるが、県内では対応が遅れたことにより防除が困難となっている事例もあることから、国による防除と自治体への財政的支援等を強化する必要がある。
- 特定外来生物はもとより、外来生物の侵入は、生態系などへの被害を引き起こすおそれがあることから、生息状況の把握及び有効な防除手法の開発と普及を進めておくことが必要である。
- また、特定外来生物以外の外来生物の譲渡や放出等は規制されていないが、安易な放逐等による定着・繁殖を防ぐため、特定外来生物に準じた規制が必要である。
- 外来生物の問題は、発見段階で既に対策が困難になっている事例が多いことから、海外の法制度等も参考に国内への持ち込みや侵入を阻止するための制度整備の検討が必要である。

6 特定外来生物キョンを根絶するため国が主体的に取り組むこと及びキョンを狩猟獣化することについて

- 千葉県において、平成13年に閉園した観光施設から逃げ出したキョンは10数頭程度であったと考えられるが、その後20年余りで7万頭を超えて増加を続けており、生息域も県南部すべての市町村で定着し、さらに拡大傾向にある。
- 県では、市町村と連携して捕獲に取り組むとともに、効果的な捕獲方法の開発に取り組んでいるものの、決定的な捕獲方法の開発に至っていないことなどから、十分な捕獲の効率化が図れていない。
- このまま歯止めをかけられない場合、被害の拡大のみならず、県外への生息域拡大が強く懸念されることから、国において、捕獲体制の強化や効果的な捕獲方法の開発に取り組むことが必要である。
- また、キョンの捕獲には許可が必要であるが、狩猟獣に加えることで捕獲の担い手の多様化により捕獲される機会が増えるとともに、様々な捕獲手法が試され、効果的な捕獲手法の開発が一層進むことが期待できる。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(2) 水産資源の適切な管理

① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向けた支援等の強化

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

① 改正漁業法に基づく新たな資源管理に向けた支援等の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 TAC 管理魚種の拡大に向けた検討に当たっては、漁業者が過去から取り組んできた自主的管理の成果を評価した上で、関係者の十分な理解と協力を得ながら丁寧に進めること。
- 2 TAC 管理のため必要となる資源評価や漁獲管理に伴う業務量の低減を図るため、「漁獲情報システム」の稼働を早急に実現するとともに、資源評価精度の向上に必要な予算を確保すること。
- 3 TAC 管理が先行導入されているクロマグロについて、次の取組を強化すること。
 - (1) 近年の資源量増加を踏まえ、小型魚の増枠と大型魚の更なる増枠に向け、引き続き国際委員会での交渉を強力に進めること。
 - (2) 国内の漁獲状況等により漁獲枠の追加配分が見込める場合は、漁獲機会を逸することがないように速やかに配分すること。
 - (3) 資源量が増加する中、漁獲枠を遵守するため、採捕したクロマグロを放流する漁業者の負担が増大していることから、負担に見合う支援を強化すること。

【直面している課題・背景】

1 TAC 管理魚種の拡大に向けた検討について

- 国は、漁業法を改正し、TAC（漁獲可能量）管理を基本とする新たな資源管理体制を構築するとしているが、TAC 管理の導入が検討され始めたキンメダイ等の関係漁業者は、これまで自主的に取り組んできた資源管理によって地先資源が維持されているにも関わらず、一律に TAC 管理を新たに導入しようとしていることに不満を持っている。

2 資源評価や漁獲管理に伴う業務量の低減について

- 国は、漁獲情報を収集し、資源評価の精度向上や TAC 魚種の漁獲管理等に活用するため「漁獲情報システム」の導入を進め、端末等のハードが整備

されたものの、国において都道府県のデータを集約するソフトが構築されていないため、システムの稼働には至っていない。

また、都道府県等と連携して資源評価精度を向上させるとしているが、これに必要なデータを収集するための予算は、毎年減少しており、十分なデータの収集が困難な状況となっている。

3 TAC 管理が先行導入されているクロマグロについて

- 太平洋クロマグロの親魚資源量は平成22年に底を打った後、回復傾向にあると評価されており、本県漁業者からもクロマグロ資源が急激に増加しているとの声を聞いている。国は令和3年の国際委員会で TAC 増枠を提案したところ、大型魚については15%の増枠が認められたが、漁獲枠が過去の漁獲実績の半分と大きく制限される小型魚については、増枠が認められていない。このような状況の中、令和5年には回復目標（親魚量約13万トン）の達成が見込まれている。
- 本県の沿岸漁業者は、黒潮等により大きく変化するクロマグロの来遊を待って操業しているため、来遊状況によって漁獲量が急激に積み上がり、採捕が制限されることがある。採捕制限の解除に向けて、国から漁獲枠が追加配分されることがあるが、手続に1ヶ月程度の時間を要するため、漁獲機会を逸することがある。
- 資源が回復傾向にある中、漁獲枠を遵守するため漁業者が漁獲したクロマグロを放流する作業は増加傾向にあるが、放流に対し国から支給される作業費は十分ではない。また、漁獲枠が消化され漁業者が休漁した際、休漁に伴う減収対策は講じられているが、煩雑で過大な事務を負担する漁協への支援がない。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(2) 水産資源の適切な管理

② サンマ・マサバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】

② サンマ・マサバなどの国際水産資源の管理強化及び本県漁船の操業の安全確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際水産資源であるサンマ、マサバ及びカツオは本県の水産業にとって最も重要な魚種であるが、公海等での外国漁船による漁獲も多いため、関係国と共同で資源評価の精度向上と資源管理の強化を図ること。
- 2 併せて、近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県沖合近くで行われることが増え、この海域で操業する本県漁船と漁場が重なり、漁具被害も発生する状況にあることから、本県漁船の操業の安全確保を図ること。

【直面している課題・背景】

- サンマ、マサバ及びカツオは、本県における最も重要な魚種であるが、3魚種とも近年の漁獲量は、過去最低の水準となっており、厳しい状況が続いている。これらの漁獲量の低迷は、漁業経営を圧迫しているほか、水産加工業や観光業等への影響も生じており、資源の適切な管理と持続的な利用が強く求められている。
- これらの魚種は、公海等において外国漁船による漁獲量が増加していることから、サンマ、マサバについては、北太平洋漁業委員会（NPFC）、カツオについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、資源評価や資源管理に関する議論が行われている。
- 資源評価に関して、サンマについては、海洋環境の変化による資源変動のメカニズムを解明し、資源評価に反映させることが課題となっている。また、マサバについては、中国やロシアの漁獲物の内容について十分な情報を得られておらず、仮定に基づく評価となっているため、情報収集を強化するなど、関係国と共同で資源評価の精度向上を図る必要がある。

- 資源管理に関して、サンマについては、令和6年に漁獲枠が10%削減され、22.5万トンとなったものの、令和5年の漁獲量は12万トンであり、漁獲枠と漁獲実績に大きな開きがあることから、実効性のある漁獲枠の設定が必要となっている。また、カツオについては、熱帯域におけるまき網漁業の集魚装置の使用制限などが採択されているが、我が国近海での漁獲量は減少傾向が続いており、引き続き、資源管理の強化を目指し、関係国との合意に向けた日本主導による国際交渉が必要である。
- 近年、日ソ地先沖合漁業協定に基づくロシアの大型漁船の操業が、本県銚子市沖合近くで行われることが増えており、この海域で操業する本県漁船と漁場が重なり、漁具被害も発生する状況にあることから、本県漁船の操業の安全確保が課題となっている。
- ロシア大型漁船の操業については、日ロ漁業委員会の協議の結果、令和5年から、茨城県の沿岸15マイル以内の操業が禁止され、さらに令和6年から、宮城県から福島県までの沿岸13マイル以内の操業が禁止されるなど新たな規制が定められており、安全確保に向けて一定の前進が図られている。しかし、本県はえ縄漁船は、規制された海域の沖合で操業を行っていることから、依然として漁場が重なり、事故や被害が生じる可能性があるため、更なる取組が必要である。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(3) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部、商工労働部



【提案・要望事項名】 農林水産物・食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

輸入規制を実施している中国や香港、台湾などの諸外国、地域に対して、食品等の安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に基づかない過剰な措置を早期に撤廃するよう求めること。

【直面している課題・背景】

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた日本産農林水産物・食品の輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた 55 の国・地域のうち、48 の国等で規制が撤廃される一方で、未だ 7 の国等で規制が継続されている。
- 千葉県産の農林水産物・食品の輸出については、中国が全ての食品を、香港、マカオ、韓国、台湾、ロシアが一部の食品の輸入を停止しているほか、輸出可能な品目についても、放射性物質検査を要求されるなど、輸出促進に当たっての大きな障害となっている。

【主な国・地域における千葉県産農林水産物・食品の輸入規制状況】

	品 目	規制内容
中国	全ての食品、飼料	輸入停止
台湾	野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラ	輸入停止
	日本で品目ごとに出荷制限がとられている品目 全ての食品（酒類を除く）	放射性物質検査報告書及び産地証明書を要求 台湾にて全ロット検査を実施
韓国	全ての水産物	輸入停止
	きのこ類、たけのこ、茶 ほうれんそう、かきな等	輸入停止（旭市、香取市、多古町）
	上記以外の全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求
香港	水産物	輸入停止
	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳 食肉、家禽卵	政府作成の放射性物質検査証明書及び 輸出事業者証明書を要求 政府作成の放射性物質検査証明書を要求

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(4) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部



【提案・要望事項名】家畜伝染病に対する防疫体制の強化

【具体的な提案・要望内容】

1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

開放畜舎だけでなく、最新の設備・技術を導入したウィンドレス畜舎においても家畜伝染病が発生している状況にあることから、発生の原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。

2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

(1) 防疫措置に係る県・市町村職員の時間外勤務手当等についても、財政支援の対象と出来るよう制度を検討すること。

(2) 家畜伝染病の発生時において、経営的に被害を受けるものの国の支援の対象外となる農家、また、生産物の流通等に係る関連事業者にも、多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

1 家畜伝染病に係る防疫制度の見直し

○ 本県では、最新の設備・技術を導入したウィンドレス鶏舎を採用し、日頃から従業員により衛生対策が徹底されている農場でも、高病原性鳥インフルエンザが発生した。今後の発生予防対策のため、その原因と感染経路の速やかな解明が不可欠である。

2 家畜伝染病の発生に対応した支援の拡充

○ 県・市町村職員等を長期間にわたり動員した場合、多額の人件費が発生するため、費用負担が甚大となっている。

○ 家畜伝染病の発生農家のみならず、移動・搬出制限により繁殖豚やヒナなど家畜生体の外部導入が制限された農家、また、生産物の流通等に係る関連事業者にも多額の損失が発生する。

特に、関連事業者はフル稼働の体制が整うまで数ヶ月かかることが見込まれ、経営への影響が懸念される。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

2 農林水産業の振興

(5) 地域の実情を踏まえた土地利用の最適化

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 総合企画部 商工労働部 農林水産部 県土整備部



【提案・要望事項名】 地域の実情を踏まえた土地利用の最適化【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業振興地域の整備に関する法律の（改正案が成立している場合、その）運用に当たっては、国による土地利用規制は最小限とするとともに、地域の実情を踏まえた制度となるよう、地方公共団体の意見を十分に聴くこと。
- 2 農地の総量確保については、地方が主体的に農地の確保目標の設定や管理を行えるようにし、特に農用地区域の設定や除外については、農地の実態や地域の状況に応じて柔軟な対応が可能となるようにすること。

【直面している課題・背景】

- 本県としては、食料安全保障の観点から、食料の安定供給に必要となる農地を確保していくことは、我が国にとって重要な政策課題であると認識している。他方、政府は経済安全保障の観点から国内生産基盤の強化やサプライチェーンの強靱化に向けた取組を総合的に進める方針であり、総合経済対策において示されていると承知している。
- 本県においても、地域の活力を維持していくためには、地域の特性を生かした産業を呼び込むことが重要であり、戦略的な産業用地の整備に向けた取組など、地域の持続的な発展に資する土地施策の推進を図る必要がある。
- 農用地区域からの除外の同意基準「農用地等の確保の状況からみてその都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」については、具体の判断基準が不明確であることから、今後の運用によっては、地方自治体が進めるまちづくりや産業振興に影響を与え、地域の状況に応じて限られた土地利用の最適化をすることができなくなる可能性がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県内唯一の未開通区間である大栄から横芝間については、令和8年度の開通を確実に達成すること。併せて、大栄ジャンクションから国道296号インターチェンジ（仮称）間についても、1年程度前倒しでの開通を確実に達成すること。
- 2 県境から大栄間の4車線化については、令和7年度から8年度までの開通に向け確実に事業を進めること。また、事業化されている横芝・東金間の4車線化については一日も早く工事に着手すること。
- 3 4車線化未事業化区間については、「成田空港の更なる機能強化」による交通量の増加に対応するため、「高速道路における安全・安心基本計画」の優先整備区間に選定し、早期事業化を図ること。
- 4 成田国際空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについて、事業化に向け、必要な協力と助言を行うこと。
- 5 （仮称）かずさインターチェンジの早期整備を図ること。
- 6 神崎パーキングエリア（仮称）の内回りは令和7年度、外回りは令和7年度から8年度までの供用に向け、確実に整備を進めること。また、山武パーキングエリア（仮称）については、早期供用を図ること。
- 7 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路が確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、アクアラインと一体となって首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、国際競争力の強化や国土強靱化を図るとともに、地方創生と地域経済の活性化を実現していく上で、大変重要な道路である
- 圏央道は、全延長約300kmのうち約9割が開通しており、県内の観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間95kmのうち、約8割にあたる76kmが開通しており、残る大栄から横芝間については、

(仮称)芝山トンネルや(仮称)高谷川高架橋など、全線にわたって工事が展開されており、大栄から横芝間については、令和8年度の開通見込み、大栄ジャンクションから国道296号インターチェンジ(仮称)間は、1年程度前倒しでの開通見込みである。県内唯一の未開通区間であることから、一日も早い開通が必要である。

- 圏央道の4車線化については、現在、県境から大栄間において、令和7年度から8年度の4車線化の供用に向けて事業が推進されている。しかしながら、事業化されている横芝から東金間を含め、県内区間の大部分は暫定2車線となっており、ネットワークの機能拡充による生産性の向上等に加えて、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るためにも、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させることが必要である。

国では、高速道路の暫定2車線区間については、令和元年9月に課題の大きい区間を優先整備区間として選定し、4車線化を順次事業化しているが、圏央道についても県内区間の全線開通や成田国際空港の更なる機能強化による交通量の増加に対応するため、早期事業化が必要である。

- 成田国際空港の利便性を一層高め、人とモノの流れをスムーズにし、周辺地域を広く活性化させ、さらには防災力の強化のためにも、圏央道と空港のアクセスを強化する必要がある。

現在、成田空港株式会社とともに、空港及び周辺地域と圏央道を結ぶ新たなインターチェンジについては、地域活性化インターチェンジとして、国や東日本高速道路会社の協力を得ながら、設置位置や構造などの検討を行っている。

- (仮称)かずさインターチェンジについては、内房地域の中核的な研究施設である、かずさアカデミアパークへのアクセスを強化するとともに、企業立地の促進、物流の効率化、観光振興などに寄与することから、早期整備が必要である。

- 神崎パーキングエリア(仮称)については、内回りは令和7年度、外回りは令和7年度から8年度の供用に向け、工事が進められており、山武パーキングエリア(仮称)については、用地取得に向けた地元説明会が開催されたところである。

今後、道路利用者の利便性向上やトラックドライバーの確実な休憩・休息機会の確保のためにも、これら休憩施設の早期整備が必要である。

- 銚子連絡道路や長生グリーンライン、国道356号のバイパス整備などインターチェンジへのアクセス道路については、圏央道の全線開通や4車線化に伴う効果を県内に波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(2) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 北千葉道路（市川・松戸）については、事業が円滑に進むよう県と沿線市で最大限支援していくので、早期整備を図ること。また、有料道路事業制度の更なる活用により、専用部には有料道路事業を早期に導入し、財源を計画的に確保するなど、整備を加速させること。
- 2 市川市から船橋市間の未事業化区間については、沿線市が地籍調査を推進するなど事業実施環境を整えていくので、国による早期事業化を図ること。また、早期整備を図るため、専用部については、直轄事業と有料事業の合併施行とすること。
- 3 印西市から成田市間は、早期開通及び4車線化に必要な予算を確保すること。
- 4 国道464号の全線の直轄編入を図ること。

【直面している課題・背景】

- 国道464号北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力の強化を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、商工業の振興など地域の活性化、災害時における緊急輸送ネットワークの強化に寄与し、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。
- 現在、全体区間約43kmのうち、約30kmが供用済みである。小室インターチェンジ以西の市川市から船橋市間約15kmは、専用部については、国、県、高速道路会社で構成する「千葉県道路協議会」において、専用部と一般部の併設構造とし、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認された。
- 市川市と松戸市の区間の専用部1.9km、一般部3.5kmについては、令和3年度に直轄権限代行として事業化され、現在、用地取得へ向けた道路の設計などが国により進められているところである。県及び沿線市では、用地取得促進プロジェクトチームを設置し、用地取得体制の強化を図るなど、事業が円滑に進むよう国に最大限協力していく。
- 市川市から船橋市間の未事業化区間については、市川市と松戸市が令和6年度から地籍調査に着手し、鎌ヶ谷市においても、令和7年度着手に向けた

準備を整えており、事業実施に向けた環境整備を進めているところである。北千葉道路の重要性を鑑みると、事業着手された区間を早期に整備するとともに、市川市から船橋市間の全区間を速やかに事業化していく必要がある。

- 高速道路の更新・進化については、令和5年度の道路整備特別措置法の改正により、料金徴収期間の延長による財源の確保の仕組みが構築されたところである。有料道路事業制度の更なる活用により、北千葉道路をはじめとした道路ネットワークを充実させるためには、財源を計画的に確保する必要がある。
- 印西市から成田市間の13.5kmについては、国と県が協同して整備を進めている。印西市若萩から成田市押畑までの9.8kmが暫定2車線で開通しており、残る成田市押畑から大山間約3.7kmについては、県が整備を推進している。今後成田国際空港の更なる機能強化の進展に伴い、交通需要の増加が見込まれることから、完成4車線整備を含め、早期完成に向けて更なる整備促進を図る必要がある。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備
3 社会資本の充実とまちづくり
(3) 新湾岸道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 新湾岸道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 新湾岸道路については、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 沿線市と連携し、地域の理解が深まるよう、地元調整など積極的に役割を果たしていくので、早期に概略ルートや構造の検討を進めること。
- 3 千葉県と東京都を結ぶ区間についても検討を進め、計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域には、商業施設や物流施設等が多く、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題である。
- 今後も、港湾機能の強化や、物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれているところであり、こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを充分发挥させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。
- 令和5年5月30日と令和6年1月24日に、新湾岸道路の早期実現を目指し、知事及び沿線市長により国土交通省に対して、計画の早期具体化を要望した。
- 令和6年3月に、国、県、沿線6市（千葉市、市川市、船橋市、習志野市、市原市、浦安市）、高速道路会社で構成する第2回新湾岸道路検討会準備会において、計画の具体化を図るための体制やプロセスのあり方について考え方が確認された。
- 新湾岸道路について、令和6年3月に千葉県道路協議会を開催し、道路計画の具体化に向けた今後の動きについて、関係機関と情報共有を図った。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(4) 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 千葉北西連絡道路の計画の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉北西連絡道路については、つくば野田線以北から国道464号付近までの間（野田市～印西市）において、核都市広域幹線道路の機能を兼ね備えた、多車線の自動車専用道路として、早期に計画の具体化を図ること。
- 2 千葉北西連絡道路の概略計画の策定に向け、県、沿線市は、地域住民に必要性・整備効果等を情報提供するとともに、交通課題や要望等の意見を把握するなど、地域の理解が深まるよう役割を果たしていくので、早期に概略ルート・構造の検討を進めること。
- 3 千葉北西連絡道路延伸部（国道464号以南）の計画についても検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国道16号は、県北西地域唯一の幹線道路であり、沿線には大型商業施設や物流施設が多く立地し、地域の日常生活や物流などを支える重要な道路である一方、柏インターチェンジから大島田間では県平均の約8倍もの渋滞損失が発生しており、渋滞の解消が喫緊の課題となっている。
- 一方、令和元年東日本台風では、田中調整池の洪水調節のため市道が通行止めとなったことから、国道16号に交通が集中し、混雑が発生した。よって、平常時のみならず災害時にも安定した人・モノの流れを確保するため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化が必要である。
- 令和4年11月に、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路検討会」において、「千葉北西連絡道路の道路計画の基本方針」が策定され、概略計画の検討（計画段階評価）を進めることが確認された。
- 令和6年2月に、学識経験者、国、県、関係市で構成する「千葉北西連絡道路地元検討会」が開催され、地域への情報発信と意見聴取を行い、概略計画の検討（計画段階評価）を進めていくことが確認された。
- 千葉北西連絡道路について、令和6年3月に千葉県道路協議会を開催し、道路計画の具体化に向けた今度の動きについて、関係機関と情報共有を図った。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(5) 高規格道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 高規格道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 東京外かく環状道路の建設推進

(1) 東京外環自動車道（以下、「外環道」という。）の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、東京外かく環状道路を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。

(2) 東京外かく環状道路（千葉県区間）の整備に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努め、また本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実に推進できるよう、予算の確保を図ること。

2 京葉道路の渋滞対策の推進

京葉道路は交通集中に伴う慢性的な渋滞が生じているため、貝塚トンネル付近の車線追加等による抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手するとともに、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

3 東京湾岸道路の整備推進

(1) 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進するとともに、新規事業化された（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジと併せて検見川立体の整備を推進すること。また、湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の着実な事業推進を図ること。

(2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。

4 国道51号等の直轄国道の整備推進

(1) 国道51号については、交通混雑の緩和や交通の安全性を確保し、道路ネットワーク機能の強化を図るため、北千葉拡幅、成田拡幅、大栄拡幅などの早期整備を図ること。

(2) 災害に強い、安全・安心な道路交通の確保のため、国道127号防災

事業を推進すること。

特に、安房地域における防災ネットワークの強化を図るため、館富トンネルを含む川名・富浦地区については、早期に4車線化を図ること。

(3) 国道409号については、国道16号との交差点から木更津金田インターチェンジ間の4車線化を図ること。

5 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網等の整備促進

圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークから県内各地域にアクセスする銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路のほか、県境を跨ぐ(仮称)押切・湊橋の整備に必要な予算の確保を図ること。

6 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路に指定された地方管理道路において機能強化及び整備推進のため、財政支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 外環道と京葉道路を接続する、京葉ジャンクションが未完成であり、早期にフルジャンクション化を実現する必要がある。また、東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会において検討が進められており、計画の早期具体化が必要である。
- 東京外かく環状道路は、環境保全に十分配慮されるべきものであり、県が組織する「東京外かく環状道路連絡協議会環境保全専門部会※」において、国及び高速道路会社により示された東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画に基づき、周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努める必要がある。
※ 環境保全専門部会：東京外かく環状道路(千葉県区間)の都市計画変更(都計アセス)の際に環境担当部局から出された意見に対する都市計画決定権者の意見のフォローアップを行う会議体。事業者(国・NEXCO)、県、市で組織。
- 外環道供用後に渋滞が顕在化した松戸インターチェンジ出口付近については、引き続き対策の検討が必要である。また、供用後に地元から強い要望のあった市川市国分地域の湧水対策については、着実に原因の調査を進め、地元にて丁寧に説明していく必要がある。
- 東京外かく環状道路と密接に関連するまちづくりのための事業として、県は、地元の市川市(9分類22項目)・松戸市から要望されている、(都)国分下貝塚線、一級河川高谷川、江戸川第一終末処理場等、今後も着実に整備を進めていく必要がある。
- 京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所が特定され、車線運用の見直しなどの対策が示され、令和2年8月に付加車線の運用が開始された。また、貝塚トンネルについては、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手する必要がある。
- 湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道357号において、

渋滞緩和を目的に交差点改良等が進められているが、いまだ渋滞は解消されておらず、塩浜立体事業や船橋市域の渋滞対策を進めるとともに東京湾岸道路（千葉地区専用部）の計画の具体化を図る必要がある。

加えて、(仮称) 検見川・真砂スマートインターチェンジと併せて、検見川立体の整備が必要である。

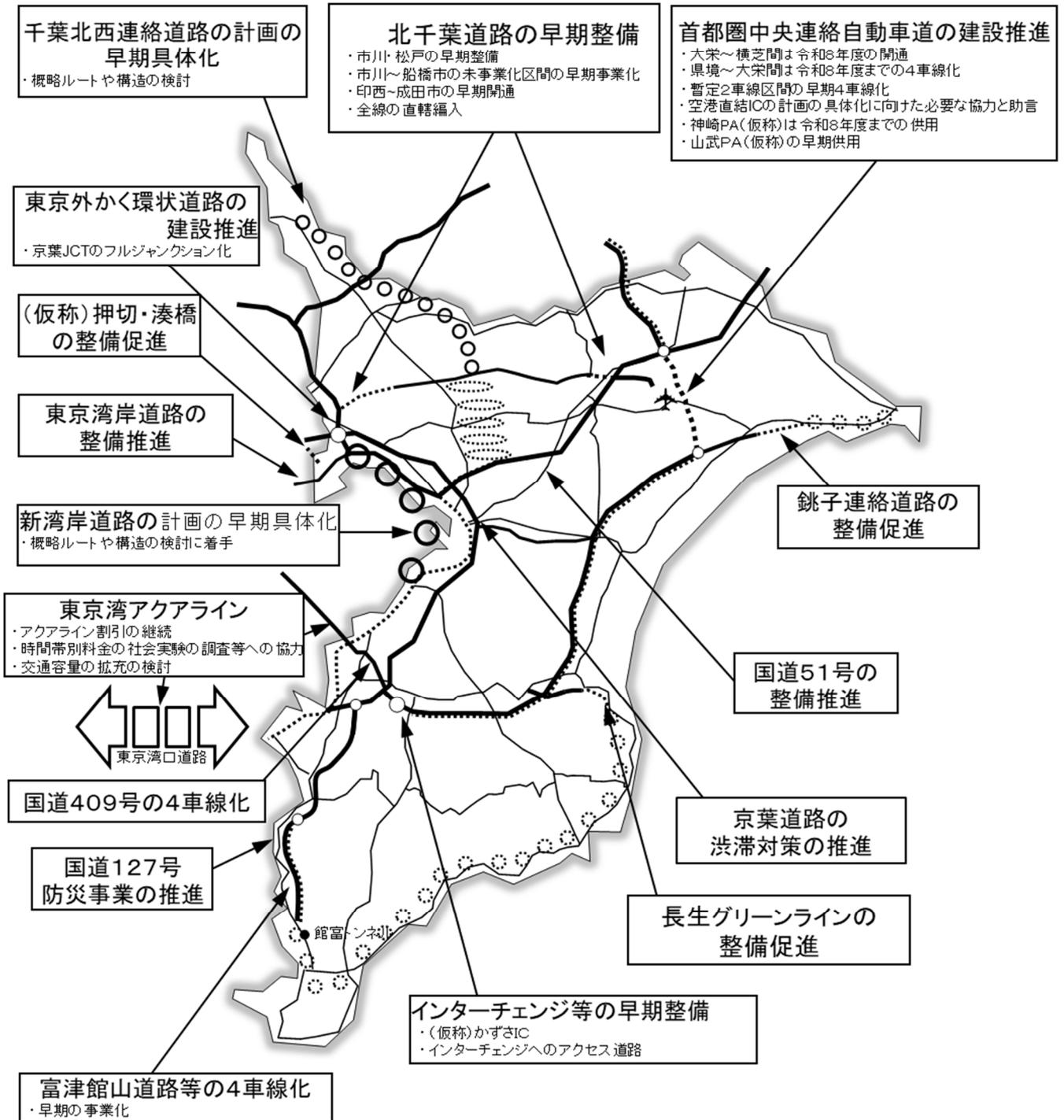
また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ヶ浦市から木更津市間などについて計画の早期具体化を図る必要がある。

- 一般国道51号は、一部区間で4車線化が図られ、交通環境が大きく改善しているが、2車線の区間については通勤時間帯を中心とした慢性的な交通渋滞が発生している。また、本道路は緊急輸送道路の1次路線に指定されており、令和元年の一連の台風・大雨時には、災害時の円滑な物資輸送や救援活動の支援ルートとして重要性が改めて認識されたところであり、早期整備が必要である。
- 一般国道127号は、異常気象時の交通規制区間を抱え、かつ、老朽化が著しいトンネル・橋梁、大型車のすれ違いが困難な区間が多くあり、並行する東関東自動車道館山線の代替路の確保の観点からも、老朽化が進んだ狭小なトンネル、橋梁を早期に改修し、安全で信頼性の高い防災ネットワークを確保していく必要がある。

特に、現在2車線となっている館富トンネルを含む約1km区間は、安房地域への支援物資輸送、館山港と連携した緊急輸送ネットワークとして、重要な役割を担っていることから、早期の4車線化が必要である。

- アクアライン着岸地周辺では、一般国道409号をはじめ、休日を中心に交通渋滞が発生している。円滑な交通確保に向け、国道409号の国道16号から木更津金田インターチェンジ間の2車線区間について、早期の4車線化が必要である。
- 県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靱化を実現するため、圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備効果を県内全域に波及させる銚子連絡道路や長生グリーンライン、国道356号のバイパス整備や県境橋梁の整備などが必要である。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定した。令和4年3月25日には、供用区間に加え新たに「候補路線」、「計画区間」、「事業区間」が指定されたところである。

高規格道路等のネットワーク機能の充実



II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(6) 富津館山道路の早期4車線化

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】富津館山道路の早期4車線化【新規】

【具体的な提案・要望内容】

富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）については、早期の4車線化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東関東自動車道館山線の一部を構成する富津館山道路は、東京湾アクアラインや館山道などと一体となり、本県の半島性を克服するうえで大変重要な道路であり、安全で円滑な交通を確保し、観光振興や地域活性化に加えて、更なる防災力の強化を図るため、大変重要である。
- しかしながら、現在の富津館山道路は、早期の全線開通を目指したことから対面通行の2車線となっており、特に交通が集中する休日の夕方に、上り線で渋滞が発生するとともに、事故や災害等による通行止めのリスクが高く、時間信頼性確保や事故防止、ネットワークの代替性確保の観点から課題があり、早期の4車線化が必要である。
- 富津館山道路の富浦インターチェンジから富津竹岡インターチェンジの暫定2車線区間については、令和元年に国土交通省が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において全線が優先整備区間として選定され、令和6年3月には、富津竹岡インターチェンジから鋸南保田インターチェンジまでの6.8kmが準備調査箇所として高速道路会社に事業許可されたところであり、今後、調査が進展し、速やかな事業化に繋がることを期待しているところである。
- 現在、県では、都市計画及び環境アセスメントの手続きを実施しており、令和6年1月から2月にかけて都市計画の案及び環境影響評価準備書を縦覧したところである。本年度中には必要な手続きを完了するよう進めているところであり、富津館山道路の重要性を踏まえ、その後速やかに、全線事業化する必要がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(7) 東京湾アクアラインの更なる効果発揮

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 東京湾アクアラインの更なる効果発揮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化等、東京湾アクアライン通行料金引下げが首都圏にもたらす効果等を十分踏まえ、「アクアライン割引」を継続すること。
- 2 アクアラインの効果を発揮できるよう、「時間帯別料金」の社会実験の調査・分析・評価に当たっては、高速道路会社とともに引き続き協力すること。
- 3 アクアラインの6車線化など、交通容量の拡充方策について、中長期的な視点から検討すること。

【直面している課題・背景】

- 東京湾アクアラインは、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏における交流・連携の強化や、災害時・緊急時における都心と成田国際空港を結ぶ代替ルートの確保、迂回機能による湾岸部の交通渋滞の緩和などにも大きく貢献し、本県の半島性の克服、地方創生、国土の強靱化を実現していくうえで極めて重要な高速道路である。
- アクアラインでは、平成26年4月から当分の間、国及び千葉県の負担を前提に「アクアライン割引」として通行料金800円（ETC普通車）が継続されている。

この継続により、アクアラインの木更津市側の着岸地周辺地域では、人口が増加するとともに、大型商業施設の進出や拡張により、新たな雇用が創出され、さらに、新たな企業の進出が計画されるなど、経済の好循環が生まれている。

「アクアライン割引」の前提である、平成26年4月に導入された高速道路の3つの料金水準とこれに伴う料金水準の引下げについては、関係者の尽力により、令和6年3月に10年間（令和16年3月31日まで）継続することが国土交通大臣から高速道路会社に事業許可された。
- 今後も、観光の振興や企業立地の促進などの経済効果をさらに高めていくためには、令和7年3月末が期限となっている「アクアライン割引」を継続させることが必要である。
- 県では、国・県・東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社で構成

するアクアラインの料金施策の立案・検討・効果の把握などを目的とする検討会を設立し、アクアラインの土日・祝日の上り線において、特定の時間に集中する交通を分散させるため、時間帯によって通行料金を変動させる「時間帯別料金」を導入する社会実験を令和5年7月22日から開始した。

- 実験前と比較して、1日当たりの交通量は増加したものの、混雑時間帯の交通量が分散し、渋滞による時間のロスの減少などの効果が確認された。さらには、事故の減少や滞在時間の延長等の効果も確認できた。

アクアラインの効果を発揮させていくためには、引き続き、社会実験を継続し、一定期間の効果を調査・分析の上、より効果的な料金施策について、国や高速道路会社とともに検討していく必要がある。

- アクアラインは、橋梁が4車線から6車線に拡幅が可能な構造となっているほか、3本目のトンネルを掘り進めることが可能な構造となっている。

更なる交通需要の増加に対応するためには、アクアラインの6車線化など、広域的な高速道路ネットワークの強化などの観点から、国や高速道路会社において、中長期的に検討する必要がある。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(8) JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び
JR京葉線の輸送力増強

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び
JR京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、JR東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 JR京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

【直面している課題・背景】

- JR京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。
- しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りでは線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互直通運転が実施されていない。
- また、JR京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があることや、同時間帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないことなどの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。
- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日交通政策審議会答申）においては、「羽田空港アクセス線の新設及び京葉線・りんかい線相互直通運転化」が国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトとして位置付けられている。また、平成30年7月にJR東日本が策定したグループ経営ビジョン「変革2027」においても、りんかい線を経由する臨海部ルートを含む羽田空港アクセス線構想の推進が掲げられていることから、これらの新線建設の推進に合わせて、京葉線とりんかい線の相互直通運転についても実現に向けて取り組んでいただきたい。

【参考】



令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(9) 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

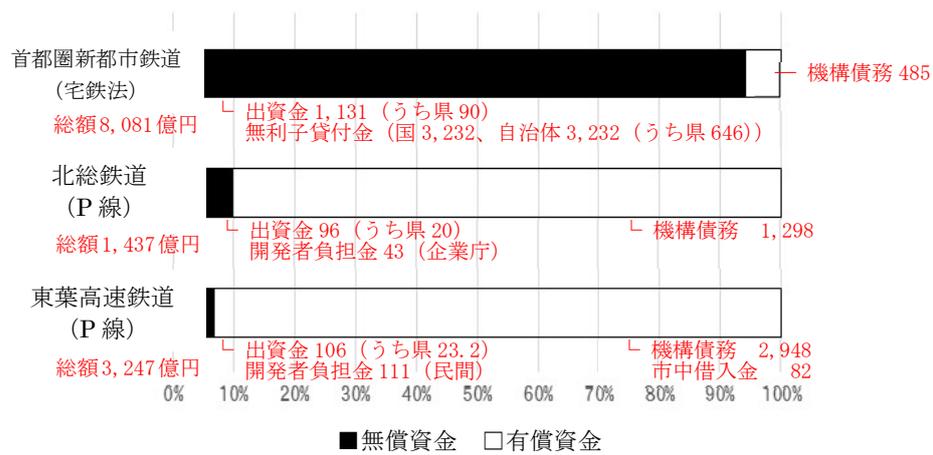
【具体的な提案・要望内容】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。
- このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用されたような、建設費の大半を無償資金により賄う制度がなく、財政投融资等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。
- こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組に努めてきた。しかしながら、依然として両鉄道は多額の債務を抱え、金利の動向に会社の経営が左右される状況が続いている。
- また、感染症拡大後の人々の生活様式の変化等により、通勤・通学等の利用者が十分に回復していない一方で、動力費や人件費等の経費が増加していることから、こうした経常的な収支が悪化することも懸念される。
- こうした、両鉄道を取り巻く状況を踏まえ、会社の経営安定化を図るため、機構に対する長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。

【参考】各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について



令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(10) 地域公共交通の維持・確保

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 地域公共交通の維持・確保【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県民の暮らしに不可欠な乗合バスや地域鉄道の運転手等の不足を踏まえ、人材確保に向けた支援策を講じること。
- 2 地域公共交通事業者に対する物価高騰への支援について、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。
- 3 地域鉄道の災害復旧の取組や安全性の確保等に対する支援を拡充すること。

【直面している課題・背景】

1 地域公共交通の人材確保について

- バスについては、通勤・通学や通院、買い物といった県民の暮らしに必要な不可欠な役割を担っている。運転手の高齢化等により慢性的に人材不足が生じている中、令和6年4月からの総労働時間の規制等により、勤務間のインターバルが8時間から11時間を基本とすることとされたことなどから、従来のダイヤを維持するためには、更なる運転手の確保が必要となっている（いわゆる「2024年問題」）。バス事業者においては、運転手の採用強化を進めているものの、十分に運転手を確保することができておらず、従前のダイヤを維持することが困難となったことから、令和6年4月以降、乗合バスの大幅な減便が相次いでおり、県民の暮らしに多大な影響を及ぼしている。
- 本県では、バス事業者に対し運転手確保に資する先進事例の紹介や効果的な求人方法に関するセミナー等を実施してきたほか、県ホームページにおいて就職説明会の開催情報等を掲載するなど、人材確保・定着に取り組んできたところであるが、国において人材確保に向けた抜本的な対策が急務となっている。

- また、地域鉄道においても、令和5年10月に国土交通省が実施した事業者向けのアンケート調査では、地域鉄道140事業者のうち、半数に上る70事業者から運転士が不足しているとの回答が得られているほか、県内の事業者からは、運転手だけでなく、保線業務等を担う技術系人材が不足しているとの声が上がっており、人材確保は喫緊の課題となっている。
- 厳しい経営状況にあるバス事業者や地域鉄道では、人材確保に必要な賃上げを行うことが難しいことから、こうした状況を解消するためには、国として、人材確保や処遇改善に対する支援を行うなど、積極的に関与することが必要である。

2 地域公共交通事業者に対する物価高騰対策について

- バス・タクシー、地域鉄道の地域公共交通事業者については、昨今の物価高騰の影響により、経営が圧迫されていることから、これまで「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、各自治体の判断により支援を行ってきたところである。しかしながら、物価高騰は全国的な課題であることから、県民の暮らしを支える地域公共交通を安定的に維持・確保していくためにも、国の責任において全国一律の対策を直接講じる必要がある。

3 地域鉄道の災害復旧の取組や安全性の確保等に対する支援について

- 近年、自然災害が多発、激甚化しており、多くの鉄道事業者が被害を受けている。本県の地域鉄道においても、度々、自然災害の被害を受けているところであり、厳しい経営状況にある地域鉄道事業者が確実に復旧に取り組むためには、国による支援制度の拡充が不可欠である。
- なお、鉄道事業の安全性の確保を図るための事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）や、訪日外国人旅行者等の移動の利便性向上を図るための事業（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）について、過去に行われていた補助率の割落とし等は、以前と比べ改善されているところであるが、引き続き、国の十分、かつ、確実な予算の確保が必要である。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(11) ホームドアの整備による転落防止対策の促進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 利用者数10万人以上の駅はもとより、利用者数10万人未満の駅であっても、利用者の安全確保の観点から特段の事情を有する駅については、国庫補助を措置すること。
- 2 従来型のホームドアや、鉄道車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、新たなタイプのホームドアの普及促進に向け、鉄道事業者の負担軽減のための支援の拡充を図ること。
- 3 ホームドア整備に係る地方公共団体の財政負担軽減のため、地方債の特例の要件緩和や、交付税措置の拡充についても検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 令和2年度に国土交通省が新たに策定したホームドアの整備目標では、利用者数10万人以上の駅の優先的な整備を引き続き推進するとともに、同10万人未満の駅についても、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態等を勘案した上で、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指すこととしている。
- 令和3年12月に、鉄道駅のバリアフリー設備の整備について、整備費用等を鉄道運賃に上乘せし、利用者から徴収する新たな料金制度が、国により創設されたが、同制度は、利用者数の多いJR路線や大手民鉄線以外は活用が難しいと考えられることから、他の駅については、引き続き国庫補助を措置することが求められる。
- 本県のホームドア補助制度については、国が優先整備を推進する、利用者数10万人以上の駅のみならず、同10万人未満の駅についても、駅周辺に病院や社会福祉施設が存在するなど、特段の事情を有する駅については補助対象としている。また、国が補助対象外とした、新たな料金制度による整備区間についても、事業者負担分が残る場合には引き続き補助対象とし、早期設置を促進することとしている。
- また、鉄道事業者がホームドアの整備を進めるに当たっては、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違といった問題を解決するために、駅によっては従来型

よりもさらに多額の設置費用を要する、新型ホームドアの整備が必要となることから、国においては、事業費にかかわらず、国庫補助が満額措置されるよう、必要な予算の確保をお願いしたい。

- 一方、ホームドア整備の加速化に伴い、その設置に対する補助を行う地方公共団体の補助額は増加傾向にある。地方公共団体に対する財政措置として、バリアフリー法に地方債の特例が設けられているが、その適用に当たっては、バリアフリー基本構想に即した計画策定が要件とされており、地方債活用に係る負担が大きいことから、手続きの簡略化等を含め、地方への財政措置の拡充を検討されたい。

【参考】ホームドアに係る補助金

○国補助金（鉄道施設総合安全対策事業費補助）

*補助対象経費：ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費

*補助率：補助対象経費の1/3以内

(基本構想の生活関連施設に位置付けられた事業は1/2以内)

○県補助金（鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金）

*補助対象駅：以下の要件に該当し、知事が特に認めるもの

- ・1日の利用者数が10万人以上の駅
- ・病院、社会福祉施設、特別支援学校等の最寄り駅
- ・他の路線との乗換客が多い等、駅の利用状況から特に設置が必要と認められる駅

*補助対象経費：鉄道事業者または市町村が設置するホームドア設備整備に対する市町村の実負担額（限度額あり）

*補助率：補助対象経費の1/2

【例：ホームドアの補助イメージ（10両編成対応ホーム）】

①JRで料金制度を活用する区間の駅

料金徴収 1億800万円(3/5)	事業者 3,600万円 (1/5)	市町村 3,600万円(1/5)	
		市町村 自主財源 (1/10)	県補助金 (1/10)

②料金制度活用区間外の駅

事業者 6,000万円(1/3)	国庫補助金 6,000万円(1/3)	市町村 6,000万円(1/3)	
		市町村自主財源 (1/6)	県補助金 (1/6)

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(12) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 千葉港千葉中央地区における港湾計画に基づく埠頭再編に必要な大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の港湾施設について、国において整備を推進すること。
また、埠頭再編に当たり県が実施する港湾施設等の整備に必要な予算を確保すること。
- 2 地域防災力強化及び被災による県内経済活動への影響を最小限とするため、耐震強化岸壁の整備を推進すること。

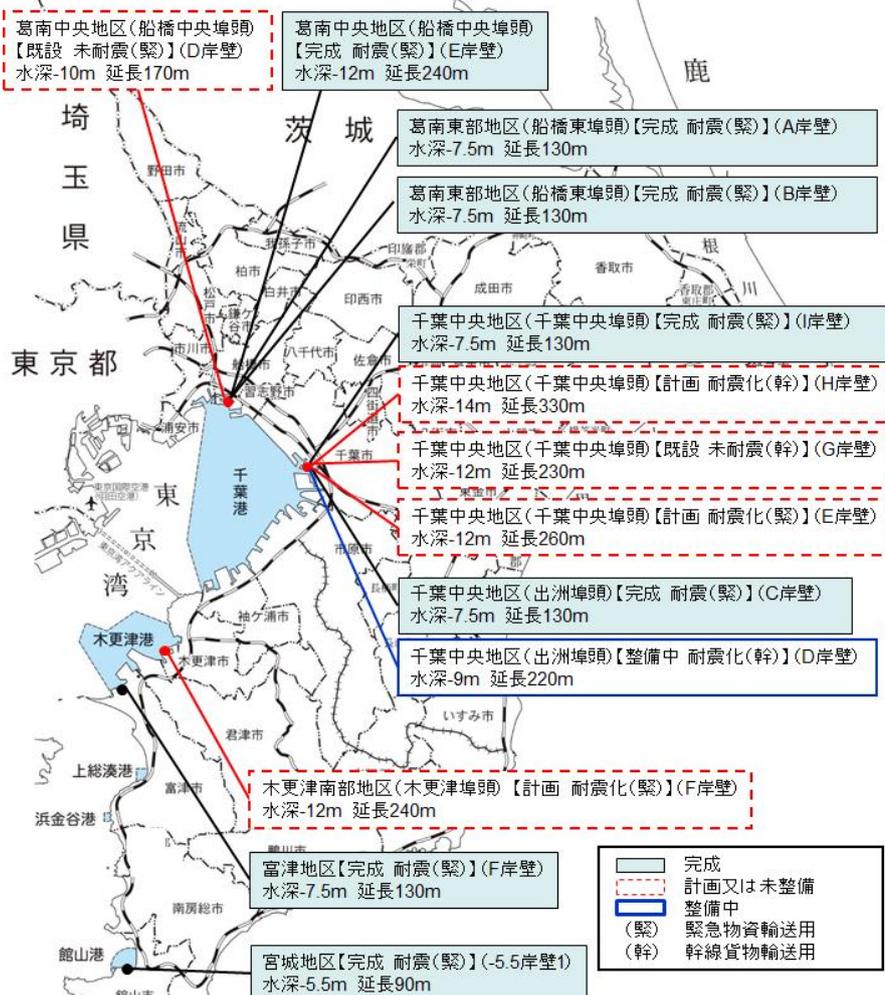
【直面している課題・背景】

- 千葉中央地区では、コンテナ、完成自動車、一般貨物、RORO 貨物を取扱っており、各船舶が利用する岸壁や荷捌き地の配置が混在しているほか、船舶の大型化に伴うバース延長の不足やコンテナ取扱能力が上限に達していることからコンテナターミナルのヤードが不足している状況にある。
これらの問題や課題を解消するための埠頭再編において、計画に位置付けられている港湾施設のうち、大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の施設については、令和2年度にその一部が国により事業化されたところであり、残る施設についても国による早期整備が必要である。
埠頭再編に当たり県が整備する港湾施設等についても、直轄事業による整備と同時に進めていくため、その予算の確保が必要である。
- さらに、首都直下地震等の切迫性が指摘されている中、特に膨大な人口を抱える首都圏では、「耐震強化岸壁」の整備が急務であり、本県では、12バースが位置付けられており、そのうち未整備の6バース（うち1バースが整備中）についても、大規模で高度な技術を要することや、切迫する大規模地震の被災による経済活動等への影響を最小限とするため、国による早急な整備が必要である。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容



【参考】県内港湾における耐震強化岸壁の整備状況



II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(13) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

提案・要望先 内閣府 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】

洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

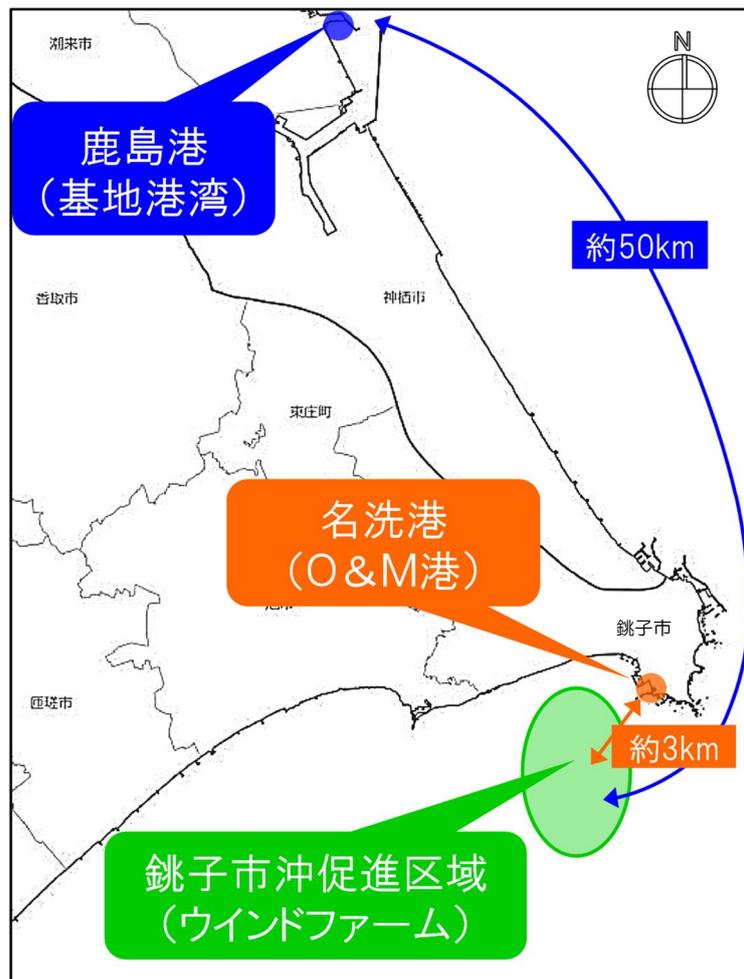
【具体的な提案・要望内容】

国策として進められる銚子市沖洋上風力発電事業の導入に際して、維持管理の拠点として利用され、重要な役割を果たす名洗港の整備に必要な予算を確保するとともに、GXに資する事業として支援すること。

【直面している課題・背景】

- カーボンニュートラルの実現に向けた国策の一つとして進められている洋上風力発電事業において、基地港湾の規模を有しないものの促進区域に近接する港湾は、O&M^{*}港として洋上風力発電施設の安定的な維持管理を実現する重要な役割が期待される。
※O&M：オペレーション&メンテナンスの略。風車の運転管理・維持管理のこと。
- 地方港湾である名洗港は、銚子市沖促進区域に近接することから発電事業者よりO&M港として利用する意向が示され、洋上風力発電設備の運転期間である数十年間にわたり継続的に利用されることとなる。
- 名洗港周辺への維持管理のための人的・物的拠点等の設置による経済波及効果や洋上風力発電事業による新たな観光スポットと既存の地域観光資源と融合させることで更なる観光振興が期待され、銚子地域全体の活性化が見込まれる。
- 名洗港の整備については、令和5年度から地方創生港整備推進交付金事業として新規採択されたところであり、銚子市沖洋上風力発電事業の令和10年9月に運転開始となるスケジュールに支障が出ないよう、名洗港の防波堤等を短期間で確実に整備するため、引き続き十分な予算の確保が必要である。
- 洋上風力発電の促進はGXに資する事業であり、名洗港整備もその一翼を担うことから更なる支援が不可欠である。

【参考】 銚子市沖洋上風力発電事業における
基地港湾とO&M港の役割分担



	基地港湾(鹿島港)	O&M港(名洗港)
用途	大型資機材の保管・組立 風車部品の検査	作業員の陸上準備・陸上補修・検査作業 工具類・油脂類・補修部品(小型)の保管
取扱品目	ナセル・ブレード・タワー等	工具、油脂類、日常補修部品(ボルト等)、 風車・ケーブル補修部品(制御盤、ジョイント等)
利用船舶	自己昇降式作業船(SEP船) ケーブル敷設船等	人員輸送船(CTV) 小型作業船(クレーン付き台船、引船等)

港湾	役割	2027	2028	2029	...	2051	2052
鹿島港	基地港湾	建設工事			■ ■ ■		撤去工事
	建設補助						
名洗港	維持管理	運転開始					運転終了
					大規模メンテナンスで使用		

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(14) 利根川及び江戸川の治水対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部



【提案・要望事項名】 利根川及び江戸川の治水対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 安全な県土の形成のため、令和元年東日本台風で浸水被害があった利根川下流部における無堤区間の築堤及び河道掘削を更に推進するとともに、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を早急に進めること。
- 2 印旛沼流域全体の治水安全度の向上のため、排水流路となる長門川及び印旛放水路の着実な改修に向け、必要な予算を措置すること。併せて印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強を検討すること。
- 3 利根川河口部での津波・高潮・洪水対策及び印旛沼を調節池として活用した放水路について「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、必要となる整備を実施すること。

【直面している課題・背景】

- 利根川については、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づく無堤区間の整備を早急に進める必要がある。また、漁港区域を含む利根川河口部右岸（約4 km）は東日本大震災では津波、令和元年東日本台風では洪水被害を受けているが、堤防整備の対象区間となっていないため、国が設置した利根川河口部の改修協議会において検討や調整を行い、河川整備計画に位置付け、整備を早期に実施する必要がある。
- 江戸川については、堤防断面不足箇所等の堤防整備について、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の整備が遅れていることから、千葉県側（左岸側）についても早期整備が必要である。
- 印旛沼流域では、令和元年10月25日の大雨や、令和5年9月の台風第13号の接近に伴う大雨により、流域では多くの浸水被害が発生した。浸水被害を軽減するには、排水流路としての、県で実施している長門川及び印旛放水路の整備を推進する必要がある。
また、印旛機場や大和田機場を増強することにより、印旛沼から利根川や東京湾への排水能力の向上を図る必要がある。

- 印旛沼を調節池として活用した放水路については、「利根川水系河川整備基本方針」に位置付けられており、早期整備に向けて、河川整備計画に位置付ける必要がある。

また、印旛沼流域の地元市町長で構成される「印旛沼関連事業市町連絡会議（成田市長・佐倉市長・印西市長・酒々井町長・栄町長）」が、国及び県に対し、毎年、放水路整備について要望を実施している。

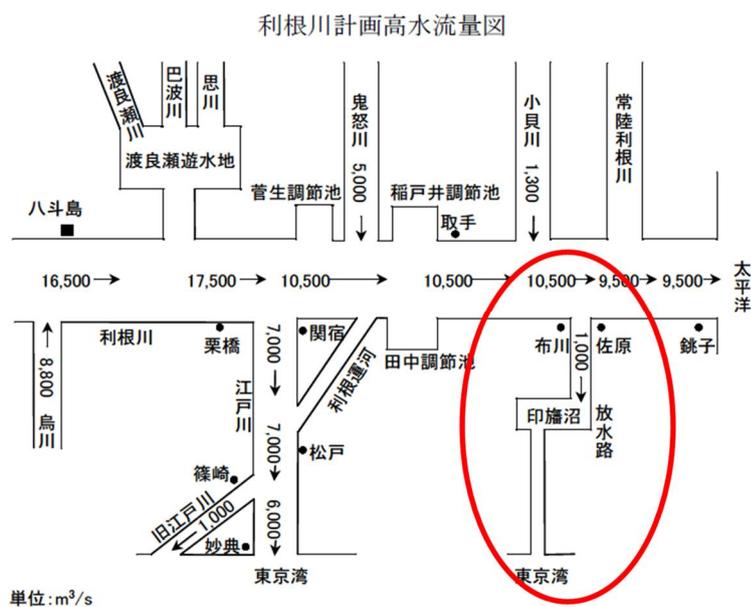
なお、国は、平成18年2月に策定した「利根川水系河川整備基本方針」について、気候変動による影響を踏まえた計画へと変更するとともに、流域治水の視点も含めた治水対策となるよう見直しの手続きを進めている。

【参考：利根川水系河川整備基本方針（抜粋）】

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生防止又は軽減

利根川の取手から下流においては、(中略) 印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、整備に当たっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。



(上図は河川整備基本方針の流量配分図)

※利根川から印旛沼を経由して東京湾へ抜ける放水路が位置付けされている。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(15) 社会資本の適正な維持管理

① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ① 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 大規模自然災害から生命・財産を守り、防災上必要である重要インフラ等の機能強化を図るため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても必要な予算・財源を確保すること。
また、令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるために必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 2 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。
- 3 国庫補助・交付金の対象外となっている港湾施設や河川管理施設などの定期点検に係る費用について、施設の適切な維持管理を着実に実施するため、国庫補助・交付金の対象とすること。

【直面している課題・背景】

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、強靱化対策に取り組んでいるところであるが、対策期間完了後も、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。
- 千葉県ではこれまでの公共投資により、ストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に広く県内へ波及させていくために必要な国県道や、安全・安心な生活を支える河川や港湾、公園などの社会資本整備はいまだ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。
- また、高度経済成長期に建設された道路、河川などの社会資本の老朽化が急速に進んでいる中、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕・更新から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところである。引き続き、予防保全型の老朽化対策を着実に進めるための予算が必要である。
- 国庫補助金や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の対象外となっている、県が管理する多数の港湾施設や海岸保全施設、河川管理施設、公営住宅の定期点検を着実に実施するためには、国の財政支援が必要である。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(15) 社会資本の適正な維持管理

② 河川・海岸管理施設の維持管理・更新の推進

提案・要望先 総務省、国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 ② 河川・海岸管理施設の維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川・海岸管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算確保を図るとともに、補助事業採択基準を引き下げ、費用負担の軽減を図ること。また、施設の耐震化を図るため、耐震対策に係る事業を創設するなど財政支援を講じること。
- 2 水防上重要な堤防や護岸等の河川・海岸管理施設及び河道の点検、維持修繕について財政支援を講じること。
- 3 適正な河川機能の確保や災害発生予防・拡大防止のため、「緊急浚渫推進事業債」、「緊急自然災害防止事業債」の事業期間を延長すること。

【直面している課題・背景】

- 県で管理している排水機場、水門等は人口が集中する北西部に多く、半数程度の施設は、既に耐用年数を超過している状況であり、今後、維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」の分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとしており、県においても排水機場等の更新等について、重点的に対策を講じる必要がある。

- 国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が一定額以上である施設を補助対象要件（河川メンテナンス事業は概ね4億円以上、海岸メンテナンス事業は5千万円以上）に排水機場等の延命化を実施しているが、多額の費用を要しており、これらを確実に進めるため、財政支援が必要である。また、県管理河川には補助対象とならない比較的小規模な施設が多いことが課題となっており、適切な維持管理を行うため、財政支援が必要である。

また、本県で管理する排水機場や水門の多くは、昭和40～50年代に設置されており、震災時においても、施設の機能を確保するため、現行基準により

耐震性能を照査し、必要に応じて耐震補強工事を行う必要があることから、新たに耐震対策に係る事業を創設するなど財政支援が必要である。

- 平成25年12月に河川法、平成26年6月に海岸法が一部改正され、河川・海岸管理施設の維持又は修繕の義務が明確化されたこと、法改正に伴い技術的基準等が定められ、河川・海岸管理施設の点検を適切な時期に行うこと等が明確化されたことなどから、施設の点検や維持修繕等を適切、かつ、確実に実施するため、財政支援が必要である。
- 令和2年度より、国で創設された緊急浚渫推進事業債を活用し、河川本来の流下能力やダムの洪水調節容量を確保するため、堆積土砂の撤去、竹木の伐採に取り組んでいるが、毎年、新たに堆積土砂や竹木の繁茂が確認され、撤去に多額の費用を要しており、これらを確実に進めるため、継続的な実施が必要である。当該事業債の事業期間は令和6年度までであるが、今後も、新たに堆積した土砂や繁茂した竹木の撤去を継続して実施していく必要があることから、事業期間の延長が必要である。
- 令和3年度より、国で創設された緊急自然災害防止事業債を活用し、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、国庫補助の要件を満たさない河川改修（総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修）や準用河川の改修等を実施しており、これらを確実に進めるため、継続的な実施が必要である。当該事業債の事業期間は令和7年度までであるが、今後も河川改修等を継続的に実施していく必要があることから、事業期間の延長が必要である。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(16) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部



【提案・要望事項名】 九十九里浜における侵食対策の推進

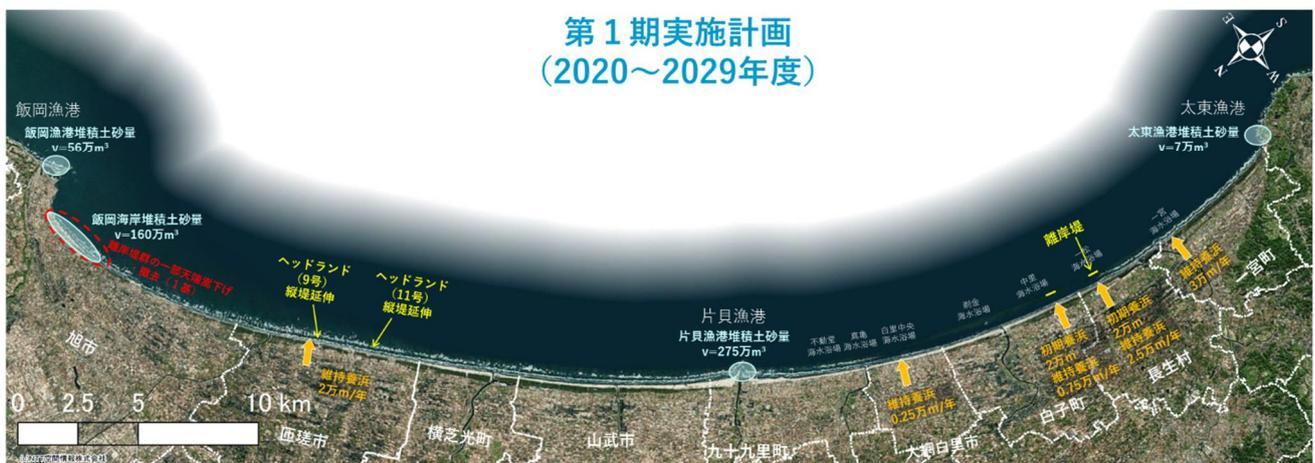
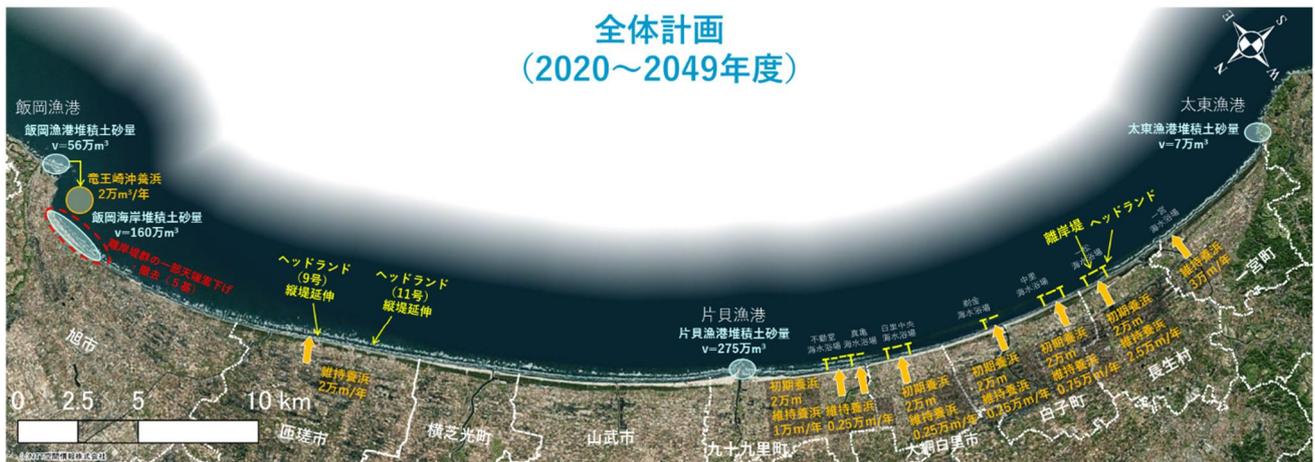
【具体的な提案・要望内容】

- 1 九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜（60km）において離岸堤などの施設整備と養浜を組み合わせた侵食対策をより一層推進するため、必要な予算を確保すること。
- 2 また、九十九里浜侵食対策事業は広範囲にわたり、事業規模が大きいことから、国の直轄事業化について検討すること。

【直面している課題・背景】

- 九十九里浜では、沿岸漂砂の減少や地盤沈下等により海岸侵食の範囲が拡大し、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、防護・利用・環境の面で深刻な影響が出ている。
特に、南九十九里浜（片貝海岸（九十九里町）～一宮海岸（一宮町））では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。
- 九十九里地域では、天然ガスかん水の汲み上げによる天然ガスやヨウ素の採取が地域の重要な産業となっている一方で、地盤沈下の要因の一つとなっていることから、県と天然ガス採取企業各社で協定を結び、更なる地盤沈下の防止・抑制を目指しているところである。
- 県では、令和2年7月に「九十九里浜侵食対策計画」を策定し、九十九里浜全域を対象とした侵食対策に取り組んでいるが、計画どおりに対策を進めるため、予算の確保が必要である。
- 海岸法第6条では、工事の規模が著しく大であるとき、海岸管理者に代わって事業をできるとなっている。当該事業は、九十九里浜60kmと広範囲にわたり、340億円という大規模な事業であることから、要件を満たすと考えている。

○九十九里浜侵食対策の内容



○九十九里浜侵食対策計画の対象範囲と対策手法



II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(17) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

提案・要望先 総務省、国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 防災・安全交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)の採択基準について
地域の実情に応じた水道事業の統合・広域連携を着実に推進していくために、防災・安全交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)の採択基準について、以下の見直しを行うこと。
 - (1) 広域化事業については、以下の見直しを行うこと。
 - ア 統合までの協議時間を確保するため、令和16年度までとされている時限を令和21年度まで延長すること。
 - イ 全体計画は原則10年間としているところ、統合基本計画の計画期間内の任意の10年間を交付対象として選択できるようにする等、柔軟な運用に配慮すること。
 - (2) 水道施設共同化事業については、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」が補助要件とされているが、事業統合又は経営の一体化を伴わない施設の共同化についても対象とすること。
- 2 水道事業の統合・広域連携の推進に必要な予算の確保
地域の実情に応じた水道事業の統合・広域連携を着実に推進していくため、要望額に対して満額交付できるよう、必要な予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 1 防災・安全交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)の採択基準について
 - 本県では、九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合をリーディングケースとして取り組んでおり、併行して、当該地域の末端給水事業体においても統合協議が進められているが、その他の地域においても、統合・広域連携の推進を図っていく必要がある。

統合に際して必要な施設整備には多額の経費が見込まれ、防災・安全交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)【広域化事業】(以下「交付金」という。)はその貴重な財源だが、原則10年間の計画期間で令和16年度までの時限事業であることから、最大限活用するには、遅くとも令和7年4月には広域化事業に着手する必要がある。

リーディングケースでは、昨今の動力費高騰等の影響などから、財政収支

の前提となる施設整備の計画や料金体系のあり方などについて更なる検討が必要となり、やむを得ず統合時期を令和8年4月～1年延期したところであり、併行して協議を進めている末端給水事業体においても、同様に交付金を最大限の10年間活用できない状況となっている。

また、その他の地域においては、交付金を10年間活用することは既に困難なため、統合効果の発現まで更なる遅れが生じることが懸念される。

- 千葉県水道広域化推進プランにおいて、各地域の実情に応じた末端給水事業体の広域化の推進方針等を取りまとめたところであるが、事業体間の格差が大きく、早期の統合が困難な地域では、施設の共同化等の広域連携から検討を始めており、一部の地域を除いて事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていない。

一方、水道施設共同化事業においては、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」が要件となっているため、上記方針を伴わない広域連携による施設の共同化を行っても、交付対象とならない。

施設の共同化等の広域連携であっても、施設の廃止・ダウンサイジング等による事業運営の効率化や施設の共同化をきっかけとした今後の統合等の段階的な推進にも資することが想定されるため、上記方針の明示のない広域連携についても、交付対象とすべきである。

- ※ なお、水道施設共同化事業については、広域化事業と異なり、「運営基盤強化等事業」の対象とならないことから統合と広域連携との差別化を図ることもできる。

2 水道事業の統合・広域連携の推進に必要な予算の確保

急速な人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化した施設・管路の更新や耐震化への対応などにより、水道事業を取り巻く状況は急速に厳しさを増しており、持続的・安定的な経営を確保していくためには、水道事業体の経営基盤の強化を進める必要があるが、個々の水道事業体の取組では限界があるため、県内の水道事業体では、統合・広域連携の検討を進めているところであり、そのためには、それぞれの水道事業体が統合基本計画を着実に実施することが必要となる。

今後、統合基本計画に基づき、必要な施設の整備を着実に進めていくため、要望額に対して満額交付ができるよう、必要な予算の確保が必要である。

II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

3 社会資本の充実とまちづくり

(18) 工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

提案・要望先 経済産業省

千葉県担当部局 企業局



【提案・要望事項名】工業用水道施設の更新・耐震化に対する支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 工業用水の安定給水の確保にとって喫緊の課題である工業用水道施設の更新・耐震化の取組を加速させるため、必要な予算を長期に渡り確保すること。
- 2 予算化に当たっては、工業用水事業費補助金の補助対象の拡充や補助率のかさ上げと併せて、複数年度に渡る事業が継続して採択されるよう、補助事業の採択条件に配慮すること。
- 3 また、ウォーターPPPの導入を補助金の採択要件としないこと。

【直面している課題・背景】

- 本県の工業用水道は、京葉臨海地域等に進出する鉄鋼、石油、電力等、本県の経済をけん引するとともに、近県へのエネルギー供給等の重要な役割を担う約280の企業に対し、工業用水を安定的に供給する重要な役割を担っている。
- 本県の工業用水道施設の多くは、建設後50年近くが経過して施設の老朽化が進んでおり、耐震化率は管路が約57%、浄給水場の土木施設が約32%と低い状況である。
- 近年、令和元年房総半島台風や令和6年能登半島地震など、自然災害が激甚化、頻発化していることから、今後も工業用水を安定的に供給するため、早急に施設の更新・耐震化を進めていく必要がある。
- このため、工業用水道施設の中長期的な更新・耐震化の計画を策定し、国の補助金を活用しながら、施設の更新・耐震化を計画的に進めているところ。
- しかしながら、国の補助金の予算が十分ではないため、全国の工業用水事業体で分け合う状態が続いており、優先度が高い事業であっても採択を受けられない場合がある。
- 加えて、平成28年度に補助金交付要綱が改正され、「補助事業の採択条件」の事業期間が「10年以下」から「1年」に見直しされたため、複数年度にわたり実施する事業への補助が継続されない場合があり、事業の継続実施に大きな支障が出ている。
- さらに、令和3年度の補助金交付要綱の見直しにより、補助金の対象が国土強靱化に係る耐震化や浸水対策、停電対策等に限定され、老朽化による

施設の更新が補助対象外となったため、ポンプ施設等の工業用水道事業に不可欠な施設に係る更新計画の変更を余儀なくされている。

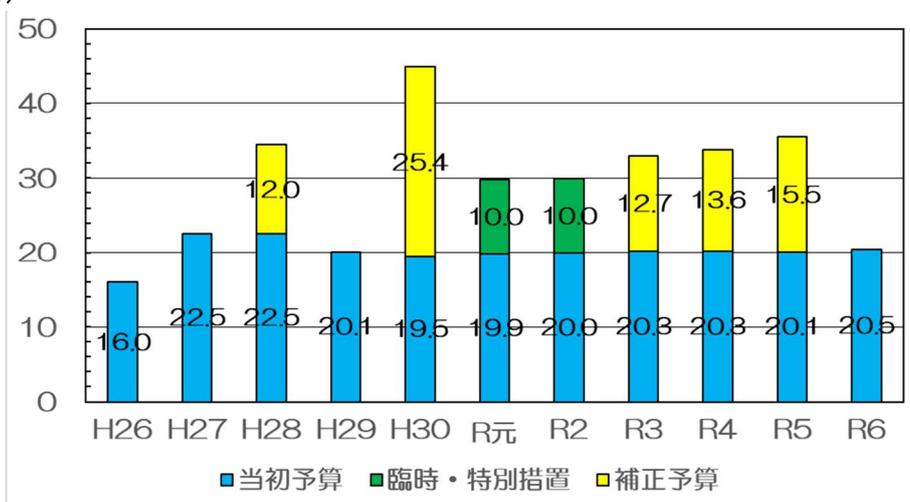
- また、補助対象となる施設であっても、補助金の補助率は30%以内であり、国土交通省の下水道事業に係る交付金の交付率50%と比べると低くなっている。地区によっては補助率が15%となる場合もあり、整備促進を図っていく上での支障となっている。
- ウォーターPPPについては、官民連携による経営の効率化を図る新たな手法として取り組みを始める事業者もある。一方で、工業用水道事業は、地域性や受水企業の業種や規模、施設の規模や老朽化の状況、耐震対策の進捗等、事業者ごとに取り巻く環境が様々であり、ウォーターPPPの導入の判断は、各事業者によって異なるものであることから、個々の事業者の状況に配慮する必要がある。
- 経営の安定化を図りつつ、安定給水に不可欠な施設の強靱化を推進していくためにも国による補助は不可欠であり、当該補助金と直接関係のないウォーターPPPの導入を採択要件とすることは、適当ではない。

(参考)

1 工業用水道事業費補助金の推移

近年の工業用水道事業費補助金の推移（補助採択ベース）

(億円)



2 工業用水道事業費補助金の補助率 ※事業及び地域により補助率が決定

補助率	事業・地区	本県地区
30%	地盤沈下対策・その他の地域	東葛・葛南地区
22.5%	基盤整備・その他の地域	北総地区等
15%	基盤整備・四大工業地帯	千葉地区等

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(1) 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

提案・要望先 総務省、文部科学省、厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 医師・看護職員の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医師確保対策について、県が地域の実情を踏まえて主体的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充と柔軟な運用を行うとともに、将来にわたって十分な財源を確保すること。
- 2 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、入学定員の増員をさらに図ること。
- 3 医学部の臨時定員増について、県の実情を踏まえた地域医療対策協議会における協議の結果を尊重し、恒久定員内の地域枠の設置を要件とすることなく地域枠の申請を認めること。
- 4 医師臨床研修の制度運用に当たっては、本県が医師少数県であることを踏まえ、更なる医師の地域偏在の改善につながるよう、国としても都道府県別募集定員上限を増員すること。
- 5 医師の地域偏在対策について、医師少数区域での勤務経験を管理者の要件とする病院を全ての病院へ拡大するなど、実効性のある仕組みを構築すること。
- 6 医師の診療科偏在対策について、専門研修の領域別・都道府県別の定員設定を行うよう日本専門医機構に強く働きかける等、実効性のある仕組みを構築すること。
また、新専門医制度について、県の意見を制度運営に反映するよう、日本専門医機構に積極的に働きかけること。
- 7 医師の働き方改革の推進について、医療機関や県の取組を支援し、診療報酬の改善や国民に対する上手な医療のかかり方に関する啓発を行うなど、国も役割を積極的に果たすこと。
- 8 看護職員確保対策として、看護職員の職場環境整備や再就業支援、看護師等養成所の教員確保において実効性のある仕組みを構築すること。
- 9 看護職員処遇改善評価料による看護職員の処遇改善について、現行の評価料の仕組みでは、毎年度改善額を改定するか評価料以上の人件費の引上げを行う必要が生じるため、複数年度の収支で対応できるよう制度を見直すこと。

【直面している課題・背景】

1・2 医師確保対策に係る財政支援・人的支援について

- 本県においては、医師数の多寡を示す医師偏在指標が全国38位である等、医師の絶対数の不足及び産科などの診療科偏在や地域偏在も続いていることから、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。
- 国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めており、それに対応するためには、国からの十分な財政支援措置、人的支援、技術的支援が欠かせない。

3 医学部臨時定員増について

- 医師数の増加や偏在是正対策に大きな役割を果たしている医学部地域枠設定のための臨時定員増について、国は、恒久定員内での地域枠等の設置を要件とする方針を示した。令和8年度以降については、現在、「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」のもと、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえた臨時定員の設置の方針について、改めて検討することとされている。
- 本県の地域医療対策協議会において、地域で必要な医師を確保するために地域枠医師への期待は大きく、今後もその確保が重要である。暫定的な増員措置を一律に終了してしまうことは、地域枠の設定を取りやめる大学も出てきかねず、必要な取組を後退させることにつながる。

4 医師臨床研修の募集定員の増員について

- 医師少数県である本県にとって臨床研修医の確保は、本県全体の医療提供体制を確保するという観点から非常に重要な施策であるが、各都道府県における臨床研修医の募集定員数は、国が設定しているところ、令和8年度以降の配分において、本県が医師少数県であることや都道府県別定員上限に対する充足状況など、地域の実情を勘案し、令和8年度以降の県上限数について、増員いただく必要がある。

5 医師の地域偏在対策について

- 短期的な地域偏在対策として、医師少数区域等での勤務についての認定制度が創設されたが、現状では認定医師に対するインセンティブが極めて限定的であり、実効性を高める必要がある。

6 医師の診療科偏在対策について

- 診療科偏在の是正に向けて、令和2年度の専門研修開始者から、一部の都道府県・診療科の募集定員についてシーリングが設定されたが、偏在解消が一層促進されるよう、更なる取組が必要である。
- 専門医制度の仕組みが円滑に運用されるためには、地域医療へ配慮した養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、国が都道府県の意見を聴いた上で、機構に意見できることとされているが、機構には意見を反映させる努力義務が課せられているに過ぎないことから、都道府県の意見がしっかりと反映されるよう実効性のある仕組みが必要である。

7 医師の働き方改革の推進について

- 医師の時間外労働に対する上限規制が開始されたが、県としては、働き方改革の推進と地域医療の確保が両立されるよう、上限規制開始後にも医療機関への実効性のある支援等の取組を行う必要があると考えており、そのためには国からの十分な支援が欠かせない。また、都道府県と医療関係者だけの取組では限界があることから、国の制度的な対応や、広く国民に向けた啓発等、国においても積極的に対応していただく必要がある。

8 看護職員確保対策について

- 看護職員については、対人口10万人当たりの人数が989.8で全国45位と低い順位であり、医師養成・確保同様に課題となっている。
- 国の需給予測によると令和7年度には約8,900人の看護職員の不足が予測されており、職場環境を改善し、看護職員が長く勤務できる体制を整備する必要がある。併せて再就職支援として潜在看護師に働きかける更に実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。
- 看護師等養成所における教員については、養成所の課程・規模に応じて一定の専任教員数を確保する必要があるが、本県においては、複数の養成所において教員数の要件を満たしていない事例がある。一方、県が実施する看護教員養成講習会は定員未充足の状況が続いている。そこで、受講者やその所属の負担感を軽減するため、eラーニング活用可能な科目を増やすなどの教員養成講習会カリキュラムの見直し等、働きながら講習会を受講しやすくする実効性のある仕組みを構築していただく必要がある。

9 看護職員処遇改善評価料について

- 本県の県立病院においては、令和4年2月から補助金を、令和4年10月からは診療報酬（看護職員処遇改善評価料）による収入額を財源として、全病院の看護職員及びコメディカルに対して処遇改善を行っている。
- 診療報酬による処遇改善は、その収入額の全額を処遇改善に充てる制度となっているが、職員構成や勤務実績は毎年変動し、診療報酬の基礎となる患者数も変動する。令和4年度の県立病院の収支実績では、収入額の全額を賃金改善に充てることができたところであるが、今後、賃金改善額が下回る等の事情が生じた場合、その充当ができないことも危惧される。
- したがって、年度の賃金改善額が収入を下回った場合に、翌年度にその差額に基づく改善措置を行うことや、また、3年間～5年間の合計で、賃金改善額が収入額を上回るよう給与制度の改正を行うことを可能とするといったように制度の見直しを行うこと。

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(2) 医療体制の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 救命救急センター等に対し、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等の財政支援措置の充実を図ること。
- 2 ドクターヘリについて、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、制度の拡充を行うこと。加えて、国において行われているドクターヘリの夜間運航に対する検討を進め、必要な施策を推進すること。
- 3 夜間や悪天候時に運航が行えないドクターヘリの機能を補完するドクターカーの整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を行うこと。
- 4 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金について、十分な予算の確保を行うこと。
- 5 施設整備に関する補助金（医療施設近代化施設整備事業等）の基準額について、資材価格の高騰や労務単価の上昇を反映したものとすること。

【直面している課題・背景】

1 救命救急センター等への財政支援措置の拡充について

- 重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターは、専門知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、また、今後働き方改革によりさらに医師の増員が必要となり、より不採算事業となりやすい。また、小児・周産期医療などの不採算事業も同様である。

その運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院の負担が課題となっている。

2 ドクターヘリに関する補助拡充及び夜間運航の検討について

- ドクターヘリについて、搭乗する医師・看護師が着用する装備、頻繁に入れ替えが必要な消耗品の整備等病院の負担が大きい。
- ドクターヘリの夜間運航については、国における「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で主に安全面での課題の検討がなされたところであり、引き続き国の検討状況を注視していく必要がある。

(検討会で議論された主な課題)

- ・民間事業者に係る財政負担と要員育成に対する国レベルの支援が必要
- ・運航可能な最低気象条件が昼間より厳しい
- ・現場直近の着陸は安全確保が困難なため不可能
- ・騒音対策（夜間は地域住民への配慮がより必要）等

3 ドクターカーの補助拡充について

- ドクターヘリとともに患者の円滑な搬送や現場での治療を行うためのドクターカー（ラピッドカー含む）を救命救急センターで有しているが、補助対象額が見合っていない。

4 十分な予算の確保について

- 医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、医療機関から申請のあった基準額を満たしておらず、県では申請のあった各事業に対する補助金を減額等している状況にある。

5 施設整備に関する補助金の補助基準額の引上げについて

- 施設整備に係る補助金（医療施設近代化施設整備事業等）の補助基準額については、県の補助事業においてもその数値を準用しているが、資材価格の高騰や労務単価の上昇の実態に対応していないとして、適切な基準に引き上げるよう、市町村から要望されている。

<医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の要望額と内示の状況>

	要望額	内示額（配分率）
令和5年度	1,629,859千円	1,107,570千円（68.0%）
令和4年度	1,568,668千円	1,065,076千円（67.9%）
令和3年度	1,457,502千円	1,044,229千円（71.6%）
令和2年度	1,332,332千円	971,226千円（72.9%）
令和元年度	1,298,163千円	984,007千円（75.8%）

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(3) 効率的な医療提供体制の構築に向けた次期地域医療構想の適切な見直し

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

効率的な医療提供体制の構築に向けた次期地域医療構想の適切な見直し

【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 次期地域医療構想については、策定後の状況の変化に応じて将来の病床の必要量を再度算定できるようにする等、柔軟な仕組みとすること。
- 2 構想策定後の進捗状況の検証を客観的に行えるよう、毎年度、国において、将来の病床の必要量の算定方法と整合の取れた定量的な方法で機能別病床数についての現状分析を行い、都道府県へ提供すること。
- 3 病床機能報告制度については、定性的な基準に基づく機能別病床数の現状報告を改める等、必要な見直しを行うこと。

【直面している課題・背景】

1 病床の必要量の算定について

- 現行の地域医療構想における病床の必要量は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25年推計）」を用いて将来の医療需要を算出しているが、最新の人口推計（R5推計）とH25推計を比べると人口減少のペースが緩やかになっており、地域によっては大きな上振れが生じていることから、病床の必要量について疑問視する声もあるものの、現構想上は再度算定できる仕組みとはなっていない。

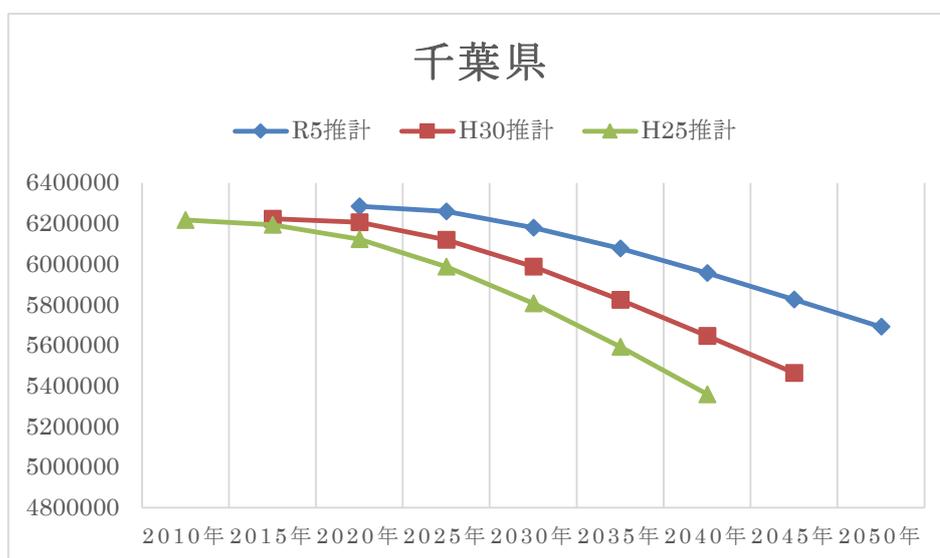
2 次期地域医療構想における進捗状況の検証について

- 現行の地域医療構想においては、構想策定に当たって国から提供された平成25年度のNDB（National Database）等の各種データ（医療需要や患者流出入）に基づき入院や在宅医療に対する需要が推計されているが、その後の変化を把握するための同様のデータ提供はなく、進捗状況の検証が十分に行えない状況がある。
- なお、現行の地域医療構想において、国は、都道府県医師会などの医療関係者等と協議を経た上で、地域の実情に応じた定量的な基準を導入することを求めているが、全ての都道府県が導入しているわけではなく、定量的基準の算定方法が都道府県によって異なり、他県との比較も困難である。

3 病床機能報告制度について

- 病床機能報告制度は、各医療機関が病棟単位で定性的な基準により当該病棟の担う医療機能を自主報告するものであり、報告基準もあいまいであるため、回復期機能を担う病棟であっても急性期機能と報告されている病棟が一定数存在することや、主として急性期や慢性期の機能を担うものとして報告された病棟においても、回復期の患者が一定数入院し、回復期の医療が提供されていることなどから、各構想区域において急性期機能を担う病床が大幅に過剰、回復期機能を担う病床が大幅に不足していると誤解させる事態が生じるなど、地域の状況を正確に把握できない状況がある。

【参考1：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（千葉県）】



【参考2：令和7年における必要病床数と令和4年度病床機能報告の結果との比較（千葉県）】

病床機能	必要病床数(R7)	病床機能報告(R4)	差
高度急性期	5,650 床	6,936 床	1,286 床
急性期	17,851	22,514	4,663
回復期	15,260	6,473	▲8,787
慢性期	11,243	11,055	▲188
計（休棟等含む）	50,004	49,466	▲538

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(4) 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保

【具体的な提案・要望内容】

新興感染症等の感染拡大時においても、感染症への対応と一般医療や救急医療などの地域医療との両立を図る医療提供体制を確保できるよう、医療機関等への財政支援など総合的な取組を推進すること。

【直面している課題・背景】

- 新興感染症等の感染拡大時において、速やかに、一定の病床の提供、人材の確保ができるような医療提供体制とするには、医療機関の自主的な役割分担と連携への取組だけでなく、国による支援が必要である。
- 感染症法の改正（令和6年4月1日施行）により、各都道府県は、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（病床/発熱外来/自宅療養者等に対する医療の提供/後方支援/人材の派遣）を締結することとなっており、感染症発生・まん延時に確実に稼働する医療提供体制を構築するため、協定締結医療機関に対する財政支援とともに、一般医療を担う医療機関等における感染対策に対する財政支援が必要である。

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(5) 訪日外国人等への医療提供に係る支援

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 訪日外国人等への医療提供に係る支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療機関が、訪日外国人の患者を不安無く受け入れられるよう、入国に際して旅行保険等に加入するよう要請するなど、国において必要な取組を行うこと。
- 2 外国人の未払医療費を補助対象としている救命救急センター運営費補助事業（医療提供体制推進事業費補助金）について、必要な財源を十分に確保すること。

【直面している課題・背景】

1 訪日外国人の旅行保険加入促進について

- 訪日外国人旅行者の保険加入率は7割程度にとどまっており、医療機関側からは医療費の未払いについて問題視されている。
- 平成30年度に実施された「医療施設における未収金実態に関する調査研究」（厚生労働省委託事業）によれば、アンケートに回答した医療機関で訪日外国人を受け入れた医療機関は5割弱であり、そのうち未収金が発生している医療機関は約3割となっている。
- 今後、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中、予期せぬ病気やけがの際に不安を感じることなく医療を受けられるためにも、国において訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策の実施が求められている。

2 救命救急センター運営費補助事業の財源確保について

- 救命救急センター運営費補助では外国人医療費未収金の一部を補助しているが、当該補助事業を含む厚生労働省の「医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）」は、令和5年度の都道府県計画額に対する予算額が68.0%となっている。

【参考：H30年4月以降の訪日外国人の診療における医療費の未収の有無】

	回答機関	
	件数	%
1. ある	124	27.0
2. ない	313	68.0
3. 不明	19	4.1
4. 無回答	4	0.9

※ アンケート調査で回答のあった医療機関の内、訪日外国人診療を受けたことのある医療機関460の回答状況

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

1 医療提供体制の充実

(6) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省 こども家庭庁
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

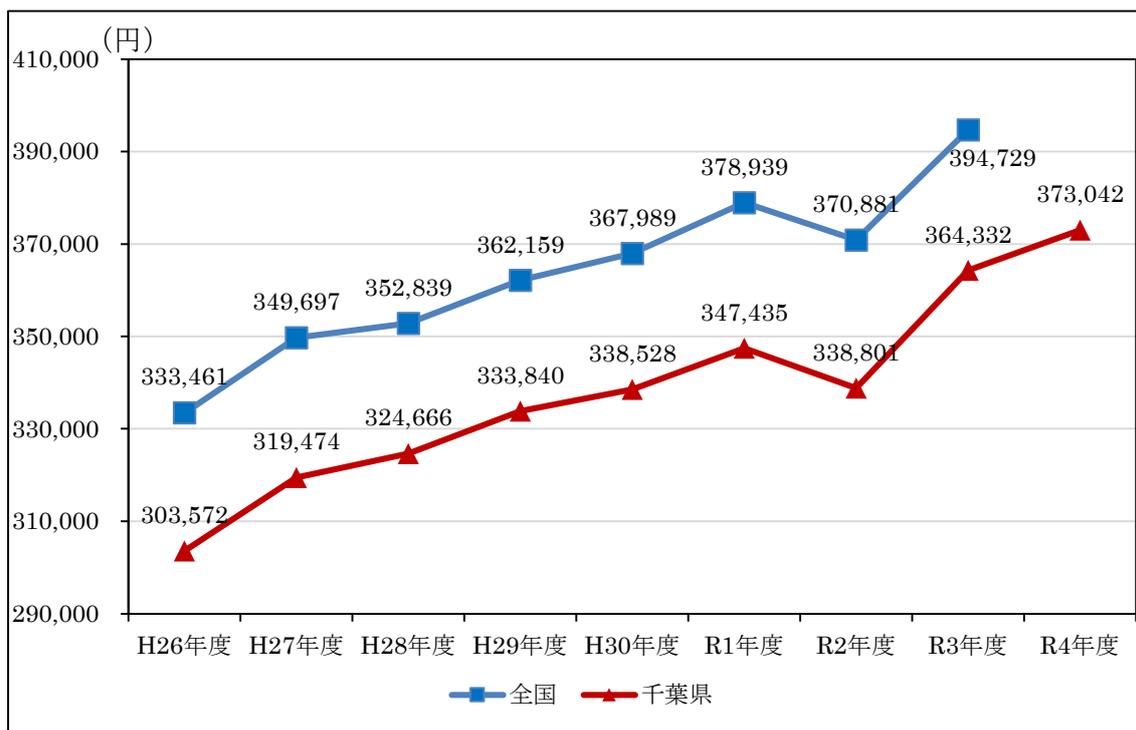
【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政支援の方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、対象範囲の拡大等を図ること。
- 3 重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。

【直面している課題・背景】

- 国が公費支援の拡充を行い、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化が平成30年度から実施されたが、他の保険制度と比較すると、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低いこと、所得に占める保険料の負担が重いことなどの国保の構造的な課題は全て解消したわけではない。
- 令和4年度から子どもに係る均等割保険料軽減措置が導入されたが、対象は未就学児に限定され、5割の軽減とされている。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲の拡大等を図ることが必要である。
- 地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業にかかる国保の減額調整措置については、令和6年度から子どもの医療費助成を対象とした措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

【参考】国民健康保険一人当たりの医療費（全国、千葉県）



(出典) 国民健康保険事業年報(国・県) [令和4年度は速報値]

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

2 高齢者福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着対策の推進

提案・要望先 厚生労働省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 介護人材の確保・定着対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 介護職員の処遇については、これまでの介護報酬改定等により一定の改善が図られているが、処遇改善加算等の対象サービス・職種の拡大を含め、介護に携わる職員全体について、更なる処遇改善を図ること。
- 2 介護職への理解促進と魅力・やりがいの発信を様々なメディアを活用して実施し、学生や主婦、高齢者など多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における職員の負担軽減と働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- 3 技能実習制度及び特定技能制度が変更される場合並びに介護福祉士資格取得に係る経過措置が終了する場合においても、引き続き介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、介護福祉士養成施設卒業後の外国人が働きながら複数回国家試験を受験して介護福祉士資格取得を目指すことができる制度の創設や介護福祉士修学資金の返還要件の緩和等、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

1 介護職員の処遇改善について

- 介護職員の処遇については、介護報酬における処遇改善加算の充実により、有資格者を中心に徐々に改善がされているが、資格を持たない者も含めた介護職員全体では、全産業の平均に比べると依然として低い水準にある。
また、介護に携わる職員のうち、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などは、処遇改善加算の対象となっていない。

2 介護人材の確保・定着促進について

- 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。
- 県では、市町村や事業者と連携し対策に取り組んでおり、介護職員数は年々増加しているものの、有効求人倍率は全産業に比べて高い傾向にあり、依然として人材不足の状況が続いている。

3 外国人介護人材の受入体制の充実について

- 言葉の壁がある留学生にとって、介護福祉士国家試験に1回で合格することは必ずしも容易なことではないが、介護福祉士資格取得に係る経過措置終了後は、外国人留学生は介護福祉士養成施設の最終学年に1回で国家試験に合格しない限り、養成施設を卒業しても日本で永続的に介護職として働く在留資格を得ることができないほか、貸与された介護福祉士修学資金を速やかに返還する必要がある。

【参考1：介護職員の処遇の状況】

○介護報酬改定及び処遇改善加算の状況

- ・平成29年度 1.14%増
→介護職員の処遇改善として1万円相当分
- ・平成30年度 0.54%増
- ・令和元年10月 2.13%増
→経験・技能のある職員に対する処遇改善（特定処遇改善加算の創設）
→消費税引上げ（10%）への対応 等
- ・令和3年度 0.7%増
→介護人材の処遇改善、物価動向、介護事業者の経営を巡る状況等を反映
- ・令和4年2月 介護職員処遇改善支援補助金
→介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置
- ・令和4年10月 介護職員等ベースアップ支援加算
→介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置
- ・令和6年2月 介護職員処遇改善支援補助金
→介護職員の収入を2%程度（月額6,000円）引き上げるための措置
- ・令和6年6月 介護職員等処遇改善加算（予定）
→現行の各加算・区分の要件及び加算率を組み合わせ一本化するもの

○給与の状況

ア 有資格介護職員の平均給与額（月給・常勤・加算I～V取得事業所） [全国]（千円）

	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
有資格介護職員	295.7	303.5	302.5	312.6	319.5	321.1
介護福祉士	307.1	313.9	313.6	322.7	328.7	331.6
社会福祉士	336.1	336.3	336.6	347.2	363.5	352.5
介護支援専門員	347.6	350.0	351.5	355.9	362.3	376.2
実務者研修	285.2	288.1	288.9	299.9	307.3	302.5
初任者研修	276.5	285.6	285.8	293.4	300.5	302.9

（出典）厚生労働省「介護従事者処遇状況等調査」 [各年9月、R1年は2月、R4年は12月]

（注1）諸手当、賞与を含む

（注2）介護職員：施設介護員、訪問介護員（R1から通所リハ等も含む）

（注3）R4年12月については介護職員等ベースアップ支援加算を取得している事業所の数値

イ 介護職員等・全産業平均給与額（月給）〔全国〕 (千円)

	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年
介護職員（医療・福祉施設等）	234.3	241.0	244.1	252.3	250.6	257.5
全産業	332.9	335.7	335.6	330.6	334.8	340.1
差	▲98.6	▲94.7	▲91.5	▲78.3	▲84.2	▲82.6

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」〔各年6月〕

（注1）職種別は、企業規模10人以上の額

（注2）賞与を除く。

（注3）福祉施設介護員：老人・障害・児童・その他福祉施設における介護従者

（注4）令和2年度の「福祉施設介護職員」は「介護職員（医療・福祉施設）」へ区分変更

ウ 一般労働者の賃金比較（令和4年） (千円)

	男女計	男性	女性
全体	340.1	376.5	276.3
看護師	351.6	359.9	350.6
准看護師	296.2	300.2	295.7
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	300.7	313.7	286.7
介護支援専門員	284.5	305.7	277.0
その他の社会福祉専門職業従事者	287.3	308.6	273.2
介護職員（医療・福祉施設等）	257.5	274.0	248.5
訪問介護従事者	260.8	286.4	253.6

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」〔各年6月〕

（注1）職種別は、企業規模10人以上の額

（注2）賞与を除く。

【参考2：介護職員の確保・定着の状況】

○介護職員数 (人)

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
千葉県	85,135	86,890	87,657	89,466	88,960
全国	2,029,830	2,105,877	2,119,476	2,148,650	2,154,477

（出典）厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

（注1）調査結果に基づく推計値 （注2）介護職員：施設介護員、訪問介護員（通所リハを除く）

○有効求人倍率（千葉県） (倍)

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
介護サービスの職業	4.88	4.85	4.54	3.66	3.65
全産業	1.33	1.29	0.90	0.86	1.00

（出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）介護サービスの職業：施設介護員、訪問介護職

○離職率（千葉県） （％）

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
介護サービス	16.9	18.8	19.9	14.3	14.4
産業計	13.1	15.8	16.8	14.3	17.0

（出典）産業計：厚生労働省「雇用動向調査」 介護：介護労働安定センター「介護労働実態調査」
 （注）介護サービス：介護職員、訪問介護員

【参考3：外国人介護人材の受入状況】

○介護事業等に従事する在留資格別外国人労働者数（千葉県） （人）

	R1年	R2年	R3年	R4年
総数	1,711	2,364	3,151	3,706
外国人介護人材受入関係	566	846	1,323	1,879
特定活動	207	260	359	429
専門的・技術的分野	104	147	386	720
技能実習	113	242	291	361
資格外活動	142	197	287	369
うち留学	123	166	247	318
身分に基づく在留資格等	1,145	1,518	1,828	1,827

（出典）千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」[各年10月末]

（注1）外国人労働者の雇入れ・離職時に、事業主に対して届出を義務付けているもの

（注2）社会保険・社会福祉・介護事業に従事する外国人労働者数

（注3）特定活動：EPA介護福祉士候補者等

（注4）専門的・技術的分野：在留資格「介護」・特定技能「介護」等

○介護福祉士国家試験合格率（全国） （％）

	全体	養成施設ルート	
		留学生（新卒）	留学生（既卒）
第36回（令和5年度）	82.8	52.3	12.1
第35回（令和4年度）	81.7	50.3	37.0
第34回（令和3年度）	72.3	30.0	7.3
上記3回の平均	78.9	44.2	18.8

（出典）厚生労働省「介護福祉士国家試験合格発表」

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

提案・要望先 こども家庭庁、文部科学省

千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】

保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備を推進するため、保育士の配置基準を改善すること。
- 2 待機児童の解消に必要な保育所等の整備に加え、老朽化した施設の修繕や耐震化に対応するため、施設整備に要する財政支援を充実させること。
- 3 保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うこと。
また、自治体の財政力によって保育に地域格差の生じることがないように、公定価格や各種補助制度において、統一的、かつ、総合的に保育士の人材確保及び定着化の取組を強化・充実させること。
- 4 公定価格の地域区分について隣接する自治体間で公定価格に大きな差が生じないように、公務員の地域手当の区分だけを考慮するのではなく、地域の実情を十分に反映し、現在の水準以上の設定にすること。
- 5 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- 6 休暇取得や研修受講のための代替保育士、事務員、調理員、看護師等の職員の配置について現場の実情を考慮し、公定価格に反映させること。
- 7 保育士等キャリアアップ研修の修了履歴の管理や加算認定の電子化について、国の責任において早急に整備すること。
- 8 保育士修学資金等貸付事業について、事業継続に十分な財源措置を行うこと。
- 9 幼児教育・保育の分野において、大きな制度創設等が続いているが、必要となる地方負担分について確実な財源措置を講じること。また、地域の実情に配慮し、公立保育所及び公立認定こども園の運営や再整備に係る経費についても、十分な財源措置を行うこと。
- 10 保育所等における医療的ケア児の受入れの促進が図られるよう、看護師の配置等必要な体制整備に要する財政支援を充実させること。

【直面している課題・背景】

- 保育所等における不適切な保育や重大事故が全国的に発生している中で、保育士の負担軽減やこどもの安全・安心な保育環境の整備を推進するため、保育士の配置基準の改善が必要である。

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、4・5歳児の職員配置の改善（30対1から25対1）、1歳児の職員配置の改善（6対1から5対1）の実施予定が示された。4・5歳児については令和5年度末に基準が見直され改善が進んだところであるが、更なる配置基準の見直しを行うべきである。
- 本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進してきたが、令和5年4月1日時点の待機児童数は140人と、前年同期（250人）より減少したものの、待機児童の解消には依然至らない状況であり、引き続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。また、老朽化した施設の修繕や耐震化も課題となっている。
- 保育士等を対象に、令和4年2月から収入の約3%（月額9,000円相当）の更なる処遇改善が図られているが、保育士は他業種と比較し、依然、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。

また、全ての地域や施設で統一的に取り組むべき部分と、地域や施設の実情に応じて取り組むべき部分を国において整理し、必要な財源措置を講じるべきである。具体的には、保育士が不足している地域では、地方単独の処遇改善を行う場合があるが、自治体の財政力などにより差が出ていることが大きな課題となっている。また、保育士の人材確保及び定着化に係る各種制度について、財政負担が困難な自治体は、制度の活用を見送らざるを得ない状況がある。

さらに、施設区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業等）によって補助制度や公定価格の基本単価に含まれる経費・加算項目などの交付方法がある。例えば、障害児に対する保育士の加配について、小規模保育事業では公定価格の加算項目であるが、保育所等では交付税措置とされているなど制度間で取扱いが異なっている。
- 公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されているが、一部地域では、隣接市町村間で大きな差が生じている。
- 保育所については市町村から委託費として運営に要する費用が支給されており、その用途範囲は施設の人件費、事業費、管理費とされているが、公定価格においてその内訳が示されていない。このため人件費の額を明確にすることができず、保育士の処遇の改善の妨げとなっている。
- 保育現場の環境改善と、保育士の定着確保、多様な保育ニーズへの対応や児童の処遇改善のため、比較的規模の大きな保育所だけでなく全ての保育所等を対象に、公定価格算定上の保育士数を早期に改善する必要がある。その他、新制度移行及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務量の増加や、アレルギー食

対応、医療的ケア児の受入れ等に対応するため、事務員、調理員、看護師等を実情に応じて配置できるよう、公定価格への反映が必要である。

- 保育所等運営費の給付における処遇改善等加算に係る事務処理が煩雑、かつ、膨大であることから、全国統一で電子化し、地方自治体や事業者の負担を軽減する必要がある。
- 保育士修学資金等貸付事業については、平成29年1月の事業開始以降、数回にわたり貸付原資が追加交付されている中、貸付実績も順調に推移している。しかしながら、保育士不足を原因とする待機児童はいまだ解消されていないことから、保育士確保・定着対策として有効な本事業の継続のための十分な財源措置が必要である。
- 新制度の開始以降、幼児教育・保育の無償化や処遇改善等加算の拡充など、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じている。
また、公立保育所等の運営や施設整備に係る経費については、地方債又は一般財源で財源措置することとされているが、財政的な課題を抱えている市町村が少なくない中で、人口減少地域では民間事業者の参入が難しいことも考慮し、保育等のサービスを必要とする者が確実にサービスを利用できるよう、国による確実な財源措置が必要である。
- 医療的ケア児の受入れに対応するため、看護師等の職員の配置が必要だが、その体制整備には十分な費用が必要である。また、自治体の財政力によっては体制整備に要する費用が負担となっている状況がある。

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(2) こどもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 こども家庭庁 厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 こどもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式によるこどもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 市町村が実施するこども医療費助成事業に対しては、こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道府県で助成を行っている。
- しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。
- こどもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考：子ども医療費助成事業の概要】

こどもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担 (月額上限)	入院1日、通院1回につき300円 (市町村民税所得割非課税世帯は無料) なお、入院10日、通院5日を超えて以降は無料
所得制限	児童手当に準拠
R6当初予算額	68億円

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(3) 児童虐待防止体制の充実

提案・要望先 こども家庭庁
 千葉県担当部局 健康福祉部



<p>【提案・要望事項名】 児童虐待防止体制の充実</p>
<p>【具体的な提案・要望内容】</p> <p>1 児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保育士などの専門職員の配置について、人材の確保が非常に困難である状況に加え、国の新たなプランに基づく専門職員の増員目標により、更なる増員が必要である状況に鑑み、国の責任において、十分な人材の確保・育成対策及び財政措置を講じること。</p> <p>2 子どもを児童養護施設等に措置する費用は、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収することとなっているが、この児童措置費負担金に保護者が反発し、結果として本来最も優先すべき子どもの円滑な支援を阻害する要因となっている実態を踏まえ、これを見直すこと。 また、児童養護施設等職員の待遇改善を図り、人材確保を進めるため、国庫措置費の見直しを行うこと。</p> <p>3 虐待の発生防止に向けて、こども家庭センターの設置と適切な運営のために必要な支援策を講じること、また、虐待対応における児童相談所と市町村の適切な役割分担を検討すること。</p> <p>4 中核市における児童相談所設置を促進するための必要な支援策を講じること。</p> <p>5 一時保護時の司法審査の導入が円滑に実施されるよう必要な措置を講じること。</p>

【直面している課題・背景】

- 県では、平成 29 年度から児童福祉司や児童心理司等の児童相談所職員を計画的に増員しているところであるが、令和 4 年 12 月に国において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和 5 年 12 月改定)では、全国で令和 6 年度までに児童福祉司は 1,060 人程度、令和 8 年度までに児童心理司は 950 人程度増員すること等が目標とされており、更なる増員が必要となったことから、人材の確保が急務となっている。
- 令和 4 年度の児童虐待相談対応件数は 8,747 件で、平成 28 年度の 6,775 件と比較して約 1.3 倍となっており、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、

事案のきめ細やかな対応が難しくなっており、業務執行体制の強化が課題となっている。

- 児童福祉法において、子どもを児童養護施設等に入所させる措置をとった場合、その費用の全部または一部を保護者の負担能力に応じて徴収することができるものとされている。
- しかしながら、虐待対応は多くが介入から始まるため、その後、保護者と信頼関係を構築し支援を行っていくことは大変難しい作業であるにもかかわらず、さらに保護者から負担金を徴収することは、ケースワークをより困難なものとし、結果として子どもの支援に支障をきたす要因となっている。
- 一時保護所の実態等に関する全国の児童相談所（219 か所）の調査（令和2年6月）では、措置の決定について親権者等の同意を得る上で課題となる説明事項として、「措置にかかる保護者の費用負担」を児童相談所の約68%（130 か所）が回答している。さらに、児童養護施設等に入所する措置には、保護者の同意のないケースもある。子どもへの支援をつなぐため当該負担金の見直しが必要である。
- 児童養護施設等の児童福祉施設は、職員確保において大変厳しい状況に置かれている。これらの施設は、措置費のほかに収益を得られる方法がなく、職員の待遇改善を図り人材確保を進める必要があっても、そのための原資が不十分な状態である。このため、国庫措置費の見直しにより、施設職員の給与水準の底上げを図る必要がある。
- 児童福祉法等の改正（令和6年4月施行）により、市町村は児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点と母子保健分野の子育て世代包括支援センターの2つの機能を担う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされた。
- さらに、市町村においては専門人材の確保や施設の整備等が課題となっていることから、人材確保や施設整備等の財政支援を含めた十分な支援が必要となる。
- また、児童相談対応件数が年々増加する中、虐待の通告受理機関である市町村においても、児童虐待対応への役割の強化が求められる。
- 児童相談所では要保護性の高い困難な事例への対応や市町村への後方支援を行う一方、市町村では虐待の未然防止や早期発見、必要な福祉サービスの提供など在宅支援において中心的な役割を担っており、児童相談所と市町村がそれぞれの役割を明確にすることで、児童やその家庭への効果的な支援が可能となる。
- 中核市における児童相談所設置の推進は、住民に最も身近な行政の強みを生かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うことが可能となるため、本県における虐待防止対策を充実させるうえでも極めて有効である。
- そのため、本県では、平成28年度から「県と中核市との児童相談所設置に関する意見交換会」を設置し、中核市である船橋市、柏市との意見交換を重ねるとともに、両市からの研修生を児童相談所に受け入れる等の支援を実施しているが、平成31年2月には、両市が児童相談所の設置に向けた検討

に着手することを表明し、現在、令和8年度中の開所に向けた準備を進めている。

- 一方で、児童相談所の設置に当たっては、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保や、財源の確保が今後の大きな課題となっており、国においても支援を強化しているところではあるが、船橋市や柏市は更なる支援の強化を求めている。
- 令和4年6月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」において、一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保を目的とした一時保護開始時の司法審査の導入が盛り込まれ、令和7年6月に施行予定とされている。
- 当該審査の対応に当たり、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担等を踏まえ、更なる審査運用の明確化や人員体制強化などの対応策を国が打ち出すことが必須となる。

児童虐待相談対応件数の推移 (H29～R4) ※R4は速報値 (単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全 国	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	219,170
千葉県・市	7,914	9,060	10,715	11,629	11,870	11,219
千葉県のみ	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593	8,747

一時保護所入所状況 (H29～R6 各年4月1日現在) (単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入所児童数	118	125	175	179	203	195	184	230
定 員	115	115	115	115	171	171	171	171

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

1 子育て施策の充実

(4) こどもの貧困対策の推進

提案・要望先 こども家庭庁、厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部



【提案・要望事項名】 こどもの貧困対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 こどもの貧困に係る統一的な基準・指標を用いた全国調査の着実な実施と地域別の傾向が分析できるようなデータの提供を行うこと。
- 2 こどもの居場所づくりを実施し、必要な支援につなげる事業について、地域の実情に応じた取組を促進するため、国による支援の強化と恒久化を図ること。
- 3 こどもの貧困対策における県と市町村の役割の明確化及び十分な財政支援の措置を図ること。
- 4 生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」について、国庫補助の事業費上限を撤廃し、補助率の引上げなど財政支援の強化を図ること。
- 5 貧困対策はもとより多世代交流等の場としての役割が期待される「こども食堂」等について、自律性を担保しながら、継続的な運営が可能となるように、財政基盤を安定化させる仕組みを国レベルで構築すること。

【直面している課題・背景】

1 全国調査の実施について

- 2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、全国における子どもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態にあるとされており、こどもを取り巻く環境は依然として厳しい。
- こどもの貧困対策は、地域の実情に応じて取り組むことが効果的であり、こどもの生活実態を、他の地域との比較等により把握した上で施策に反映させられるよう、国において統一的な基準・指標を用い、地域別の分析が可能となるような全国規模の実態調査が求められる。
- 昨年閣議決定された「こども大綱」では、こども施策に関するデータ整備・エビデンス構築の取組として、政府全体として収集すべきデータを精査し、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータ

の整備等を進める他、国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する旨が示されたところであり、この取組の一環として、こどもの貧困についても十分なサンプル数による全国調査の実施と、地域別に分析できるようなデータの提供が期待される。

2 こどもの居場所づくりの推進について

- 貧困の連鎖を防止するためには、支援が必要なこどもを早期に発見し適切な支援につないでいくことが重要であり、特に、こどもが安心して多様な体験・遊び・学習・食事等の機会を提供する居場所づくりの推進が一層求められる。
- こどもの居場所づくりに関しては、国において、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」や「地域こどもの生活支援強化事業」等により自治体への財政支援が図られているが、昨年閣議決定された「こども大綱」や「こどもの居場所づくりに関する指針」では、こどもの居場所づくりを推進する旨が示されていることから、国による支援の強化と恒久化が期待される。

3 県と市町村の役割明確化について

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国及び地方公共団体の責務のみ定められており、こどもの貧困対策における県と市町村の役割の明確化及び十分な財政支援の措置が必要である。

4 子どもの学習・生活支援事業の推進について

- 生活困窮者自立支援法に定める事業の国庫補助については、自立相談支援事業は補助率3/4、就労準備支援事業や一時生活支援事業は補助率2/3である一方、こどもの貧困対策として効果的な事業である「子どもの学習・生活支援事業」は補助率1/2とされている上、事業費上限があることから、実施自治体数が伸び悩んでいる。

5 こども食堂の運営について

- 県で把握している県内のこども食堂の数は、平成29年度には91箇所であったが、令和5年6月現在で297箇所であり、毎年増加している。こどもの貧困対策はもとよりこどもの居場所づくり、さらには、多世代交流の場等、大きな役割が期待されているこども食堂について、自律性を担保しながら継続的な運営が可能となるよう支援の充実が必要である。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(1) 学校教育の充実のための教職員等の体制強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】 学校教育の充実のための教職員等の体制強化

【具体的な提案・要望内容】

1 教職員定数の改善・充実及び処遇改善

- (1) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、更なる教職員定数や処遇の改善に取り組むこと。
- (2) 基礎定数化された初任者研修指導教員の算定基準を見直すこと。
- (3) 小学校において35人学級が実施されるなか、加配定数の振替が行われているが、地域の実情や学校の実態に応じた柔軟な加配定数の活用ができるよう制度を見直すこと。また、中学校においても同様の取組を進めること。

2 養護教諭及び栄養教諭の配置拡充

児童生徒一人一人に応じた心身の健康課題に対応できるよう、養護教諭の複数配置基準の改善及び栄養教諭の配置拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

1 教職員定数の改善・充実及び処遇改善

- 生徒指導上の問題等が複雑化、多様化するなか、近年の教育行政には、学習指導要領の改訂に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめ問題をはじめとした生徒指導への対応強化、通級指導教室の充実など特別支援教育の推進、新たな外国人材の受入れに伴う外国人児童生徒への日本語指導のより一層の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらの教育課題に対応するためには教職員定数を適切に措置する必要がある。
- 平成29年に行われた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）改正により基礎定数化された「初任者研修体制の充実」については、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。初任者6名に対し1名の初任者指導教員を配置するよう加配措置されているが、初任者研修の体制及び水準を維持するためには初任者指導教員1名が担当する初任者は4名が限度である。
- 令和3年の義務標準法改正では、小学校の学級編制の標準が全ての学年において40人から35人に引き下げられ、令和7年度まで学年進行により段階的に実施されることとなったが、これには少人数学級のための加配が一部振り替えられている。

教職員定数については、その配置や活用に条件を付すことなく、地域の実情や学校の実態に応じて、専科指導や少人数指導など多様な指導方法を学校が選択し、柔軟に活用することができるようにすることが必要である。中学校においても同様であり、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応ができるよう、地方自治体が柔軟な取扱いを可能とするような制度を構築すべきである。

○ 教員の超過勤務に対して適切な処遇を確保することは喫緊の課題である。中央教育審議会において、教員の長時間勤務の現状、複雑化・高度化する教育課題への対応等を踏まえ、教師の処遇改善の在り方について議論が行われ、教職調整額の4%から10%以上への引上げや学級担任等への手当の増額なども含めた対策案が示されたところであり、その内容を確実に実施していく必要がある。

○ また、働き方改革を推進していくためには、管理職によるマネジメントが一層重要である。管理職に求められる職務・職責の重要性や負荷を踏まえ、管理職手当を改善する必要がある。

しかしながら、国の令和6年度概算要求に盛り込まれた管理職手当改善のための予算は、措置が見送られた。働き方改革を強力に推進していくためにも、管理職手当改善のための予算を確保する必要がある。

2 養護教諭及び栄養教諭の配置拡充

○ 近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えており、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題、アレルギー疾患の増加、生活習慣の乱れ等、児童生徒が抱える課題は複雑化・多様化し、医療機関等との連携を必要とする児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒が増加している。

○ 義務標準法における養護教諭の複数配置基準は、平成13年度に定められた児童数851人以上の小学校及び生徒数801人以上の中学校となっている。現行の基準では、小・中学校の約95%が養護教諭1人配置校であり、複雑化・多様化する課題に対応することが困難な状況にある。一人一人に対して、きめ細かな対応を図ることができるよう、養護教諭の複数配置基準の改善が必要である。

○ また、食物アレルギーや偏食等、児童生徒の食に関する健康上の諸課題が多様化している中、栄養教諭等を中心とした食に関する指導の重要性が高まっている。

○ 本県においても、令和5年度から開始された食に関する健康課題対策支援事業により、栄養教諭の指導力向上を図っているが、栄養教諭が配置されていない学校も多く存在する。栄養教諭の配置基準の見直しなど、更なる配置拡充が必要である。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(2) 学校における専門スタッフ・外部人材の充実

提案・要望先 文部科学省、スポーツ庁、文化庁
千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】学校における専門スタッフ・外部人材の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、学習指導員の配置時間数の増加や配置校数の拡大に必要な予算を申請額のとおり措置するとともに、教育支援体制整備事業費補助金の補助率を1/2に引き上げること。
- 2 スクール・サポート・スタッフ、副校長・教頭マネジメント支援員、部活動指導員の配置が促進されるよう、予算の拡充を図ること。
また、部活動指導員の高等学校への配置について、補助制度を拡充すること。
- 3 最先端の技能を有する学校外の優れた人材を講師として招へいできるよう、必要となる経費について財政措置を講じるとともに、外部機関との連携を図るコーディネーターの配置に係る経費について、予算の拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

- 1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、学習指導員について
 - 本県ではこれまでに、全小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校については、段階的に配置時間の拡充を図ってきた。
また、高等学校においても、生徒の悩みや課題は複雑化、深刻化しており、学校現場においてスクールカウンセラーの役割は欠かせないものとなっていることから、令和6年度は全121校にスクールカウンセラーを配置したところである。
 - しかし、依然としていじめの早期発見、早期対応や増加傾向にある不登校児童生徒への適切な支援、虐待や発達障害への対応など、スクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっている。また、いじめ重大事態や自殺等の緊急事案も発生しており、学校の教育相談体制の一層の充実が求められている。
加えて、児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境等が影響している事案もあり、児童生徒の抱える課題に環境面からサポートするスクールソーシャルワーカーのニーズが更に高まってきている。
さらに、近年、頻発、かつ、大規模化する災害等により、精神的な支援を

要する児童生徒のケアを速やかに行わなければならない状況も発生している。

- スクールカウンセラー等活用事業については、教育支援体制整備事業費補助金により国庫補助が行われているが、平成20年度以降は補助率が1/2から1/3に引き下げられた。
 - 専門的な支援・助言等を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの重要性は高まっており、今後も配置を拡充していく必要があることから、配置促進のため、補助率の引上げも含めた国の更なる財政支援が必要である。
 - また、学習指導員については、これまでも児童生徒の学力向上のため、授業中の学習支援や学校が行う放課後学習等の取組に対して、小・中学校に派遣しているところだが、申請額のとおり国からの補助が措置されないため、必要とする派遣時間数を確保することができない状況にある。
- ## 2 スクール・サポート・スタッフ、副校長・教頭マネジメント支援員、部活動指導員について

- 教員の業務の一部を担うスクール・サポート・スタッフの配置を促進し、できる限り教員の事務負担を軽減することが、効果的な教育活動を行う上で有効である。

令和5年8月28日、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会の「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」においても、緊急的に取り組む施策として、教員業務支援員の全小・中学校への配置が挙げられている。

本県では、令和5年度は小中学校及び県立特別支援学校合わせて517校に配置し、配置校の教員の事務負担の軽減に大きな効果が見られたことから、令和6年度は全ての公立小中学校及び特別支援学校33校への配置を行うこととしたところであり、学校現場からは配置拡充の声が高まっている。高等学校への配置を含め、必要なスクール・サポート・スタッフを配置できるよう国の予算の拡充が必要である。

- 令和4年度に文部科学省が公表した教員勤務実態調査(速報値)によると前回の調査に引き続き、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間傾向にあり、負担軽減に向けた取組が喫緊の課題となっている。

令和5年度「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果では、全校種の副校長・教頭において、「業務に多忙感を感じている」と答えた割合は、93.3%と、副校長・教頭の負担は看過できない深刻な事態である。

国においては、令和6年度から、副校長・教頭マネジメント支援員の制度が新設され、本県においては、小中学校42校、特別支援学校2校に配置することとしたところである。

一方、高等学校においても、千葉県で実施している令和5年度「教員等の出退勤時刻実態調査結果」では、月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える県立高等学校・特別支援学校の副校長・教頭の割合が、それぞれ54.3%、82.8%と高い状況が続いている。

副校長・教頭の負担軽減を図るためにもその業務を専門的に支援する人材

の配置が不可欠であり、高等学校へも配置が進むよう、予算の更なる拡充が必要である。

- 令和4年度「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果では、学級担任と部活動主顧問の両方を担当している中学校教員の46.2%が時間外在校等時間45時間を、13.8%が80時間を超え、部活動主顧問となった教員の負担は看過できない深刻な事態である。

令和4年度にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても部活動指導員等を積極的に配置することが示されている。

教員の負担軽減を図るためにも、部活動指導員の配置は重要であり、配置促進のためには国の補助制度の更なる拡充が必要である。

- 部活動支援員の配置が対象となっていない高等学校において、県では、「スポーツエキスパート活用事業」を実施し、運動部を対象に、外部人材が実技指導や助言を行っているが、外部人材単独での指導や大会引率はできないこととなっており、教員の負担軽減に対処しきれていない状況である。学校からは、単独での指導等や文化部での活用の希望があり、高等学校においても部活動支援員が配置できるよう、補助制度の拡充が必要である。

3 外部機関との連携を図るコーディネーターの配置について

- 各学校において最先端の学びを実現する上で、企業等の外部機関に在職する優れた人材の活用は必須であると考えられるが、その派遣に係る謝金や旅費など、必要経費に係る財政措置が不十分であることに加え、外部機関との調整を行うコーディネーターの配置が不足していることから、教職員が外部機関との調整を行っている場合が多く、学校現場において負担となっている。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(3) 多様な教育ニーズに対応した支援の充実

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】多様な教育ニーズに対応した支援の充実【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の編制標準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること。
また、重度の障害のある児童生徒が小・中学校の特別支援学級に在籍する場合の加配教員の 신설や特別支援教育コーディネーターの定数配置をすること。
- 2 特別支援教育支援員の配置のための地方財政措置を拡充すること。
- 3 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導を充実するため、日本語指導等を行う教員の定数の改善等を図るとともに、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、予算の拡充及び補助率の引上げを図ること。

【直面している課題・背景】

1 特別支援教育推進のための教員の充実

- 「障害者基本法」及び「発達障害者支援法」の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受けて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の多様なニーズを踏まえた指導や合理的配慮の必要性が一層高まっている。
- 近年の小・中学校における特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあることに加え、障害の重度・重複化、多様化により、学級に在籍する児童生徒が8人未満でも指導が困難なケースがあり、適切な指導及び支援を行うための体制整備は喫緊の課題である。
- 小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ることが必要である。
- 特別支援教育コーディネーターは、校内委員会や校内研修の開催、保護者との教育相談、関係機関との連携等、校内体制整備の要であるため、本県では、全校種において特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援教育を推進している。年々、特別な支援を要する児童生徒が増加し、障害も重度・重複化、多様化する中で、特別支援教育コーディネーターが

果たす役割は、ますます重要になってきている。

- しかしながら、小・中学校、高等学校等では、多くの教員が担任等、他の分掌を兼務してコーディネーターの業務を担っており、コーディネーターとしての業務に専念することができない現状の体制では、適切な指導、支援の提供が難しくなるとともに、業務上の負担も非常に大きくなっている。コーディネーターとしての機能を、効果的に発揮させるために、特別支援教育コーディネーターの定数措置が必要である。

2 特別支援教育支援員の配置拡充について

- 特別支援教育支援員（以下、「支援員」という。）は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において特別支援教育コーディネーターや学級担任等と連携の上、幼児児童生徒の日常生活上の介助・学習支援・安全確保を行うために、欠かせない存在となっている。
- 令和4年12月に公表された文部科学省の調査結果では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小・中学校の通常学級に約8.8%在籍しているとされており、平成24年12月の調査結果と比べて、約2.3%増加している。千葉県においても同様の傾向が見られ、教育現場では、支援を要する幼児児童生徒の増加及び障害の重度・重複化、多様化に対応しきれていない状況にある。支援を要する幼児児童生徒数に即した支援員の配置のため十分な財政的支援が必要である。

3 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導の充実

- 千葉県に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数は、平成30年度2,217人、令和3年度2,633人と416人増加し、令和5年度はさらに大幅な増加が見込まれており、使用言語も多様化している。
- 日本語指導が必要な児童生徒に係る教職員定数について、児童生徒18人に1人の割合で、令和8年度までに段階的に基礎定数化するとされているものの、使用言語の多様化への対応や多文化共生のためのきめ細かな日本語指導を行うことは困難な状況であり、少数在籍校を含む一層の加配措置が必要である。
- また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が急増しており、今後も更なる増加が見込まれることから、日本語指導に対応できる教員の養成、日本語指導教材の充実など、支援の拡充が必要である。
- 「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用し、県立学校への外国人児童生徒等教育相談員の派遣や市町村が実施する日本語指導員等の配置等に係る経費の助成を行っているが、県及び市町村の負担が大きく、十分な支援が困難な状況にある。必要な経費が申請額どおり措置されるよう、国の予算を拡充するとともに、1/3とされている補助率の引上げが必要である。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(4) 「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 急激に進む教育のICT化を支えるため、G I G Aスクール運営支援センターの継続及び学校のICT環境に係る地方財政措置による情報通信技術支援員（ICT支援員）の増置に対する予算措置の拡充を図ること。
- 2 1人1台端末等の維持更新に要する費用について、今後も国において財源を確保するとともに、ネットワーク通信環境整備や保守管理、指導者用端末整備、大型提示装置等の周辺機器整備、ソフトウェア整備、耐用年数が経過した端末の処分費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。
- 3 デジタル教科書を無償とするとともに、効果的な活用事例を全国に共有できる仕組みづくりを進めること。

【直面している課題・背景】

1 G I G Aスクール運営支援センターの継続及び情報技術支援員の増置

- 国の「G I G Aスクール構想」の下、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、1人1台端末環境での学習に取り組んでいる。

しかしながら、ICTを活用した学びの充実に向けた運用（授業での活用、機器のメンテナンス等）については、地域や学校による格差が生じている。

- 令和6年度で終了予定のG I G Aスクール運営支援センター整備事業については、文部科学省は、令和5年度補正予算により35億円を計上した。

ICT活用に関する地域差の解消等につなげるため、学校や市町村単位を超えて広域的にICT運用を支援するG I G Aスクール運営支援センターについて継続した財政支援が必要である。

- 学校現場において、ICTが日常的に活用される状況となっていることから、端末の管理やトラブルへの対応、ICTを活用した授業での教員の指導を支える情報通信技術支援員（ICT支援員）等の配置や増員が必要不可欠である。

なお、ICT支援員については、「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画（2018～2022年度）」に基づき、4校に1人配置を水準として地方財政措置がされているが、当該計画期間は令和6年度まで延長されたものの、令和7年度以降の支援については方針が不明確である。

2 ICT環境整備に必要な財政措置について

- 1人1台端末の更新に必要な経費については、令和5年度補正予算により2,661億円が計上されるとともに、今後5年間の方針が示された。1人1台端末の学習効果を最大限に発揮させていくためには、学習者用端末に留まらず、指導者用端末、入出力に伴う周辺機器や学習支援ソフトなどのハード・ソフト面での環境整備とそれらの保守管理、通信量の増大に対応できるネットワーク通信環境の整備とこれに伴い増加する通信費、保守管理や維持に係る経費及び更新時の費用について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的、かつ、十分な財政措置が必要である。

さらに、1人1台端末の処分に要する費用について、処分を認定事業者に委託することとなり、多額の費用が発生することも懸念される。これらの課題について地域間格差・学校間格差が生じることがないように、端末処分費用も視野に入れ、必要な財源の確保を図っていく必要がある。

3 デジタル教科書の無償化と活用事例の共有

- 1人1台端末とデジタル教科書等を活用し、個別最適な学びや協働的な学びの向上を目指した授業改善等を進めていくためには、英語以外の教科においてもデジタル教科書を無償とすることに加え、効果的な活用事例を自治体の枠を超えて共有していくことが必要である。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(5) 学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

学校施設及び社会教育施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算について格段の充実を図ること。
- 2 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策、教育環境向上を図るための空調設備の整備やトイレ改修、避難所としての防災機能強化などについて、補助率の引上げや補助対象の拡充を図るとともに、昨今の著しい物価高騰の中でも、学校施設を計画的に整備できるよう補助単価の引上げを図ること。
また、多様な整備手法が選択できるよう、リース方式による空調導入に対しても、地方財政措置を始めとした地方負担の軽減に向けた対応を図ること。
- 3 学校給食施設の整備に向け、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。
- 4 被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）及び社会教育施設の復旧に係る補助制度については、原形復旧に限らず、必要な改良復旧を行えるよう制度を拡充すること。
- 5 県立高校における技術系・福祉系人材の育成に向けて教育内容のより一層の充実を図るため、最先端の施設・設備の整備が更に進められるよう、教育環境の整備の実施に必要な予算を継続的に確保すること。

【直面している課題・背景】

1、2 学校施設の整備に必要な財源の確保について

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても使用される重要な施設である。このような中、公立小中学校施設の約7割が建築後約30年以上を経過するなど老朽化が著しい。また、国においても、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進しているところであり、自治体の整備計画を促進する観点からも、補助制度の拡充について、補助率の引上げや下限額の引下げ、高等学校施設への拡大などを図る必要がある。
- 災害時に避難所となる公立学校施設の空調については、屋内運動場への空調新設工事で国庫補助率が引き上げられる等、地方負担の軽減が図られて

いるが、リース方式は国庫補助の対象外となっている。公立学校施設へのエアコン設置を推進するため、リース方式についても、特別地方交付税等による財源措置や国庫補助の対象とするなど地域負担の軽減を図る必要がある。

3 学校給食施設の整備に必要な財源の確保について

- 学校給食施設の整備に係る事業については、各地方公共団体が地域の実情を踏まえた事業計画を立てている。過年度においては不採択が採択を上回ることもあった。また、国の補助率に対して地方の事業予算が上回ることから、財源の確保が必要である。

4 被災した公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る補助制度について

- 防災基本計画第2編第3章第2節には「国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。」との記載があるが、公立学校施設災害復旧費国庫負担事業等の現行制度では、原則、原形復旧に限られており、改良復旧が実施できない。
- 災害時には、多くの公立学校施設や社会教育施設等が避難所や緊急避難場所として指定されている実態を踏まえ、避難所等として指定された公立学校施設等及び社会教育施設等がその機能を十分に発揮できるよう、必要な改良復旧を行うために補助制度の拡充を図る必要がある。

5 技術系・福祉系人材の育成に向けた教育環境の整備について

- 県立高校における、技術系学科の実習施設・設備は老朽化が進んでおり、ICTを活用した最先端の技術を学ぶ上で、大きな支障をきたしている。
令和2年度には、国の第3次補正予算において、高性能ICT端末等を含む最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に必要な経費が緊急的に補助されたが、最先端の教育を行うためには、施設・設備の充実が継続的に図られる必要がある。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(6) 義務教育における学校給食費への財政支援

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】 義務教育における学校給食費への財政支援

【具体的な提案・要望内容】

少子化対策や子育て支援として保護者負担の軽減等のため、学校給食費の無償化に取り組む市町村並びに市町村を支援する県への財政支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスのとれた給食を児童生徒に提供することは、児童生徒の健やかな成長のために非常に重要である。
- 現在の物価の上昇に伴う食材費の高騰は、学校給食等の食材調達に大きな影響を与えており、特に子どもを持つ保護者の家計を圧迫するだけでなく、学校給食費の無償化に取り組む市町村の財政面にも影響を与えかねない。
- こうした状況を踏まえ、本県では、学校給食費の無償化に取り組む市町村の負担を軽減するため、令和5年1月から地方創生臨時交付金を財源とし、市町村と連携して、第3子以降の給食費無償化の支援を開始したところであるが、長引く食材費の高騰により市町村並びに市町村を支援する県への財政面に影響を与え、取組の継続に課題が生じる可能性がある。
- また、学校給食については、本来国の責任と財源による制度設計を行うべきと考えており、国において、速やかに学校給食費の無償化に取り組む市町村並びに市町村を支援する県への財政支援を要望する。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(7) 私立学校の運営等に対する支援策の充実

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 私立学校の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置の更なる充実を図ること。
- 2 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が教員の処遇改善を確実に実施できるよう、制度の拡充及び恒久化を図ること。
- 3 幼児教育の無償化については、市町村ごとに手続きや様式等が異なり、私学助成を受けている私立幼稚園の事務負担が増加していることから、事務処理の見直しを行うとともに、事務費などの財政的な支援を行うこと。
- 4 幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担分については、十分な交付税措置を行うこと。
- 5 私立学校施設の耐震化に必要な予算（非構造部材やブロック塀等も含む）を確保すること。また予算の確保に当たっては、次の点に留意すること。
 - (1) 国庫補助率の引上げを行うこと。
 - (2) 補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
 - (3) 令和6年度までとなっている高等学校等の耐震改築事業費補助制度を恒久化すること。

【直面している課題・背景】

1 私立学校への経常費助成

- 国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を助成している。
- 千葉県では、国の標準単価に県独自の上乘せ額を加算し、生徒1人当たりの補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、私立学校の経常的経費も教育環境の改善を図るなど増加傾向にあり、十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

2 幼稚園教員の人材確保支援

- 私立幼稚園については、預かり保育や地域の育児相談等を積極的に実施するなど、待機児童の解消や子育て支援に一定の役割を果たしているが、幼稚園教諭は他業種と比較し、依然、給与水準が低い傾向にある。幼稚園教諭確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。
- 国は令和4年度から、園負担を従前の1/2から1/3まで軽減可能とする補助制度の取扱いの変更を行ったが、令和6年度までの措置とされ、国の負担割合については今後見直しを行うこととされていることから、私立幼稚園が教員の処遇改善に継続的に取り組んでいくことができるよう、制度の更なる拡充及び恒久化を図っていく必要がある。
- 幼児期は人格形成の基礎を培うものであり、幼児教育の質の向上を保証するには、私立幼稚園における人材確保が極めて重要である。そのためにも教員の処遇改善を確実に実施できるよう、財政的な支援が必要である。

3 幼児教育・保育の無償化に係る制度の見直し

- 幼児教育の無償化の事務については、国の制度であるにもかかわらず、保護者への書類交付や、取りまとめた資料の市町村への提出など、私立幼稚園を経由する制度となっており、私立幼稚園にとっては新たな事務が発生していることから、必要な事務費などの財政的な支援が必要である。
- また、市町村ごとに様式や提出手続きが異なるため、複数の市町村から園児が通園している場合には、私立幼稚園の事務が煩雑化していることから、手続きの簡素化など制度の見直しを行う必要がある。

4 幼児教育・高等教育の無償化について

- 幼児教育・保育、高等教育の無償化については、国の制度であり、消費税率の引上げによる財源を活用し実施することとされているので、県負担分についても国による確実な財源措置を求める。

5 私立学校施設の耐震化の促進について

- 私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることなどから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。
- 千葉県私立学校における令和5年4月1日現在の耐震化率は、90.7パーセントとなっており、特に私立幼稚園の耐震化率は86.1パーセントと低く、取組が遅れている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、補助制度の一層の拡充が必要である。

【参考】私立学校の耐震化率（R5.4現在）

単位：%

	千葉県（私立）	全国平均（私立）	千葉県（公立）
幼稚園 (こども園除く)	86.1	91.5	100.0
小中高	96.6	93.9	100.0
合計 (こども園除く)	90.7	92.9	100.0

- 認定こども園や保育所に対する国の補助率は原則1/2であるのに対し、私立学校の耐震化に対する国の補助率は原則1/3となっており、学校法人の負担が大きいことから、均衡を図る必要がある。
- 国の耐震改築における補助単価については、年々増額されているところであるが、実際の改築単価とは乖離があり、私立学校の負担が大きくなっている。
- 耐震改築事業補助制度は、当初小中高等学校を対象として、平成26年度から平成28年度まで臨時措置され、その後も令和6年度まで延長措置されているが、各学校において計画的に事業を実施するためには期限設定のない事業の恒久化が必要である。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(8) 部活動の地域移行に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援

提案・要望先 スポーツ庁・文化庁

千葉県担当部局 教育庁



【提案・要望事項名】

部活動の地域移行に係る地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 希望する全ての生徒に地域のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域移行により生徒が新たに負担することとなる費用が高額とならないよう、受け皿となる団体に対して十分な支援を講じること。
また、経済的な困窮家庭については、新たな費用負担が生じないよう、全額を支援すること。
- 2 自治体の規模や財政力により格差が生じないよう、自治体が受け皿となる団体の体制整備を支援するために要する事務経費等について、十分な財政措置を講じること。
- 3 移行後においても継続的、かつ、安定的な運営が可能となるよう、恒久的な財政措置を前提とした制度設計を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 生徒の費用負担軽減について

- 学校部活動については、スポーツ庁・文化庁において令和5年度から改革推進期間として、地域クラブ活動に段階的に移行することを示しており、本県においてもできる限りの支援を行い、推進していくこととしている。少子化の進展に伴い、生徒が希望する部活動を維持できない状況が懸念されており、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことのできる機会の確保は重要である。
- しかし、部活動に必要な経費について、これまでは学校等での取組であったため、保護者の負担は活動に必要な道具などの実費程度であったが、地域移行に当たって、指導者や活動場所の確保にかかる費用が新たに発生することとなり、保護者や自治体が多大な費用を負担しなければならないことが懸念される。保護者が負担する費用が高額とならないよう、財政措置を講じるとともに、希望する全ての生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会が恒常的に確保されるよう、十分な支援が必要である。

2 自治体等への財政支援について

- 地域によっては、質の高い指導者や受け皿団体、活動場所の確保などに課題が見られ、設置可能なクラブ活動が限定されてしまうことも考えられる。子どもたちの活動機会に地域格差が生じることがないように、自治体が行う環境整備への十分な支援及びクラブや地域ごとの費用負担の差の是正を講じる必要がある。

3 恒久的な財政措置を前提とした制度設計

- 地域移行に当たっては、様々な課題があり解決までには市町村への支援に相当な期間が必要である。また、地域移行によって、部活動のあり方が大きく変わることから、移行に向けた取組や移行後においても継続的、かつ、安定的な運営が行えるように十分な支援が必要である。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

2 教育施策の充実

(9) 高等学校等就学支援金制度の拡充

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 総務部、教育庁



【提案・要望事項名】高等学校等就学支援金制度の拡充【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 高等学校の授業料の実質無償化については、国において財源を確実に確保すること。
- 2 地方自治体が独自に取り組んでいる保護者に対する学費等の負担軽減策は都道府県によって制度が異なることから、教育費負担に地域格差が生じることのないよう、高等学校等就学支援金の支給対象を拡大し、また上限額を引き上げること。
- 3 国の方策が講じられるまでの間、都道府県が行う授業料減免事業に対して、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 経済的理由により修学を断念する生徒を出さず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、令和2年4月から高等学校等就学支援金の支給上限額が引き上げられた。今後も安心して就学できるよう、引き続き、国において、無償化の財源を確保し、確実に実施する必要がある。
- 県では、独自の負担軽減策として、国の就学支援金に上乘せして授業料減免事業及び入学金軽減事業を全額県費で実施しているが、近隣の都県間で制度が異なることから、生徒や保護者の間に不公平感が生じている。
- さらに、財政力のある自治体と周辺自治体とで支援内容に著しく差があることにより、人口の一極集中といった事態も懸念される。
- 高等学校等への進学率は約99%と非常に高く、国の責任と財源により、教育の機会を保障すべきであることから、住んでいる地域により高等学校等における教育費負担に差が生じないよう、国において財政措置を講じる必要がある。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現

(1) 女性活躍を推進する取組の充実・強化

提案・要望先 内閣府・厚生労働省

千葉県担当部局 総合企画部、商工労働部



【提案・要望事項名】 女性活躍を推進する取組の充実・強化【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「地域女性活躍推進交付金」について、地域の実情に応じて行う啓発事業など、地方公共団体の創意工夫を生かした主体的な取組が、安定的・継続的に実施できるよう十分な財源を確保するとともに、柔軟な制度運用を図ること。
- 2 とりわけ働く場における女性活躍は、人手不足の解消のみならず、経済全体に好循環をもたらすものであるが、十分に取組が進んでいるとはいえないため、多様で柔軟な働き方を可能とする勤務制度の整備や女性の意識啓発、キャリアアップ促進など、女性の活躍推進に取り組む事業主等に対する助成等の支援策を充実させること。
- 3 正規の職員・従業員として再就職を考える女性が希望どおりに働くことができるよう、マザーズハローワーク等における相談体制や支援メニューの充実・強化を図ること。

【直面している課題・背景】

1 女性の活躍推進に向けた地域における主体的な取組の促進

- 人口減少やグローバル化の進展など、急速に社会が変化する中で、社会の活力・創造性を高めていくためには、年齢、性別、障害の有無など、様々な違いのある人々が、個性を生かし、その人らしく活躍できる、すなわち多様性が尊重される社会の実現が重要である。
- 女性の活躍推進は、そうした社会の実現のために不可欠な要素であるが、女性への家事・育児等の偏りや、それらの根底にある固定的な役割分担意識などの課題が根強く存在しており、課題の解消に向けた意識の変革等を社会全体で進めていく必要がある。
- 地域の実情に応じて行う啓発事業など、女性活躍に資する様々な取組に活用できる「地域女性活躍推進交付金」は、令和6年度における県内の採択事業の全てが減額となっており、地域の主体的な取組を進めるために十分な財源を確保する必要がある。また、当交付金は、単年度の事業実施となっているため、継続的に取り組めるよう、複数年の継続事業も交付対象とする

など柔軟で使いやすい運用が必要である。

2 働く場における女性の活躍推進

- 女性を取り巻く様々な課題がある中、とりわけ働く場において女性が活躍することは、人手不足の解消のみならず、企業等に多様な価値観や創意工夫をもたらし、イノベーションや事業変革の原動力となり、経済全体に好循環をもたらすことにつながるものである。
- 女性の労働力率については、近年、いわゆるM字カーブの谷の部分は浅くなってきている一方で、出産を機に女性が非正規化する、いわゆるL字カーブが課題となっている。その背景には、女性が家族の世話や育児、家事の大半を担っている現状があり、これを変えていくためには、意識の変革等を進めることと併せて、女性が能力を発揮し、働き続けることのできる職場環境を整備することが不可欠である。
- 国においては、企業等が柔軟な働き方のできる勤務制度を整備した場合や、保育サービス、介護サービスの費用に対する従業員への補助制度を整備した場合に助成を行っているほか、従業員の福利厚生として、中小企業が家事支援サービスを導入する実証事業なども進められている。
- しかしながら、補助制度ごとに所管省庁に申請が必要であるなど、非常に使い勝手の悪いものとなっていることから、統合補助金のような形で、支援メニューから事業主が希望する支援内容を選択し、一度で申請できる仕組みを構築するなど、支援制度の充実を図るべきである。

3 正規の職員・従業員としての再就職支援

- 子育て等で一旦離職した女性に対しては、正規の職員・従業員として再就職を望む場合に、その実現に向けて寄り添った支援を行うことが重要である。
- 家庭と仕事の両立に向けた相談支援を行うマザーズハローワーク・マザーズコーナーは、県内ハローワーク13管轄地域の全てには設置されておらず、また支援内容が地域によって異なっていることから、県内の各地域で求職者がきめ細やかな支援を受けられるよう、相談体制や支援メニューの充実・強化を図ることが必要である。

【参考1：地域女性活躍推進交付金の概要（内閣府）】

女性活躍推進法に基づき、都道府県及び市町村が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することで、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。（平成26年度補正予算で創設）

<令和6年度交付金における県内の状況>

令和6年度は、9自治体、26事業について、交付金活用希望があったところ、9事業が不採択となり、採択となった17事業についても全て減額された。

	交付決定(令和6年4月時点)	事前協議(令和6年2月時点)
自治体数	8自治体（県及び7市町）	9自治体（県及び8市町）
事業数	17事業（県5、市町12）	26事業（県8、市町18）

<交付金の類型・上限額・補助率>

①都道府県事業

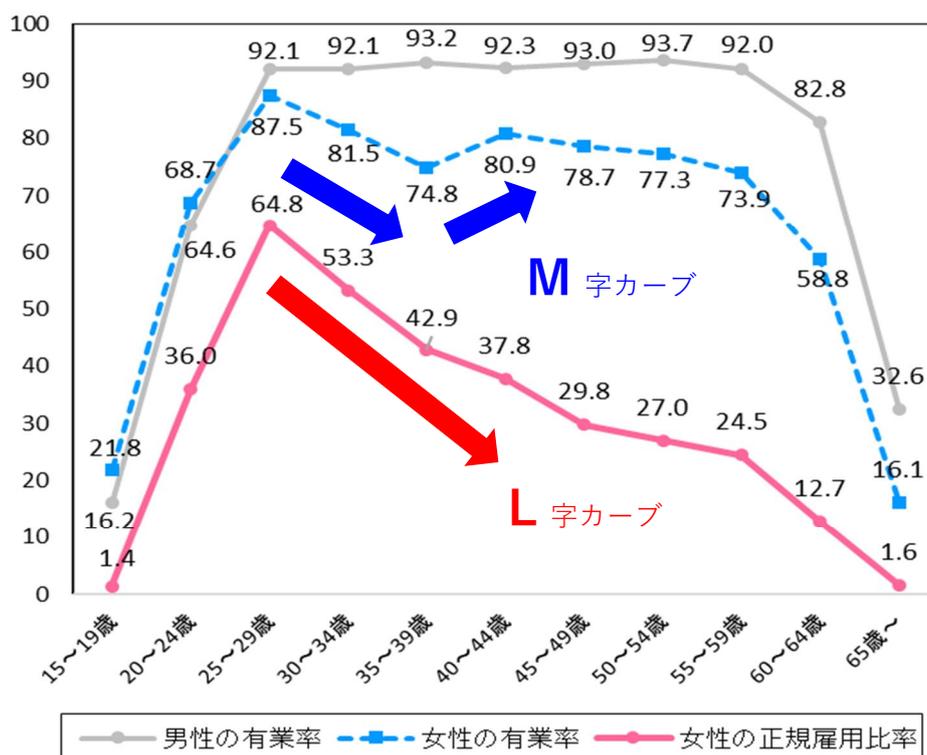
類型	取組例	上限額・補助率
活躍推進型	女性役員・管理職を育成するための研修、地域女性リーダー養成事業 など	800万円・1/2
デジタル人材・起業家育成支援型	女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナー など	1,200万円・3/4
寄り添い支援・つながりサポート型	寄り添い支援型プラス	コロナ等生活上の困難・不安を抱える女性向け相談支援
	つながりサポート型	孤独・孤立等の困難・不安を抱える女性向けアウトリーチ型サポートと居場所づくり
	男性相談支援型	男性の望まない孤独・孤立、家庭、介護等に係る悩み相談

②市町村事業

類型	取組例	上限額・補助率
活躍推進型	女性役員・管理職を育成するための研修、地域女性リーダー養成事業 など	政令指定都市 500万円、他市町村 250万円・1/2
デジタル人材・起業家育成支援型	女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナー など	政令指定都市 750万円、他市町村 375万円・3/4
寄り添い支援・つながりサポート型	寄り添い支援型プラス	コロナ等生活上の困難・不安を抱える女性向け相談支援
	つながりサポート型	孤独・孤立等の困難・不安を抱える女性向けアウトリーチ型サポートと居場所づくり※NPO等への委託が必須
	男性相談支援型	男性の望まない孤独・孤立、家庭、介護等に係る悩み相談

※ 類型が多岐に渡り、それぞれ要件（NPO等への委託が必須等）や補助率が異なる等、手続きが複雑となっている。

【参考2：男女別の有業率、女性の正規雇用比率（千葉県）】



資料出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」（令和4年10月1日現在）より

【参考3：令和4年就業構造基本調査＜国（総務省統計局）・県＞】

- 目的：国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得る。
- 調査時期：令和4年10月1日現在（5年ごとの調査）
- 「男女、産業大分類別有業者数及び構成比」によると、
 - ・女性は、全国・千葉県分ともに、「医療、福祉」が最も高く（全国22.8%、県19.5%）、次いで「卸売業、小売業」（全国17.3%、県17.8%）、「製造業」（全国11.1%、県7.5%）となっている。
 - ・一方、男女の割合を比べた場合、男性に比べて女性の割合が顕著に低い産業は、全国・千葉県分ともに、「建設業」（女性の割合：全国19.1%、県20.3%）「運輸業、郵便業」（女性：全国22.3%、県27.5%）、「製造業」（女性：全国31.2%、県28.6%）「農業、林業」（女性：全国37.5%、県38.8%）となっている。

【参考4：千葉県第5次男女共同参画計画における基本的な課題（9項目）】

- ①労働の場における男女共同参画の促進
- ②ライフステージに応じた男女共同参画の促進
- ③政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
- ④あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
- ⑤誰もが安心して暮らせる環境の整備
- ⑥生涯を通じた健康づくりの促進
- ⑦防災・復興における男女共同参画の促進
- ⑧男女共同参画への意識づくり
- ⑨男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【参考5：保育サービス、介護サービス、家事サービスに対する国の助成等の概要】

- 両立支援等助成金 ※他に4コースあり（厚生労働省）

＜柔軟な働き方選択制度等支援コース＞

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援 ※1年度5人まで

- ・制度2つ導入し、対象者が制度利用 20万円
- ・制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円

※導入する制度：フレックスタイム制・時差出勤、テレワーク、短時間勤務、保育サービスの手配・費用補助、子の養育を容易にするための休暇制度等

※情報公表による加算あり

＜介護離職防止支援コース＞

「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

- ①介護休業：休業取得時 30万円、職場復帰時 30万円

※業務代替支援による加算あり

- ②介護両立支援制度：30万円

- ・いずれかの支援制度を対象労働者が一定期間以上利用する。

※支援制度：所定外労働の制限、時差出勤、深夜業の制限、短時間勤務、在宅勤務、法を上回る介護休暇制度、フレックスタイム制、介護サービス費用補助

○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（子ども家庭庁）

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成

- ・助成対象 厚生年金等を納付している事業主
- ・利用対象 「家庭内における保育やお世話」および「保育等施設への送迎」
- ・割引額 対象児童1人につき1回あたり4,400円(2,200円×2枚)
- ・使用回数 対象児童1人につき1日2枚、1家庭につき1か月に24枚まで
1年間に280枚まで
- ・企業負担 1枚あたり70円（中小企業）、1枚あたり180円（大企業）

※多胎児を養育している場合には別の定めあり

※上記は令和5年度実施要綱の内容

○家事支援サービス福利厚生導入実証事業（経済産業省）

家事支援サービス提供事業者とサービス導入事業者が連携して行う福利厚生導入実証事業を実施する者に対し、事業に要する経費の一部を補助

- ・補助対象経費 福利厚生を通じた家事支援サービス利用費（炊事、洗濯、掃除、買い物）
- ・補助上限額 5,000万円/1連携体あたり
- ・補助率 2/3
- ・補助対象 家事支援サービス提供事業者とサービス導入事業者等から構成される連携体

【参考6：マザーズハローワークの概要】

- ① 対象者
 - ・20歳未満の子供の育児と仕事の両立を必要とする女性
 - ・ひとり親家庭の父母 等
- ② 支援内容
 - ・専門スタッフによる就職支援
 - ・キッズスペースの利用（お子さま連れでも安心して相談）
 - ・オンラインマザーズ（Web会議アプリを使用し、職業相談や模擬面接、オンラインセミナーの実施）
 - ・就職に役立つセミナーの開催 等

③ 県内マザーズハローワーク（1か所）・マザーズコーナー（6か所）

	受付時間	支援内容 (専門スタッフによる就職支援以外)
マザーズハローワークちば (千葉市中央区)	月・水・金 10:15～19:00 火・木 10:15～17:45	・19時まで受付対応 ・キッズスペース設置 ・オンライン相談等対応 ・就職セミナーの開催
ハローワーク松戸マザーズコーナー (松戸市)	月～金 8:30～17:00	・キッズスペース設置 ・就職セミナー等の開催
ハローワーク千葉南マザーズコーナー (市原市)	月～金 8:30～17:00	・キッズスペース設置
ハローワーク木更津マザーズコーナー (木更津市)	月～金 8:30～17:15	
ハローワーク船橋マザーズコーナー (船橋市)	月～金 8:30～17:15	・キッズスペース設置
ハローワーク市川マザーズコーナー (市川市)	月～金 9:00～17:30	・キッズスペース設置
ハローワーク成田マザーズコーナー (成田市)	月～金 8:30～17:00	・キッズスペース設置

※県内ハローワーク13管轄地域のうち未設置地域（6か所）（銚子、館山、佐原、茂原、夷隅、野田）

※受付時間の違い（夜間対応の有無）を含め、地域によって、支援内容に差がある

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現

(2) 我が国の活力向上に向けた外国人政策の推進及び多文化共生社会の実現のための支援の拡充

提案・要望先 内閣官房、法務省出入国在留管理庁、文部科学省、総務省
千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】

我が国の活力向上に向けた外国人政策の推進及び多文化共生社会の実現のための支援の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 人口減少社会を迎える中、我が国が将来にわたり活力を維持・増進させていくため、国においては技能実習制度等の見直しなど、外国人材の受入政策を推進しているが、受入れを進めるに当たっては、目指す姿や基本理念を基本法などの形により明らかにし、体系的・網羅的に施策を推進すること。
- 2 近年、在留外国人は著しく増加しており、また、今後も増加が見込まれる中、日本人と外国人が共に安心して暮らすため、外国人に対する就労や教育、医療等、生活面での幅広い支援が必要である。外国人の受入れ主体である地方自治体が地域の実情に応じた施策を展開できるよう、国や自治体の役割を明確にした上で、十分な財政的支援を継続的に行うこと。
- 3 全ての外国人が日常生活に必要な日本語能力や日本の文化、生活ルール等を身に付けられるよう、学習機会等を提供する公的な仕組みの充実を図るとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業における所要額の確実な措置をはじめ、地方自治体や支援団体が行う地域日本語教育の取組に対する財政的支援を充実させること。
- 4 外国籍の子どもが地域の一員として暮らし活躍できるよう、義務教育年齢を超過した子どもに対しても、高等学校へ就学のために必要となる日本語を学習できる公的な仕組みを構築すること。また、外国人の子どもの就学促進事業について、地方自治体の実情に合わせた活用しやすい補助制度に見直しを図ること。
- 5 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーションを支援するため、現在、国において実施している通訳支援の対象を拡大するなど、体制の一層の整備を図ること。

【直面している課題・背景】

1 我が国の活力向上に向けた外国人政策の推進

- 我が国では人口減少や少子高齢化が進展し、国際的には人材獲得競争が激化しているところ、今後も我が国が活力を維持・向上させていくためには、外国人にとって魅力ある働き先として選ばれる日本となり、外国人が長期にわたり活躍することのできる社会を実現させることが重要である。
- 現在、国においては新たに創設される「育成就労制度」に係る関係規定等の整備や、特定技能制度における受入れ見込数の大幅な拡大など、外国人材の受入れを推進しているところであるが、外国人材の受入れについて、中・長期的な視点に立った目指す姿や基本理念などについては、明らかにされていない。
- 外国人材の受入れが進む中、日本人と外国人とが共に安心して暮らすことのできる社会に向けた取組を充実していくためには、国や地方自治体、受入企業など関係者の役割分担や責務を明確化し、帯同家族も含めた受入れに係る政策を体系的、網羅的に進めることが必要である。

2 多文化共生の実現に向けた財政的支援

- 本県在住の外国人は近年大きく増加しており、国籍や文化的背景にかかわらず、全ての県民が共に安心して暮らし、働き、活躍することのできる多文化共生社会を実現するためには、就労、教育、医療、防災、住宅など、生活面での様々な支援が必要である。
- 多文化共生施策については、国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」で、地方自治体との連携・協力についても言及されているところであるが、外国人一人ひとりに対応する地方自治体が担う役割は大きいことから、十分な財政的支援を継続的に行う必要がある。
- 特に、外国人受入環境整備交付金については、地方自治体が在留外国人に対し、生活に係る適切な情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口の運営のために、経費の一部が交付されるものであるが、所要額が十分に措置されていない。特別交付税措置も含めて、地方自治体の必要な施策について、十分な財政支援をお願いしたい。

3 日本語教育の一層の推進と財政的支援

- 外国人が地域社会の一員として安心して暮らしていくためには、その家族も含め、日本語の習得や我が国の社会規範等に対する理解が欠かせないことから、国の責務として外国人労働者のみならず帯同家族についても、来日前から継続して日本語と日本の文化や生活ルール・マナーを学べる環境整備を進めるべきである。
- 近年、日本語が全く理解できない外国人への基礎的な日本語教育への対応が顕在化しており、自治体や支援団体の負担が増加している。ボランティア任せではなく、外国人に生活者として必要な日本語を身に付けるための

学習機会を提供する公的な仕組みを、国が責任をもって構築する必要がある。

- さらに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業については、都道府県が域内の日本語教育体制を整備する事業の経費の一部を補助するものであるが、所要額が十分に措置されていない。都道府県は、地域日本語教育の空白地域を解消し、県下全域での体制整備のために、市町村に対する助言や広域での指導人材の確保等、負担が大きいことから、財政措置の充実をお願いしたい。

4 義務教育年齢を超過した子どもに対する就学支援

- 外国籍の子どもは、日本の高校を卒業し就職が内定することで、就労に制限のない特定活動などの在留資格が認められるとされている。このため、義務教育年齢を超過して来日した子どもに対し、高校就学に必要な日本語等を学習する公的な仕組みの構築が必要である。
- さらに、文部科学省の「外国人の子供の就学促進事業」は子どもの高校就学のための教室運営も対象となっはいるものの、地方公共団体の直接事業のみが認められ、教室運営をする団体への補助は認められてない。
- 本県においては、外国籍の子どもが急増しており、支援団体による個々の教室運営の取組が先行して進められている。自治体が個々の団体へ補助し自立的な運営を支援する方が、合理的であり即効性がある。地方自治体の実情に合わせた活用しやすい補助制度となるよう見直されたい。

5 公的機関の窓口等における外国人とのコミュニケーション支援

- 外国人への日本語教育を推進する一方で、多言語による情報提供も不可欠である。
- 地方公共団体において一元的相談窓口の設置や、多言語による情報提供は徐々に進んでいるが、緊急時等も含めた外国人と行政との円滑なコミュニケーションのために、現在、国において、地方公共団体の行政窓口向けに実施している電話通訳サービスを、警察署、消防署、教育機関等も含めて活用できるよう、支援体制を一層整備されたい。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現

(3) 性的マイノリティに関する全国的な実態把握及びLGBT理解増進法に基づく「基本計画」等の早期策定

提案・要望先 内閣府
千葉県担当部局 総合企画部



【提案・要望事項名】 性的マイノリティに関する全国的な実態把握及びLGBT理解増進法に基づく「基本計画」等の早期策定【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 性的マイノリティに関する全国的な調査を実施し、現状について適切に把握し、共有を図ること。
- 2 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月施行）に規定する「基本計画」及び「指針」を早急に策定し、国民等に周知すること。

【直面している課題・背景】

- 性的マイノリティに関しては、不快な発言や暴力行為等により、不安や苦しみなどを感じた経験のある方が存在しており、県としても、理解促進や様々な取組を一層進めていく必要がある。
- 性的指向や性自認等、性の多様性に関する問題は、地域性があるものではなく全国的な課題であると考えられることから、当事者等への差別の実態や直面している困難な実態、必要な施策等について、国において、全国的な調査を実施した上で、現状について適切に把握し、地方公共団体にも共有すべきである。
- また、県として、国の政策と歩調を合わせるとともに、効果的に取組を推進していくためには、同法に基づく国の「基本計画」が、早急に策定されることが求められる。
- さらに、同法の制定を巡っては、国民の間で、トランスジェンダーの方の公衆浴場や男女別トイレ等の利用に関し、不安の声が上がっているとの報道がなされたが、本県においても、令和5年12月に制定した「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の制定過程において、県民から、同様の不安の声が多数寄せられたところである。
- こうした不安の声を払拭し、全ての国民が安心して生活することができるよう、同法に基づく「指針」を早急に策定し、国民等に周知することが求められる。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

1 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現に当たっては、以下の事項を要望している。

(4) 人材の確保・定着・育成の積極的な推進

2 若者、女性、高齢者、障害者等誰もが意欲と能力を最大限に発揮できるよう、職場環境の整備やテレワークなどの多様な働き方の推進、人材の確保・定着等に係る助成金等の支援の充実を図ること。

3 障害者雇用の理解促進、障害者の定着や企業における環境整備支援等を一層充実させるため、障害者就業・生活支援センターの就労支援体制を強化するなど、企業及び障害者双方への支援のさらなる充実を図ること。

[Ⅱ-1-(3) 参照]

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

提案・要望先 環境省、経済産業省、内閣官房
 千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部



【提案・要望事項名】 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できるよう、包括的、かつ、安定的な地方財源を確保すること。特に、カーボンプライシングの推進に当たり、炭素税を導入する場合には、産業への影響にも配慮して、経済界の声をよく聴きながら制度設計を行うとともに、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。
- 2 公共施設における脱炭素化・再生可能エネルギー導入、レジリエンス強化のため、PPA 導入に係る補助を少なくとも令和12年度まで継続すること。
- 3 住宅・建築物の脱炭素化について
 - (1) ZEH化・ZEB化への支援策を拡充すること。
 - (2) 既存・新築に関わらず、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入に向けたインセンティブを高める仕組みを講じること。
 - (3) 高層建築物等への再生可能エネルギー導入に有効と見込まれているペロブスカイト太陽電池について、国産で安定供給できるよう、技術開発や価格低減の促進のための予算措置など、民間事業者への継続的、かつ、十分な支援を行うこと。
- 4 次世代自動車の導入促進について
 - (1) 次世代自動車の導入に向けた補助制度を継続するとともに、必要な予算を確保すること。また、技術開発、価格低減が促進されるようメーカーに支援を行うこと。
 - (2) 集合住宅や商業施設、事業所・営業所等、様々な施設における充電設備の導入に向け、補助金交付上限額を引き上げるなど、補助制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。
- 5 中小企業における脱炭素化に資する設備導入のための補助制度を拡充すること。
- 6 J-クレジットについては、発行されるクレジットと申請や維持管理にかかる費用を比べるとメリットが少ないなどの課題があることから、制度の改善を行うこと。
- 7 脱炭素社会の実現に向けては、水素や再生可能エネルギーの更なる普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、技術開発の推進、規制緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。
- 8 洋上風力発電事業において、地域経済の活性化や雇用創出を図るため、産業界が国内で強靱なサプライチェーン形成への取組を進めることができ

るよう、国が積極的に後押しすること。

また、メンテナンスを担う作業員など、洋上風力発電の運用・保守等に必要の人材を確保・育成するため、メンテナンス作業員の訓練施設等の整備に係る支援を継続すること。

【直面している課題・背景】

1 地方における脱炭素社会実現のための財政措置

- 地域で脱炭素社会の実現に取り組むためには、国による地方公共団体や事業者等を支援する事業のみならず、地方公共団体による主体的な取組や事業者等への支援を進めるための財源が課題である。令和4年7月に施行された「改正地球温暖化対策推進法」において、国は、自治体が温室効果ガスの排出量の削減等のための施策を実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずることとされており、この規定に基づき地方の財源確保に努める必要がある。
- また、国では、令和5年7月に脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）を閣議決定し、成長志向型カーボンプライシングとして、今後10年間に20兆円規模の先行投資をするためにGX経済移行債を創設するとともに、その償還財源として化石燃料賦課金等を導入することとしたが、一方で、炭素税の導入は見送っている。
- しかしながら、社会全体に脱炭素の行動変容を促す上で、炭素税は有効であり、仮に導入する場合には、経済界が国際競争力への影響を懸念していることに十分配慮し、国・地方の役割分担を踏まえ、地方での取組に係る財源が配分される必要がある。

2 PPA導入に係る補助の継続

- 「地域脱炭素ロードマップ」では、自治体は令和12年までに建築物等の50%、令和22年までに100%、太陽光発電設備を導入することを目指すこととされているが、公共施設における脱炭素化・レジリエンス強化の同時実現を支援する国庫補助事業の実施期間は令和7年度までとされている。少なくとも令和12年度まで継続し、引き続きPPAによる導入を補助することが必要である。

3 住宅・建築物の脱炭素化について

- 新築戸建住宅に占めるZEHの割合は約23%、非住宅建物全体の着工件数に占めるZEBの割合は約0.7%に留まっている。住宅や建築物のZEH化・ZEB化に向けて、国は各種の補助制度を設けているものの、より一層の支援拡充が必要である。
- また、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」（2021年8月）において、「住宅・建築物においては、太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図ることが重要」としているが、既存の住宅・建築物においてはその活用が十分進んでいないことから、その導入に向けたインセンティブを高めるための仕組みを講じる必要がある。
- ペロブスカイト太陽電池については、軽量で柔軟性に優れており、高層ビルの壁や耐久力が低い屋根などにも設置可能であることや、主な原料がヨウ素であるため、世界有数のヨウ素生産国である日本にとって非常に有望な次世代技術である。一方、長期にわたり安定して国産製品を供給するには、

10年相当とされている耐久性を伸ばすための技術開発や、量産化によるコスト低減が不可欠である。

4 次世代自動車の導入促進

- 国では、2035年までに乗用自動車新車販売で電動車100%を目標としており、脱炭素社会実現のためには、この中でも排出ガスを出さない次世代自動車（EV、PHV、FCV）の普及率を高めることが重要であるが、次世代自動車の普及率は約0.7%^(注)と低く、ガソリン車等の購入価格と同等となるような補助制度の維持・拡張など、販売市場拡大に向けた施策の後押しが必要である。

(注) 令和4年度末時点の軽自動車及び二輪自動車を除く次世代自動車の割合

- 将来的に補助金に頼らず、消費者の選択肢となるには、車両価格の低減が不可欠であり、特に価格を押し上げている自動車搭載電池の性能を向上させるよう、メーカーの技術開発を支援することが必要である。また、令和5年度予算では、予算が不足し、バス事業者から、満額の補助金を得られなかったとの声があることから、十分な予算額の確保が必要である。
- さらに、電気自動車の普及に向けては、充電に対する不安のない環境づくりを進めることが重要であり、国は、2030年の公共用充電器の設置について30万口の整備を目指すこととしているが、インシャルコストやランニングコストの負担が重い等の理由から、公共用充電設備の設置数は、急速充電器1万口を含む約3.5万口に留まっており、設置者の負担を軽減し、導入に向けた補助制度の維持・拡充が必要である。また、令和5年度の補助金については、募集早々に予算額が枯渇し、申請受付を終了していることから、十分な予算額の確保が必要である。加えて、運輸・交通事業者が急速充電器等を導入するためには、高圧受電設備の設置工事に多額の費用を要することから、工事費に係る補助金交付上限額の引上げが必要である。

5 中小企業向け支援

- 中小企業の温室効果ガス排出量は1.2億t～2.5億tと推計され、日本全体の排出量のうち1割～2割弱を占めるといわれるが、日本政策金融公庫総合研究所の調査（2023年1月20日）によると、中小企業の55.1%が脱炭素に向けた取組をほとんど実施しておらず、その取組を加速するために必要なものとして21.6%が「補助金・優遇税制」を挙げている。しかしながら、国の中小企業向けの省エネ設備更新に係る補助については、先進設備や指定設備など、対象が限定されているため、中小企業が活用しやすいよう、対象の拡充を検討する必要がある。

6 J-クレジット制度の活性化

- カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂排出削減量等を国が認証し、企業間で取引を行うJ-クレジット制度に対するニーズが高まっており、国は地球温暖化対策計画においてJ-クレジットの認証量に関する目標を設定するとともに、制度の見直しや、創出者に対する各種支援を行っているところである。
- しかし、クレジットを創出するまでの手続きが煩雑であり、かつ、クレジット単価が低いため創出者にとってメリットが少ないなどの課題があり、クレジット認証量は2016年度をピークに減少傾向にあることから、更なる制度の見直しや創出者へ支援を行う必要がある。

7 水素や再生可能エネルギーの普及・拡大

- 水素は、発電・運輸・産業など幅広い分野で活用が期待されるが、利活用拡大に当たっては、コスト低減、技術開発、規制緩和等の課題があり十分には普及していない。特に、技術開発や設備投資には多額の費用が必要となることから、「GX経済移行債」の発行により調達した資金等を活用するなどの支援を行っていくことが必要である。
- また、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けては、発電コスト低減のほか、発電効率の向上や設置スペースの確保、出力変動への対応といった課題があることから、コスト削減や技術革新、調整力としての蓄電池の導入や再エネ余剰電力を活用した水素の製造等を促進していく必要がある。

8 洋上風力発電事業のサプライチェーン形成の促進

- 洋上風力発電事業において、国内で強靱なサプライチェーンを形成するには、事業費全体の半分以上を占める風車製造と運用・保守の分野において、国内企業の参入を促進していくことが重要である。しかし、現状は、国内の風車メーカーがないため、事業への参入を目指す国内企業は、海外の風車メーカーのサプライチェーンに参入する必要がある。
- 風車製造分野において、本県では、県内企業の参入を促進するため、海外の風車メーカーと県内企業とのマッチング機会の創出などに取り組んでいる。しかし、欧州等で既に国際的なサプライチェーンが形成されている中で、県内企業が参入するためには、技術や品質面だけでなく、価格面でも、国際的な競争を勝ち抜く必要がある。
- 国では、令和6年度から浮体式洋上風力発電等を対象として「GXサプライチェーン構築支援事業」を実施するが、洋上風力発電のサプライチェーンを形成するためには、現状国内で導入が進む着床式洋上風力発電においても、取組を行うことが必要である。ついては、着床式洋上風力発電についても、「GXサプライチェーン構築支援事業」の対象とするなど、国内企業が洋上風力発電事業に参入できるようにしていただきたい。
- また、洋上風力発電に必要な人材数について、国の推計では2030年度に1.2万人とされており、人材の育成が急務である中、国内各地で国の補助金を活用しながら、訓練施設の整備等に向けた動きがあることから、将来的に必要な規模の人材を育成できるよう、令和7年度以降も継続していただきたい。

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部、農林水産部



【提案・要望事項名】

再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。
- 2 洋上風力発電事業において、公募により選定された発電事業者が、公募占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策について、地元関係者の意向を踏まえながら着実に具体化、かつ、履行するよう、国において管理・監督すること。
- 3 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見されることから、FIT法を所管する国が責任をもって、事業計画策定ガイドラインや技術基準に基づき、事業者を指導すること。
- 4 FIT・FIP制度による電力の買取期間終了後も事業者が継続して事業を行えるよう仕組みを検討すること。
また、設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な社会的システムの構築を行うこと。
- 5 大規模な災害や盗難事故の際に、必要な太陽光発電施設の保険について、持続可能な制度となるよう仕組みを検討し、加入を義務化すること。
また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。
- 6 固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報についても、国が把握し、地方公共団体に提供すること。

【直面している課題・背景】

1 過度な国民負担の抑制

- 脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。
- 一方、固定価格買取（FIT）制度創設以来、主に事業用太陽光発電への参入が急速に拡大した結果、買取費用を維持するための国民負担の増大が大きな課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、国では、入札対象の一層の拡大やFIT価格の更なる引下げ、市場統合を進めていくためのFIP制度の導入のほか、未稼働案件に係る認定失効制度の創設など様々な制度改正を行っている。
- 制度を着実に運用し、国民負担の抑制に努めていく必要がある。

2 洋上風力発電事業に係る公募占用計画の履行の管理・監督

- 地域との共存共栄を図りながら洋上風力発電を導入していくには、公募により選定された発電事業者が、法定協議会等の場を活用し、地元関係者の意向を汲み取りながら、公募占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策を着実に具体化し、履行していくことが重要であるため、国において管理・監督すること。

3 事業適正化に向けた規制、指導

- 事業用太陽光発電の導入が進む中で、防災上・環境上の懸念をめぐり地域住民との関係が悪化するなどのトラブルが全国各地で生じている。FIT法を所管する国が、事業者を直接指導することにより、法やガイドラインに基づいた適切な事業実施についての実効性を確保していくことが必要である。

4 太陽光パネルのリサイクル等のために必要な技術及び社会的システム

- 太陽光発電パネルの寿命は25～30年程度と言われており、再生可能エネルギーの導入の維持向上のためには、既設の再エネ施設が適切に更新されていくことが必要である。また、2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量排出に向け、家電、自動車等と同様な太陽光パネルに特化したリサイクル法の制定など、排出から処分まで適正に実施させる、社会システムの構築が必要である。

5 太陽光発電設備の廃棄に関する保険制度の義務化

- FIT法の改正により、令和3年9月には、積立ての実施に当たり、遵守が求められる事項についての考え方を示した「廃棄等費用積立ガイドライン」が策定され、令和4年7月から廃棄等にかかる費用の外部積立てを義務づける制度の運用が開始されている。
- しかしながら、運用開始11年目から20年目までに積み立てる当該制度だけでは、自然災害や盗難事故まできちんと補償することができず、それを補完する保険制度への加入は必要不可欠である。
そして、近年では、自然災害や盗難などによる事故が増加傾向で、それに伴い保険料や免責金額が引き上げられるなど、保険事業者及び発電事業者の負担が増加していることから、持続的な保険制度が困難な状況になっている。
- 事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報について地元自治体と共有することが必要である。

6 自家消費等の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

- FIT制度により認可されている太陽光発電設備は、令和5年12月末時点で、全国では約286万5千件、千葉県では13万7千件である。
- はじめから自家消費を前提に、FIT制度の対象となっていない設備も存在するほか、FIT制度の前身の余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備も存在している。令和5年3月の法改正により、10kW以上の太陽光発電設備の設置者は、FIT制度の対象の有無に関わらず、国に基礎情報を届け出ることになったが、今後、再生可能エネルギーの導入実績を正確に把握するため、国に情報提供を求めるものである。

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(3) PCB廃棄物の適正処理の推進

提案・要望先 環境省、経済産業省

千葉県担当部局 環境生活部



【提案・要望事項名】 PCB廃棄物の適正処理の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 事業終了準備期間終了後に発見された高濃度PCB廃棄物の処分について、処理体制を構築するとともに、代執行の際は、都道府県の財政負担が生じないよう財政措置を継続すること。
- 2 低濃度PCB廃棄物の期限内処分を確実なものにするよう、無害化処理認定制度を活用した低濃度PCB廃棄物処理施設の更なる増加を促進するための支援策等を講じること。
- 3 低濃度PCB使用製品及び廃棄物について、期限内処分の実現のため、以下の措置を講じること。
 - (1) 低濃度PCB使用製品について、関係省庁連携の上、事業者に対し早期の使用廃止を促すこと。

特に、電気事業法の規制対象となっている自家用電気工作物については、同法に基づく使用廃止の措置を講じるとともに、電気主任技術者の職務として、低濃度PCB含有自家用電気工作物の使用等の有無の確認を義務付けること。
 - (2) 分析、収集運搬、処分及び機器更新に係る費用等について、新たに財政的な支援の仕組みを構築するとともに、処分責任を有する者が存在しない廃棄物を土地所有者等が処分する場合に、助成制度の創設等、より高いインセンティブを付与するような制度設計を行うこと。
 - (3) 低濃度PCB廃棄物を適正に保管し期限内処分する必要があることをより効果的に広報すること。

【直面している課題・背景】

- 1 事業終了準備期間終了後における高濃度PCB廃棄物の処理体制の構築
 - 令和4年5月のPCB廃棄物処理基本計画の改訂により、事業終了準備期間を活用した高濃度PCB廃棄物の処分が可能となっている。
 - 事業終了準備期間は令和7年度までとなっており、その後、新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合、処分することができず継続保管となる。
 - 今後、高濃度PCB廃棄物が処分されずに長期にわたって保管されることで、行方不明や紛失等により、環境汚染等が生じるおそれがある。

- そのため、令和8年度以降の高濃度PCB廃棄物の処理体制を構築するとともに、代執行の際は、都道府県の財政負担が生じないよう継続した財政措置が必要である。

2 低濃度PCB廃棄物の処理体制の強化

- 令和元年12月の法令等改正により、PCB濃度が5,000 mg/kgを超え100,000 mg/kg以下の可燃性の汚染物等は低濃度PCB廃棄物とされ、無害化処理認定施設の処理対象とされたが、当該汚染物等の処理に係る認定施設が非常に少なく、今後、適正処理に支障が生じるおそれがあるため、認定施設の増加が必要である。
- 認定施設の増加を促進するためには、認定施設の設置・改造、維持管理に要する費用に対する助成や、手続きの簡素化等を行う必要がある。

3 低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向けた取組

(1) 低濃度PCB使用製品の使用廃止のための取組

- 低濃度PCB廃棄物は、PCB特別措置法により令和9年3月末までの処分期限が定められているが、使用廃止の期限は定められていない。
- このため、使用中の低濃度PCB含有機器等の期限内の処分が確実なものとなるよう、関係省庁が連携し、事業者に対し早期の使用廃止を促していくことが必要である。
- 特に、自家用電気工作物については、電気事業法において、高濃度PCB含有の場合、使用廃止の期限が定められている一方、低濃度PCB含有の場合は使用廃止の期限が定められていない。
PCB使用製品の大半は低濃度PCB含有自家用電気工作物であることから、処分を確実に進めるためには、同法において、使用廃止期限を明示するといった規制の強化が必要である。
- また、低濃度PCB含有自家用電気工作物の有無の確認は、電気主任技術者の職務に含まれていないが、機器の使用実態の把握には電気事業法の枠組みを活用することが有効なため、同法に基づき電気主任技術者が使用等の有無の確認を行う仕組みの構築が必要である。

(2) 低濃度PCB廃棄物の処理等に係る費用の負担軽減措置

- 低濃度PCB廃棄物の処理費用については、中小企業者等への支援の仕組みがないことから、分析費用や収集運搬費用、処分費用に対して助成を行うなど、適正処理に向けた財政的な支援の仕組みの構築が必要である。
- さらに、使用中の機器について分析をした結果、低濃度PCB含有機器と判明し処分する場合や、分析により機器が使用不可能となる場合等、機器の更新が必要となるケースがあることから、機器更新の費用についても事業者の負担軽減措置を講じる必要がある。
- また、低濃度PCB廃棄物は、行政代執行の対象となっていないため、処分責任者が存在しない場合、土地所有者等の関係者が任意処分に応じなければ、事実上処分できないことから、関係者による処分を促進する

ための助成制度の創設等が必要である。

(3) 低濃度PCB廃棄物の期限内処分の周知

- これまで、PCB廃棄物の期限内処分について、平成30年度以降、毎年度、テレビCM等による広報活動が実施されたが、いまだ把握していない事業者が多くいることから、引き続き広報活動を行う必要がある。
- また、広報を行うに当たっては、長期間、かつ、複数の広報媒体を用いることや、テレビCMについては複数の放送局を用いるなど、より多くの国民に周知できるような広報活動が必要である。

【参考：表 PCB廃棄物の処理期限】

PCB廃棄物の種類		処分施設	処分期間	計画的処理 完了期限	事業終了 準備期間
高濃度 PCB 廃棄物	変圧器、コン デンサー等	JESCO 東京事業所	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日	令和8年3月31日
	安定器・汚染 物等	JESCO 北海道事業所	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日	令和8年3月31日
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認 定施設等	令和9年3月31日まで	—	—

【参考：補足説明】

2 事業終了準備期間終了後における高濃度PCB廃棄物の処理体制の構築

代執行に要した費用のうち、75%はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から措置され、残り25%のうち一部（処理費用全体の20%相当）については、総務省によって特別交付税により措置されるため、都道府県の実質負担額は代執行に要した費用の5%の額となる。

3 低濃度PCB廃棄物の期限内処分に向けた取組

(1) 低濃度PCB使用製品の使用廃止のための取組

- ・ 電気主任技術者の職務は「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に規定されている。
- ・ 国の「PCB廃棄物処理基本計画」においても、電気事業法の枠組みを活用して低濃度PCB含有自家用電気工作物の使用実態の把握を進めることとされている。

VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(4) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

提案・要望先 国土交通省、環境省

千葉県担当部局 環境生活部、県土整備部



【提案・要望事項名】 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

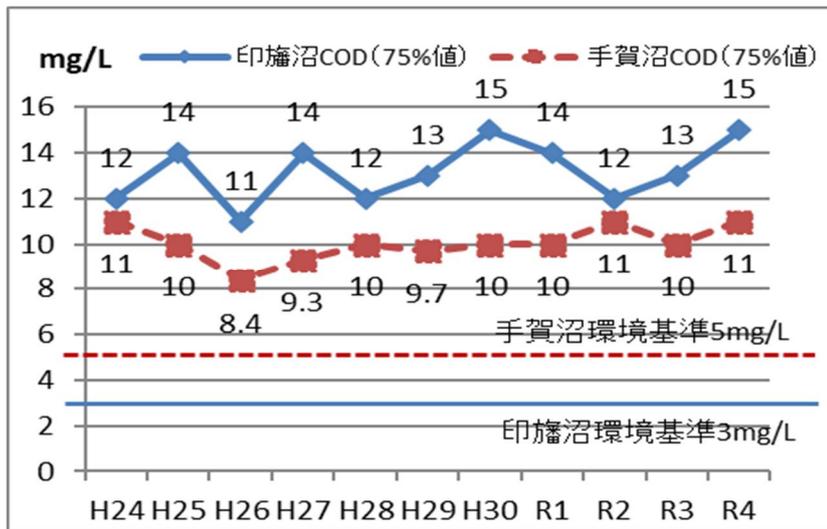
【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼の水質保全を図るため、印旛沼及び手賀沼流域下水道事業に関連する公共下水道事業の促進に必要な財政支援を講じること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を推進するために引き続き支援を行うこと。
- 3 面源系の負荷対策のほか、水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究の推進及び効果的な対策のための支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 印旛沼及び手賀沼の水質は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画を8期にわたって策定し、これまで下水道の整備等の生活排水対策のほか、植生帯の整備等による水質浄化対策及び雨水浸透施設の設置や、環境にやさしい農業の推進等による面源系負荷対策などを推進しているが、いまだ環境基準の達成には至っていない状況である。
- 下水道の整備状況については、湖沼水質保全計画（第8期）の下水道普及率の目標値に向けた整備促進のため、引き続き財政支援が必要である。
- 印旛沼流域及び手賀沼流域では河川環境整備事業を進めているが、より水質改善に効果的な新技術に係る技術的助言や、事業を継続実施するための財政的支援が引き続き必要である。
- なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を策定し、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生及び印旛沼流域の流域治水等に取り組んでおり、引き続き、健全化計画の推進に当たって技術的な助言が必要である。
- これまでの対策により、生活系や産業系から沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているものの、市街地・農地等、面源系の汚濁負荷量は横ばいが続き、効果的な対策が見出せていない。

面源系の負荷対策については、他の湖沼でも同様の課題を抱えており、汚濁メカニズムの解明に向けた調査研究の推進、及び効果的な対策のための支援が必要である。



VI 独自の自然を生かした魅力ある千葉の創造

1 環境の保全と豊かな自然の活用

(5) ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策

提案・要望先 環境省、農林水産省、国土交通省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部



【提案・要望事項名】 ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 ナガエツルノゲイトウ等の根絶に向けた効率的な駆除方法や繁茂抑制技術について、国の所管する研究機関における研究・開発を推進し、早期に確立すること。
- 2 外来水生植物の拡散は主に河川、水路経由で進行することから、国においても侵入防止対策を早急に講じること。
- 3 地方公共団体が大規模、かつ、継続的な駆除対策を実施できるよう、特定外来生物防除等対策事業交付金について、予算の十分な確保及び交付率の引上げとともに、交付期間の延長や交付対象経費の拡大を図るなど、地方が活用しやすい制度に改正すること。

【直面している課題・背景】

- ナガエツルノゲイトウは、その繁茂力や再生力の強さから、千葉県内において湖沼や河川、農業水路等を経由して広範に拡散しつつあり、今後、農地や陸上部への繁茂拡大が懸念されている。
さらに、オオバナミズキンバイなど新たな外来水生植物の繁茂にも同様のおそれがある。
- 県や市町村の他、各種関係団体等が駆除に取り組んでいるが、効果的な駆除方法が確立されていないことから効果が上がらず、繁茂拡大を抑えることができずにいる。
- 国が作成した駆除マニュアルでは、抜取り・剥ぎ取りや除草剤を用いた方法などが紹介されているが、在来種と外来種が混生した群落への対処法は示されておらず、また、駆除後の焼却等処分についての具体的方針がなく、対応に苦慮していることから、研究開発を進め効率的な駆除方法を早急に確立し、駆除マニュアルを更に充実させる必要がある。

- 県内だけではなく、隣県や他地域でも同様の被害が拡大しつつあり、駆除方法等の確立は、全国共通の課題である。
また、有機栽培などの環境保全型農業を推進していく中でも、除草剤を用いない駆除方法の確立や効果的な対策が必要である。
- 手賀沼では、利根川の水を浄化用水として注水する北千葉導水事業を実施しているが、この浄化用水を経由した外来水生植物の侵入も確認されていることから、国による対策が必要。
- 令和5年4月に改正外来生物法が施行され、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなった。
- 本県では、令和6年度予算で約7億4,200万円を計上し、湖沼、河川、農業水路等で調査、駆除を行うこととしている。一方、環境省は、同法に基づき、地方公共団体が主体的に取り組む事業を交付金により支援するため、外来生物対策管理事業費として、令和6年度当初予算1億円及び令和5年度補正予算4億円と併せて5億円を計上している。このように、国の予算は令和5年度より増加したものの、自治体の実情を反映した必要な予算規模には達しておらず、交付金の予算を十分に確保する必要がある。
- 本県では、外来水生植物の駆除を手賀沼流域では令和2年度から、印旛沼流域では令和4年度から開始しているが、繁茂規模が大きく、再生力が強いことから、一通り駆除を終えた後もモニタリングや再繁茂箇所等の駆除を継続する必要がある。このように再生力の強い植物の駆除には長期間を要し、財政上の負担が大きい。
- また、機械を利用した効率的な駆除を行うため、手賀沼は高水位で管理されている灌漑期（4～8月）に駆除を実施する必要がある。さらに、過去に駆除したエリアの維持管理を行うため、年間を通じてモニタリングを実施し、再繁茂箇所等を早期発見、早期駆除することが重要であるが、外来生物対策費に係る事業採択は単年度ごとであり、年度をまたぐ場合や期首から実施する場合に活用できない。そのため、効果的な時期に駆除を実施できるよう補助制度を見直していただきたい。

令和7年度 国の施策に対する重点提案・要望

◎ 施策横断的な取組

1 デジタル社会の推進

(1) デジタル施策の推進

提案・要望先 内閣府、デジタル庁
千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 デジタル施策の推進

【具体的な提案・要望内容】

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、DXを早期に推進しようとする意欲ある自治体の取組を加速するため、デジタル技術を活用した行政・公的サービスの高度化・効率化を後押しする「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）」について予算を拡充するなど、地方におけるデジタル実装に対する支援の充実・強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目的とする「デジタル田園都市国家構想交付金」のうち、他の地域等で確立されている優良なサービスの横展開などを支援する「デジタル実装タイプ」について、本県では積極的な活用を図っているところであり、今後も更なる活用を進め、デジタル実装による行政・公的サービスの高度化・効率化を加速することとしている。また、全国的にも当該交付金を活用した事業が増加しているところである。
- 国では、令和5年12月に、デジタル行財政改革の動きを踏まえて、デジタル田園都市国家構想総合戦略を改訂し、行政サービス分野のデジタル実装の展開という方針を示したところであるが、令和5年度補正予算では、同交付金（デジタル実装タイプ）の予算規模が縮小している。
- 今後も、地域におけるデジタル実装の横展開によるDXを加速化していくためには、自治体の要望に対応できるよう、活用事業の増加を踏まえた予算の拡充など、地方におけるデジタル実装に対する支援の充実・強化が必要である。

※千葉県の交付金の採択状況（「デジタル実装タイプ（TYPE1～3）」はR4開始）

	交付決定事業数	交付決定額	国予算額
令和4年度	県 (4事業)	125,957千円	200億
	市町村 (8市町・13事業)	117,638千円	
令和5年度	県 (5事業)	90,716千円	400億
	市町村 (27市町・54事業)	279,945千円	
令和6年度	県 (7事業)	102,145千円	360億
	市町村 (33市町・80事業)	450,597千円	

◎ 施策横断的な取組

2 デジタル社会の推進

(2) 自治体の情報システムの標準化・共通化

提案・要望先 デジタル庁、総務省

千葉県担当部局 総務部



【提案・要望事項名】 自治体の情報システムの標準化・共通化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 自治体の情報システムの標準化・共通化について、各自治体が円滑に移行できるよう、デジタル基盤改革支援補助金において、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修を補助対象とするなど、財政的支援を確実に行うこと。
- 2 令和7年度末までの移行の難易度が極めて高いと考えられる情報システムについては、各自治体の状況を勘案した上で、適切な移行期限を設定するとともに、当該期限までに行う移行作業に係る経費についても「デジタル基盤改革支援補助金」の補助対象とするなど財政的支援を確実に行うこと。
- 3 標準化・共通化移行後の情報システムの運用経費については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において「平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減」を目指すと言われており、これが確実に達成されるよう、必要な対策を講じること。

【直面している課題・背景】

1 自治体の情報システムの標準化・共通化に係る財政的支援

自治体の情報システムについて、原則令和7年度(2025年)までに、全ての自治体において標準化・共通化を実現するとされている。

上記に対する財政的支援として、「デジタル基盤改革支援補助金」があり、全国の自治体が円滑、かつ、安全に移行することができるよう、令和5年補正予算で5,163億円が追加計上されたところであるが、基幹業務システムの変更により影響を受けるシステムの改修経費等が補助対象とされていないなど、更なる財政的支援が求められている。

2 移行困難システムに係る適切な移行期限の設定及び財政的支援

令和7年度末までの移行の難易度が極めて高いと考えられる情報システム(以下、「移行困難システム」という。)について、令和6年3月5日に移行困難システム把握に関する調査結果が公表され、県内では10団体・

27 システムが「該当見込み」とされたが、移行完了期限については設定されていない。

また、移行困難システムに係る令和 8 年度以降のデータ移行作業等に要する経費への財政的支援についても示されていない。

3 標準化・共通化移行後の運用経費の削減に向けた対策

標準化・共通化移行後の情報システムの運用経費については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減」を目指すとされているが、国の検証において、先行してガバメントクラウドに移行した団体の中には、移行前と比較して運用経費が増加した団体があることが確認された。

県内自治体においても、現在の試算において、移行後の情報システムの運用経費の増加が見込まれており、早急な対応が求められる。

◎ 施策横断的な取組

1 デジタル社会の推進

デジタル社会の推進に当たっては、施策横断的な視点から各分野において、以下の事項を要望している。

(3) 治安基盤の強化

1 SMS機能付きデータ通信専用SIM提供事業者による契約時の本人確認の義務付けを制度化すること

2 ランサムウェア等の脅威やネットワーク機器等の適切な保守管理の重要性について、一層の啓発を行うこと

[I-3-(1) 参照]

(4) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・防災力等の強化に向けた支援の拡充

4 コンビナートの保安・防災対策には、高度な知識や技術が要求されることから、保安を担う人材を事業者が育成・確保できるよう必要な支援を行うとともに、プラントの保安の高度化に向け、IoT や AI 等の新技術の導入促進に努めること。

[II-1-(1) 参照]

(5) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

2 デジタル技術の導入、革新的サービス開発等に向けた設備投資など生産性向上のための支援策を継続するとともに、より多くの中小企業等が利用できるよう予算規模を拡充すること。

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を検討する中小企業への支援の充実に向け、多岐に渡る課題の解決に必要な高度なIT専門家等の育成を強力に進めること。

[II-1-(2) 参照]

(6) 有害鳥獣等の対策強化

3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、様々な条件下で使用可能なドローンなど、ICTを活用したより効果的な監視・捕獲機材や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。

[II-2-(1) ⑤参照]

(7) 「G I G Aスクール構想」実現に向けた取組への支援

- 1 急激に進む教育の I C T化を支えるため、G I G Aスクール運営支援センターの継続及び学校の I C T環境に係る地方財政措置による情報通信技術支援員（I C T支援員）の増置に対する予算措置の拡充を図ること。
- 2 1人1台端末等の維持更新に要する費用について、今後も国において財源を確保するとともに、ネットワーク通信環境整備や保守管理、指導者用端末整備、大型提示装置等の周辺機器整備、ソフトウェア整備、耐用年数が経過した端末の処分費用、家庭における通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。
- 3 デジタル教科書を無償とするとともに、効果的な活用事例を全国に共有できる仕組みづくりを進めること。

[IV-2-(4) 参照]

◎ 施策横断的な取組

2 カーボンニュートラルに向けた取組の推進

カーボンニュートラルに向けた取組の推進に当たっては、施策横断的な視点から各分野において、以下の事項を要望している。

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- 1 地方公共団体が脱炭素社会の実現に向けた主体的な取組を推進できるよう、包括的、かつ、安定的な地方財源を確保すること。特に、カーボンプライシングの推進に当たり、炭素税を導入する場合には、産業への影響にも配慮して、経済界の声をよく聴きながら制度設計を行うとともに、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。
- 2 公共施設における脱炭素化・再生可能エネルギー導入、レジリエンス強化のため、PPA 導入に係る補助を少なくとも令和 12 年度まで継続すること。
- 3 住宅・建築物の脱炭素化について
 - (1) ZEH 化・ZEB 化への支援策を拡充すること。
 - (2) 既存・新築に関わらず、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入に向けたインセンティブを高める仕組みを講じること。
 - (3) 高層建築物等への再生可能エネルギー導入に有効と見込まれているペロブスカイト太陽電池について、国産で安定供給できるよう、技術開発や価格低減の促進のための予算措置など、民間事業者への継続的、かつ、十分な支援を行うこと。
- 4 次世代自動車の導入促進について
 - (1) 次世代自動車の導入に向けた補助制度を継続するとともに、必要な予算を確保すること。また、技術開発、価格低減が促進されるようメーカーに支援を行うこと。
 - (2) 集合住宅や商業施設、事業所・営業所等、様々な施設における充電設備の導入に向け、補助金交付上限額を引き上げるなど、補助制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。
- 5 中小企業における脱炭素化に資する設備導入のための補助制度を拡充すること。
- 6 J-クレジットについては、発行されるクレジットと申請や維持管理にかかる費用を比べるとメリットが少ないなどの課題があることから、制度の改善を行うこと。
- 7 脱炭素社会の実現に向けては、水素や再生可能エネルギーの更なる普及・拡大を図る必要があることから、引き続き、技術開発の推進、規制緩和、設備投資への支援など、必要な措置を講ずること。
- 8 洋上風力発電事業において、地域経済の活性化や雇用創出を図るため、産業界が国内で強靱なサプライチェーン形成への取組を進めることが

できるよう、国が積極的に後押しすること。

また、メンテナンスを担う作業員など、洋上風力発電の運用・保守等に必要の人材を確保・育成するため、メンテナンス作業員の訓練施設等の整備に係る支援を継続すること。

[VI-1-(1) 参照]

(2) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

1 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図りつつ、国民や企業の負担の軽減に努めること。

2 洋上風力発電事業において、公募により選定された発電事業者が、公募占用計画で提案した地域振興策や漁業協調策について、地元関係者の意向を踏まえながら着実に具体化、かつ、履行するよう、国において管理・監督すること。

3 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見されることから、FIT法を所管する国が責任をもって、事業計画策定ガイドラインや技術基準に基づき、事業者を指導すること。

4 FIT・FIP制度による電力の買取期間終了後も事業者が継続して事業を行えるよう仕組みを検討すること。

また、設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な社会的システムの構築を行うこと。

5 大規模な災害や盗難事故の際に、必要な太陽光発電施設の保険について、持続可能な制度となるよう仕組みを検討し、加入を義務化すること。

また、事業者から提供された保険の加入状況など必要な情報については地元自治体に提供すること。

6 固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備に係る情報についても、国が把握し、地方公共団体に提供すること。

[VI-1-(2) 参照]

(3) 京葉臨海コンビナートの国際競争力とカーボンニュートラルの両立・防災力等の強化に向けた支援の拡充

- 1 素材・エネルギー産業の集積地である京葉臨海コンビナートの国際競争力の強化とカーボンニュートラルの両立に向け、各社が取り組む研究開発・設備投資や、コンビナートの強みを生かした企業間連携の取組を促すための必要、かつ、十分な支援策を講じること。
- 2 低炭素水素等の供給・利用を促進するため、水素等供給拠点整備に係る事業性調査からインフラ整備までの一貫した支援と既存原燃料と低炭素水素等との価格差に着目した支援については、予算規模を拡充の上、継続的な財政措置を図ること。

[Ⅱ-1-(1) 参照]

(4) 成田国際空港のポテンシャルを生かした成長・発展

2 (2) SAF (持続可能な航空燃料) の安定供給

SAFについて、空港の国際線ネットワークを充実・強化していく上で必要となる量を確保するため、その供給体制の整備に万全を期すこと

[Ⅱ-1-(5) 参照]

(5) 漁場環境変化への対策強化

漁場環境変化による漁業への影響軽減に向け、次の取組を実施すること

- 2 本県沿岸域では藻場の消失範囲が急速に拡大していることから、簡易で効率的な食害魚駆除手法に関する研究や社会的な関心を高めるための働きかけを進めること
- 3 東京湾では貧酸素水塊による水生生物の生息環境の悪化やクロダイによる養殖ノリへの食害等が深刻であることから、漁業被害軽減のための研究や浅場造成等に引き続き取り組むこと
- 4 漁業者等による環境・生態系保全活動をさらに進めるため、「水産多面的機能発揮対策事業」について、十分な予算を確保すること

[Ⅱ-2-(1) ④参照]

(6) 洋上風力発電事業における名洗港の活用に向けた整備の推進

国策として進められる銚子市沖洋上風力発電事業の導入に際して、維持管理の拠点として利用され、重要な役割を果たす名洗港の整備に必要な予算を確保するとともに、GXに資する事業として支援すること。

[Ⅱ-3-(13) 参照]

- ◎ 施策横断的な取組
- 3 行財政基盤の強化
- (1) 地方税財政の充実・強化

提案・要望先 総務省

千葉県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 地方税財政の充実・強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国・地方の税財源配分のあり方を見直し、地方税源の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 感染症対策や防災・減災事業、社会保障サービスなど増大している財政需要を地方財政計画に的確に反映した上で、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。
また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応などが発生した場合、地域の実情に応じた施策を迅速、かつ、効果的に実施できるよう、必要十分な財政支援を確実に行うこと。
- 3 国庫補助負担金については、地方の超過負担を解消するとともに、国と地方の役割分担を見直した上で、地方が行うべき事業については、必要な権限と税財源を地方に移譲すること。
- 4 過疎対策事業債については、令和3年4月に新過疎法が施行され、過疎市町村数が増加した中で、過疎計画に基づく事業が今後本格化することなどから、過疎対策事業が着実に実施できるよう必要額を確保すること。

【直面している課題・背景】

- 地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等が行われていない中、こども施策をはじめとした様々な施策において、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組が必要である。
- 地方の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保・充実するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消するべきである。
- また、今後想定困難な感染症の拡大や大規模災害への対応など、急な財政需要の増大には、地域の実情に応じた施策を迅速、かつ、効果的に実施できる

よう、自由度の高い財源の措置等が必要である。

- 国庫補助負担金について、空港警備隊費などで県の超過負担が生じていることから、解消を図るべきである。
その上で、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うべきである。
- 令和3年4月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本県では過疎市町村が6団体増加し、4分の1である13団体が過疎市町村となった。
- 過疎対策事業債が過疎地域の自立促進、振興・活性化・持続的発展等に資する事業に活用されており、過疎市町村では大変重要な財源であることから、過疎対策事業債の発行額は、毎年度増加している。
- 国では、令和6年度の地方債計画において、令和5年度と比較して300億円増となったものの、物価高騰等を踏まえたものであり、また、全国の年間所要額は、計画額の5、700億円を上回る見込みとなっている。
- 資材価格等の高騰により建設事業費が引き続き上昇している中で、本県においても過疎計画に基づく事業が今後本格化することなどから、一層、過疎対策事業債の需要が増加することが見込まれる。

- ◎ 施策横断的な取組
- 3 行財政基盤の強化
- (2) 地方分権の推進

提案・要望先 内閣府、総務省
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国と地方の役割分担について、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねつつ、全国的に統一した対応が望ましい施策は国が責任をもって行うなど、適切な見直しを行い、地方が行うべき事業については、必要な権限と税財源を一体的に移譲すること。
- 2 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」は、廃止または「参酌すべき基準」とするなど、義務付け・枠付けの見直しを行うこと。また、国の補充的な指示を可能とする地方自治法改正案が令和6年通常国会に提出されたところであるが、新たな立法や法改正による国の関与の強化や義務付け・枠付けの新設は必要最小限とすること。
- 3 地方分権改革を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、対象を拡充する等、制度の見直しを行い、地方の発意に根差した提案の実現に向け積極的に取り組むこと。

【直面している課題・背景】

- 地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで様々な取組が行われてきたものの、地方に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しは十分であるとは言えない。
住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるといった基本的な考え方にに基づき、地方が必要とする事務・権限や税財源の更なる移譲を進めることが必要である。
また、こども施策や物価高騰対策等の全国的な課題のうち、地方が個々に取り組むことで、かえって混乱や不平等などを惹起するものは、国が責任を持って統一的な対応をとるべきである。
- これまでの地方分権一括法等により、国の法令で定めていた様々な基準が自治体の条例へ委任されたものの、基準を条例で定めるに当たって、省令により「従うべき基準」が設定されており、地方の裁量が許されていないことが多い。このため、地方が地域の実情に合った施策を推進できるよう、今後、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については、廃止また

は「参酌すべき基準」とするなど、義務付け・枠付けの見直しを行うことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において必要な措置が的確、かつ、迅速に実施されるよう、国の補足的な指示を可能とする地方自治法改正案が令和6年通常国会に提出された。本改正についての必要性は理解するものの、こうした新たな立法や法改正による国の関与の強化や義務付け・枠付けの新設は、これまでの地方分権改革の中で示された原則を尊重し、必要最小限とするべきである。

- 地方の発意に根差した新たな地方分権改革の取組として平成26年に導入された「提案募集方式」においては、例年、全国から多くの提案が寄せられ、提案の実現・対応の割合も高いものとなっており、地方の具体の意見を反映するための仕組みとして定着している。

しかしながら、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされたり、将来予想される支障を防止するための提案であっても現時点における具体的な支障事例が求められたりするなどして、検討対象外とされるものがある。

また、内閣府において、実現・対応したものとして整理された提案の中にも、提案どおりの対応となっていないものや、引き続き検討するとされたものも多く含まれている。

こうした現状を踏まえ、検討対象外とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について再度提案があった場合には改めてその実現に向けて積極的に検討することや、将来予想される支障を防止するための提案の場合には一律に具体的な支障事例を求めないことなど、地方の意欲と知恵を十分に生かせるよう制度の見直しを行っていく必要がある。